

相模原市個人情報の保護に関する法律施行条例について  
相模原市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように制定する。

令和 4 年 1 1 月 1 8 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市個人情報の保護に関する法律施行条例  
相模原市個人情報保護条例(平成 1 6 年相模原市条例第 2 3 号)の全部を改正する。  
(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成 1 5 年政令第 5 0 7 号。以下「政令」という。)の例による。

(個人情報ファイル簿の作成等の報告)

第 3 条 市の機関は、法第 7 5 条第 1 項の規定により個人情報ファイル簿を作成し、公表したときは、その旨を相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会(以下「審議会」という。)に報告しなければならない。政令第 2 1 条第 3 項の規定により個人情報ファイル簿を修正し、又は同条第 4 項の規定により個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルについての記載を削除したときも、同様とする。

(保有個人情報取扱事務登録簿の作成等)

第 4 条 市の機関は、保有個人情報を取り扱う事務(個人の氏名、生年月日その他の記述等又は個人識別符号により個人を検索することができる形で保有個人情報が記録された地方公共団体等行政文書を使用する事務に限る。以下この条におい

て「保有個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した保有個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 保有個人情報取扱事務の名称
- (2) 保有個人情報取扱事務の目的
- (3) 保有個人情報取扱事務をつかさどる組織の名称
- (4) 個人情報の収集方法
- (5) 保有個人情報の利用等の範囲
- (6) 保有個人情報の記録の内容

2 前項の地方公共団体等行政文書には、次に掲げるものは含まない。

- (1) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の職員に関する保有個人情報で、専らその職務の遂行に関するものが記録されたもので別に定めるもの
- (2) 市の機関の職員(職員であった者を含む。)の人事、給与その他の勤務条件に関するものが記録されたもので別に定めるもの

3 市の機関は、保有個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該保有個人情報取扱事務について保有個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

4 市の機関は、前項の規定により登録した保有個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該保有個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

5 市の機関は、前2項の規定により保有個人情報取扱事務を登録し、若しくは変更し、又は抹消したときは、その旨を審議会に報告しなければならない。

(不開示情報)

第5条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、相模原市情報公開条例(平成12年相模原市条例第39号)第7条第1号ウに掲げる情報(公務員等の職務の遂行に関する情報のうち当該公務員等の氏名に係る部分に限る。)(法第78条第1項各号(第2号を除く。)に該当するものを除く。)とする。

(開示決定等の期限)

第6条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。

ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第7条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(写しの交付に要する費用)

第8条 法第87条第1項に規定する保有個人情報の写しの交付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

(開示請求に係る手数料)

第9条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、相模原市手数料条例(平成12年相模原市条例第7号)の規定にかかわらず、無料とする。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第10条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加

工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 法第115条(法第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

(審議会への諮問)

第11条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合であって個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定により講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(運用状況の公表)

第12条 市長は、毎年度、各市の機関におけるこの条例の運用の状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、市の機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第9項中附属機関の設置に関する条例(昭和37年相模原市条例第17号)別表市長の部相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会の項の改正規定(「15人」を「13人」に改める部分に限る。)は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる者に係る改正前の相模原市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第3条第2項又は第53条第2項の規定による職務上知り得た旧条例第2条第3号に規定する個人情報(以下この項において「旧個人情報」という。)又はその事務に関して知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第2号に規定する実施機関の職員(以下この号及び附則第6項第1号において「旧実施機関職員」という。)である者又は旧実施機関職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) この条例の施行前において旧条例第53条第2項に規定する受託事務又は指定管理者の管理する市の公の施設の管理事務に従事していた者
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第7条第1項の規定により備えられている保有個人情報取扱事務登録簿は、この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)において改正後の第4条第1項の規定により作成された保有個人情報取扱事務登録簿とみなす。
- 4 施行日前に旧条例第14条第1項、第28条第1項又は第36条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、施行日以後も、なお従前の例による。
- 5 旧条例第56条の規定による相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会及び相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会の委員であった者に係る職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 6 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧条例第2条第1項に規定する実施機関(次項において「旧実施機関」という。)が保有していた旧条例第2条第6号に規定する保有個人情報(個人の秘密に属する事項を含むものに限る。以下この項において同じ。)を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
  - (1) この条例の施行の際現に旧実施機関職員である者又は旧実施機関職員であった者
  - (2) 附則第2項第2号に掲げる者
- 7 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第6号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用し

たときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 8 この条例の施行前にした行為並びに附則第4項及び附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

- 9 附属機関の設置に関する条例の一部を次のように改正する。

別表市長の部相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会の項中「、個人情報の保護」を削り、「相模原市個人情報保護条例」を「相模原市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年相模原市条例第 号)第11条」に改め、「により」の次に「市の機関又は」を加え、「15人」を「13人」に改める。

#### 提案の理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)による個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の改正に伴い、同法の施行について必要な事項を定めたく提案するものである。

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会条例について  
相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会条例を次のように制定する。

令和 4 年 1 1 月 1 8 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政不服審査法(平成 2 6 年法律第 6 8 号)第 8 1 条第 1 項の規定に基づき設置する相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営並びに調査審議の手續等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審査会は、次に掲げる法律又は条例の規定による諮問に応じ、審査請求に係る事件について調査審議し、その結果を答申する。

- (1) 相模原市情報公開条例(平成 1 2 年相模原市条例第 3 9 号)第 1 7 条第 1 項
- (2) 個人情報の保護に関する法律(平成 1 5 年法律第 5 7 号)第 1 0 5 条第 3 項において準用する同条第 1 項
- (3) 相模原市議会個人情報保護条例(令和 4 年相模原市条例第 号)第 4 6 条第 1 項
- (4) 相模原市公文書管理条例(平成 2 5 年相模原市条例第 4 6 号)第 2 2 条第 1 項

(組織)

第 3 条 審査会は、委員 9 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、法令又は行政に関し知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(総会)

第6条 審査会は、必要があると認める場合に限り、委員の全員をもって構成する総会で、審査請求に係る事件について調査審議する。

2 総会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

3 総会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 総会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審査会は、前条第1項の規定により調査審議する場合を除き、会長が指名する委員3人をもって構成する部会で、審査請求に係る事件について調査審議する。

2 部会に部会長を置き、会長が属する部会にあつては会長が部会長となり、その他の部会にあつては当該部会に属する委員の互選により定める。

3 部会長は、その部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

5 前条第2項から第4項までの規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条第2項中「総会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項及び第4項中「総会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

6 部会の決議は、これをもって審査会の決議とする。

(除斥)

第8条 委員は、第2条各号の規定により諮問を受けた事件が自己に直接の利害関係のあるものであるときは、その議事に加わることができない。

(調査審議手続の非公開)

第9条 第2条各号の規定による諮問に基づきする審査会の調査審議の手続は、公開しない。

(調査審議手続の併合又は分離)

第10条 審査会は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手続を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手続を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手続を併合し、又は分離したときは、審査請求人等(審査請求人、参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。))又は諮問庁(第13条第1項に規定する諮問庁をいう。))をいう。第15条において同じ。)にその旨を通知しなければならない。

(会議の招集の特例)

第11条 委員の任期満了後最初の総会の会議の招集は、第6条第2項の規定にかかわらず、市長が行う。

(秘密の保持)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(審査会の調査権限)

第13条 審査会は、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる諮問をした者(以下「諮問庁」という。))に対し、当該各号に定める公文書、保有個人情報又は歴史的公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開、保有個人情報の開示又は歴史的公文書の公開を求めることができない。

- (1) 第2条第1号に掲げる条例の規定による諮問 相模原市情報公開条例第11条第1項又は第2項の規定による決定に係る公文書
- (2) 第2条第2号に掲げる法律の規定による諮問 個人情報の保護に関する法律第82条、第93条又は第101条の規定による決定に係る保有個人情報
- (3) 第2条第3号に掲げる条例の規定による諮問 相模原市議会個人情報保護条例第25条、第35条又は第42条の規定による決定に係る保有個人情報
- (4) 第2条第4号に掲げる条例の規定による諮問 相模原市公文書管理条例第16条第1項又は第2項の規定による決定に係る歴史的公文書

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んでは

ならない。

- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、第1項に掲げる公文書に記録されている情報、保有個人情報に含まれている情報又は歴史的公文書に記載されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、提出するよう求めることができる。

(行政不服審査法等の規定の読替え)

第14条 第2条第1号、第3号及び第4号に掲げる条例の規定による諮問に係る審査請求についての審査会の調査審議の手續等における行政不服審査法及び行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)の規定の適用に係る読替えについては、個人情報の保護に関する法律第106条第2項及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第30条の規定を準用する。この場合において、個人情報の保護に関する法律第106条第2項の表第9条第4項の項中「第4条又は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第107条第2項の規定に基づく条例」とあるのは「第4条」と、「同法第106条第2項において」とあるのは「相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会条例第14条の規定により」と、個人情報の保護に関する法律施行令第30条の表中「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第106条第2項において」及び「個人情報保護法第106条第2項において」とあるのは「相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会条例第14条の規定により」と読み替えるものとする。

(提出資料の写しの送付)

第15条 審査会は、第13条第3項の規定による資料の提出又は行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。))にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該資料又は主張書面を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料

又は主張書面を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(諮問庁の申出)

第16条 諮問庁は、公文書に記録されている情報、保有個人情報に含まれている情報又は歴史的公文書に記録されている情報が、その取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、審査会に対し、その旨を申し出ることができる。

(庶務)

第17条 審査会の庶務は、情報公開、個人情報保護及び公文書管理に関する事務主管課において処理する。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営及び調査審議の手続について必要な事項は、会長が総会に諮って定める。

(罰則)

第19条 第12条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 附属機関の設置に関する条例(昭和37年相模原市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会の項を削り、同部相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会の中「相模原市公文書管理条例」の次に「(平成25年相模原市条例第46号)」を加える。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の附属機関の設置に関する条例(以下「改正前の附属機関条例」という。)に定める相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会の委員である者は、この条例に定める相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会の委員とみなし、その任期は、改正前の附属機関条例による任期の残任期間とする。

4 この条例の施行の際現に改正前の附属機関条例に定める相模原市情報公開・個

個人情報保護・公文書管理審査会が調査審議している事件は、この条例に定める相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会が諮問され、調査審議している事件とみなす。

#### 提案の理由

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会の組織及び運営並びに調査審議の手續等について所要の定めをいたしたく提案するものである。

相模原市情報公開条例及び相模原市公文書管理条例の一部を改正する条例について

相模原市情報公開条例及び相模原市公文書管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 1 1 月 1 8 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市情報公開条例及び相模原市公文書管理条例の一部を改正する条例

(相模原市情報公開条例の一部改正)

第 1 条 相模原市情報公開条例(平成 1 2 年相模原市条例第 3 9 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 4 条」を「第 3 3 条」に改める。

第 2 条第 2 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とする。

第 7 条中第 6 号を第 7 号とし、第 2 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 個人情報の保護に関する法律(平成 1 5 年法律第 5 7 号)第 6 0 条第 3 項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第 4 項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第 1 項に規定する保有個人情報から削除した同法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する記述等若しくは同条第 2 項に規定する個人識別符号

第 1 1 条第 3 項中「の翌日から起算して」を「から」に改める。

第 1 2 条第 1 項中「の翌日から起算して」を「から」に改め、同条第 2 項中「公開請求があった日の翌日から起算して 6 0 日」を「4 6 日」に改め、同条第 3 項中「の翌日から起算して」を「から」に、「すべて」を「全て」に改める。

第 1 6 条の 2 の見出しを「(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)」

に改め、同条中「第9条第1項本文」を「第9条第1項から第3項まで、第17条、第40条、第42条、第2章第4節及び第50条第2項」に改める。

第20条から第25条までを次のように改める。

第20条から第25条まで 削除

第29条中「毎年1回」を「毎年度、」に、「とりまとめ」を「取りまとめ」に改める。

第31条の2及び第34条を削る。

(相模原市公文書管理条例の一部改正)

第2条 相模原市公文書管理条例(平成25年相模原市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第6条第4項第3号中「の翌日から起算して」を「から」に改め、同項第4号中「相模原市個人情報保護条例(平成16年相模原市条例第23号)第14条第1項」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第76条第1項若しくは相模原市議会個人情報保護条例(令和4年相模原市条例第 号。以下「市議会個人情報保護条例」という。)第19条第1項」に、「同条例第28条第1項」を「個人情報保護法第90条第1項若しくは市議会個人情報保護条例第32条第1項」に、「同条例第36条第1項」を「個人情報保護法第98条第1項若しくは市議会個人情報保護条例第39条第1項」に、「の翌日から起算して」を「から」に改める。

第13条第3項中「相模原市個人情報保護条例第2条第3号」を「個人情報保護法第2条第1項及び市議会個人情報保護条例第2条第1項」に改める。

第15条第1項第1号エ中「第7条第5号ア又は第6号」を「第7条第6号ア又は第7号」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 情報公開条例第7条第4号に掲げる情報

第17条第1項中「の翌日から起算して」を「から」に改め、同条第2項中「利用請求があった日の翌日から起算して60日」を「46日」に改め、同条第3項中「の翌日から起算して」を「から」に改める。

第19条第2項中「第2号ただし書」を「第3号ただし書」に改め、同条第3項中「第15条第1項第1号ウ」を「第15条第1項第1号エ」に改める。

第21条の2の見出しを「(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)」

に改め、同条中「第9条第1項本文」を「第9条第1項から第3項まで、第17条、第40条、第42条、第2章第4節及び第50条第2項」に改める。

第25条から第28条までを次のように改める。

第25条から第28条まで 削除

第35条及び第36条を次のように改める。

第35条及び第36条 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(相模原市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正前の相模原市情報公開条例第31条の2の規定による相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会及び相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会の委員であった者に係る職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(相模原市公文書管理条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第2条の規定による改正前の相模原市公文書管理条例第35条の規定による相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会及び相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会の委員であった者に係る職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

5 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 提案の理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)による個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の改正に伴い、公文書の定義に係る規定の改正、公開請求における非公開情報に係る規定及び利用請求における利用対象から除外する歴史的公文書に係る規定の改正、

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会及び相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会に係る規定の整理、相模原市個人情報保護条例(平成16年相模原市条例第23号)の条項を引用する規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

## 相模原市情報公開条例及び相模原市公文書管理条例の改正の概要

### 1 改正の内容

#### (1) 相模原市情報公開条例の一部改正(第1条関係)

##### ア 公文書の定義に係る規定の改正

文書の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録について、公文書の定義に含むこととするもの

##### イ 公開請求における非公開情報に係る規定の改正

行政機関等匿名加工情報又はその作成に用いた保有個人情報から削除した記述等若しくは個人識別符号(以下「行政機関等匿名加工情報等」という。)について、公開請求における非公開情報に追加するもの

#### ※ 行政機関等匿名加工情報

個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して得られる匿名加工情報をいう。

#### ※ 個人情報ファイル

保有個人情報を含む情報の集合体であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を検索することができるように体系的に構成したものをいう。

#### ※ 匿名加工情報

記述等又は個人識別符号の削除により、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

##### ウ 相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会(以下「審査会」という。)及び相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会(以下「審議会」という。)に係る規定の整理

審査会の調査審議の手續に係る規定並びに審査会及び審議会の委員の守秘義務及び罰則に係る規定を整理するもの

#### (2) 相模原市公文書管理条例の一部改正(第2条関係)

##### ア 公文書の定義に係る規定の改正

(1)アと同様の改正を行うもの

イ 利用請求における利用対象から除外する歴史的公文書に係る規定の改正  
行政機関等匿名加工情報等が記録されている歴史的公文書について、利用  
請求における利用対象から除外するもの

ウ 審査会及び審議会に係る規定の整理

(1)ウと同様の改正を行うもの

## 2 施行期日等

### (1) 施行期日

令和5年4月1日

### (2) 経過措置

改正前の審査会及び審議会の委員であった者に対する守秘義務及び罰則に係  
る規定の適用については、なお従前の例によることとするもの

相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例について  
 相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 1 1 月 1 8 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
 (相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 相模原市一般職の給与に関する条例(昭和 2 6 年相模原市条例第 1 1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 4 条の 7 第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 9 5」を「1 0 0 分の 1 0 5」に、「1 0 0 分の 1 1 5」を「1 0 0 分の 1 2 5」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 4 5」を「1 0 0 分の 5 0」に、「1 0 0 分の 5 5」を「1 0 0 分の 6 0」に改め、同項第 3 号中「1 0 0 分の 9 5」を「1 0 0 分の 1 0 5」に、「1 0 0 分の 1 1 5」を「1 0 0 分の 1 2 5」に改める。

「

円	円	円	円
142,600	191,900	225,800	260,000
143,700	193,600	227,400	262,000
144,900	195,200	229,000	263,900
146,000	197,000	230,600	266,000
147,100	198,600	232,100	267,800
148,200	200,200	233,800	269,800
149,300	202,000	235,400	271,900
150,400	203,700	237,000	273,900
151,500	205,100	238,600	276,000
152,900	206,800	240,200	278,000

154,200	208,600	241,800	280,100
155,500	210,300	243,400	282,100
156,700	211,500	244,900	284,000
158,200	213,200	246,400	286,100
159,700	214,900	247,900	288,100
161,300	216,600	249,400	290,100
162,400	218,200	250,900	292,100
163,900	219,800	252,700	294,100
165,400	221,500	254,500	296,200
166,900	223,000	256,300	298,200
168,200	224,500	257,900	300,200
170,900	226,100	259,800	302,300
173,500	227,800	261,600	304,300
176,100	229,300	263,300	306,400
178,600	230,800	265,300	308,100
180,300	232,300	267,200	310,200
182,000	233,800	269,000	312,300
183,700	235,200	270,800	314,300
185,100	236,300	272,400	316,200
186,800	237,500	274,300	318,200
188,600	238,700	276,200	320,200
190,300	240,000	277,900	322,300
191,800	241,300	279,600	323,800
193,300	242,600	281,500	325,800
194,600	243,900	283,300	327,800
196,100	245,200	285,200	329,900
197,400	246,100	286,800	331,800
198,500	247,600	288,500	333,700
199,800	249,100	290,300	335,700
201,000	250,600	292,100	337,600
202,100	252,000	293,700	339,400

別表第 1 中

を

203,300	253,400	295,400	341,300
204,600	254,800	297,000	343,100
205,800	256,100	298,600	345,000
206,800	257,200	300,300	346,500
208,000	258,500	302,000	347,900
209,300	259,900	303,600	349,400
210,500	261,200	305,300	350,900
211,500	262,500	306,400	352,500
212,500	263,600	307,900	353,300
213,600	264,900	309,500	354,500
214,600	266,200	311,100	355,500
215,600	267,200	312,700	356,400
216,500	268,300	314,300	357,500
217,500	269,600	315,900	358,400
218,400	270,900	317,400	359,500
219,200	271,900	318,800	360,400
220,100	272,900	320,000	361,100
221,000	273,900	321,200	361,800
222,000	275,000	322,400	362,500
222,500	276,200	323,100	362,900
223,500	277,200	324,000	363,500
224,500	278,100	324,800	364,200
225,500	279,100	325,600	364,900
226,200	279,800	326,500	365,200
227,100	280,700	326,900	365,900
228,100	281,500	327,600	366,600
229,200	282,400	328,400	367,300
229,900	283,400	329,200	367,600
230,700	284,200	329,900	368,200
231,400	285,000	330,600	368,900
232,200	285,800	331,300	369,500

233,000	286,500	331,800	369,800
233,700	287,000	332,400	370,400
234,400	287,400	332,900	371,100
235,000	287,900	333,500	371,700

」

「

円	円	円	円
148,100	194,900	228,300	261,000
149,200	196,600	229,800	263,000
150,400	198,200	231,300	264,800
151,500	200,000	232,800	266,900
152,600	201,600	234,200	268,600
153,700	203,200	235,800	270,500
154,800	205,000	237,300	272,500
155,900	206,700	238,800	274,400
157,000	208,100	240,300	276,400
158,400	209,800	241,800	278,300
159,700	211,600	243,300	280,300
161,000	213,300	244,800	282,300
162,100	214,400	246,200	284,000
163,500	216,000	247,600	286,100
164,900	217,600	249,000	288,100
166,400	219,200	250,400	290,100
167,400	220,700	251,900	292,100
168,700	222,200	253,700	294,100
170,000	223,800	255,400	296,200
171,300	225,200	257,200	298,200
172,500	226,600	258,700	300,200
175,000	228,100	260,500	302,300
177,400	229,700	262,200	304,300
179,800	231,100	263,800	306,400

182,100	232,500	265,700	308,100
183,600	233,900	267,500	310,200
185,200	235,300	269,200	312,300
186,800	236,600	271,000	314,300
188,100	237,600	272,400	316,200
189,800	238,700	274,300	318,200
191,600	239,800	276,200	320,200
193,300	241,000	277,900	322,300
194,800	242,300	279,600	323,800
196,300	243,600	281,500	325,800
197,600	244,800	283,300	327,800
199,100	246,100	285,200	329,900
200,400	246,900	286,800	331,800
201,500	248,300	288,500	333,700
202,800	249,700	290,300	335,700
204,000	251,100	292,100	337,600
205,100	252,400	293,700	339,400
206,300	253,700	295,400	341,300
207,600	255,000	297,000	343,100
208,800	256,300	298,600	345,000
209,700	257,200	300,300	346,500
210,800	258,500	302,000	347,900
212,000	259,900	303,600	349,400
213,100	261,200	305,300	350,900
214,000	262,500	306,400	352,500
214,900	263,600	307,900	353,300
215,900	264,900	309,500	354,500
216,800	266,200	311,100	355,500
217,700	267,200	312,700	356,400
218,500	268,300	314,300	357,500
219,400	269,600	315,900	358,400

に改める。

220,200	270,900	317,400	359,500
220,900	271,900	318,800	360,400
221,700	272,900	320,000	361,100
222,500	273,900	321,200	361,800
223,400	275,000	322,400	362,500
223,800	276,200	323,100	362,900
224,700	277,200	324,000	363,500
225,600	278,100	324,800	364,200
226,500	279,100	325,600	364,900
227,200	279,800	326,500	365,200
228,100	280,700	326,900	365,900
229,000	281,500	327,600	366,600
230,100	282,400	328,400	367,300
230,700	283,400	329,200	367,600
231,400	284,200	329,900	368,200
232,000	285,000	330,600	368,900
232,700	285,800	331,300	369,500
233,400	286,500	331,800	369,800
234,000	287,000	332,400	370,400
234,600	287,400	332,900	371,100
235,200	287,900	333,500	371,700

」

「

円	円	円	円
128,500	178,500	198,000	245,800
129,400	180,000	199,400	247,100
130,400	181,500	200,800	248,300
131,300	182,900	202,100	249,600
132,300	184,100	203,400	250,700
133,200	185,600	204,800	252,000
134,200	187,000	206,200	253,300

135,200	188,300	207,600	254,600
136,000	189,500	209,100	255,700
137,000	190,700	210,700	256,900
137,900	191,900	212,300	258,100
139,000	193,100	213,800	259,400
139,800	194,200	215,000	260,500
140,800	195,200	216,500	261,700
141,800	196,300	218,000	262,800
142,700	197,400	219,300	263,900
143,800	198,300	220,400	264,900
144,900	199,400	221,200	266,100
146,100	200,400	222,100	267,200
147,300	201,400	223,100	268,100
148,300	202,200	224,100	269,100
149,500	203,300	225,600	270,200
150,700	204,400	227,000	271,300
151,900	205,400	228,200	272,400
153,000	206,200	229,600	273,300
154,500	207,100	230,900	274,400
156,000	207,800	232,300	275,500
157,500	208,700	233,600	276,600
158,700	209,500	234,800	277,600
160,200	210,700	236,100	278,700
161,700	211,800	237,500	279,700
163,200	212,700	238,800	280,700
164,600	213,100	240,000	281,600
166,400	214,400	241,300	282,600
168,200	215,600	242,600	283,700
170,000	216,800	244,000	284,800
171,500	217,700	245,300	285,500
173,200	218,900	246,500	286,400

別表第 2 中

174,900	220,200	247,900	287,200
176,500	221,200	249,300	288,100
178,000	222,300	250,400	289,000
179,400	223,500	251,700	290,000
180,800	224,600	252,900	291,000
182,100	225,800	254,200	291,900
183,500	226,900	255,000	292,500
184,900	228,100	256,100	293,400
186,200	229,300	257,300	294,300
187,600	230,400	258,500	295,200
188,900	231,400	259,700	295,900
190,000	232,600	260,900	296,600
191,000	233,800	262,100	297,300
192,200	234,900	263,100	298,100
193,100	235,900	264,100	298,700
194,200	236,900	265,200	299,500
195,300	237,900	266,400	300,200
196,400	238,900	267,600	300,900
197,300	239,900	268,600	301,600
198,300	240,900	269,600	302,300
199,400	241,900	270,700	303,100
200,400	242,800	271,700	303,800
201,300	243,700	272,700	304,400
202,200	244,600	273,800	305,100
203,100	245,500	274,800	305,800
204,000	246,400	275,900	306,500
204,500	247,300	276,800	307,000
205,300	248,100	277,600	307,500
206,100	248,900	278,400	308,100
206,900	249,600	279,200	308,700
207,200	250,300	280,000	309,300

を

207,800	250,900	280,800	309,700
208,200	251,400	281,600	310,200
208,800	251,900	282,300	310,700
209,200	252,200	283,100	311,000
209,800	252,600	283,800	311,500
210,500	253,100	284,600	312,000
211,200	253,600	285,400	312,400
211,500	254,100	286,000	312,600
212,200	254,500	286,600	312,900
212,800	255,000	287,100	313,200
213,500	255,500	287,500	313,500
214,200	255,800	287,900	313,800
214,800	256,100	288,300	314,100
215,500	256,400	288,800	314,400
216,200	256,700	289,300	314,700
216,900	256,900	289,700	314,900
217,600	257,200	290,300	315,300
218,200	257,500	290,900	315,600
218,900	257,800	291,500	315,800

」

「

円	円	円	円
133,500	181,300	200,200	246,700
134,400	182,800	201,500	248,000
135,400	184,300	202,800	249,100
136,300	185,700	204,000	250,400
137,300	186,900	205,300	251,400
138,200	188,400	206,700	252,700
139,200	189,800	208,000	253,900
140,200	191,100	209,300	255,100
141,000	192,300	210,700	256,100

142,000	193,500	212,200	257,200
142,900	194,700	213,700	258,300
144,000	195,900	215,100	259,600
144,800	197,000	216,200	260,500
145,800	197,900	217,700	261,700
146,800	198,900	219,100	262,800
147,700	199,900	220,300	263,900
148,800	200,700	221,400	264,900
149,900	201,700	222,200	266,100
151,100	202,600	223,000	267,200
152,300	203,500	224,000	268,100
153,300	204,200	224,900	269,100
154,400	205,200	226,300	270,200
155,500	206,200	227,600	271,300
156,600	207,100	228,700	272,400
157,600	207,800	230,000	273,300
158,900	208,600	231,300	274,400
160,200	209,200	232,600	275,500
161,600	210,000	233,900	276,600
162,700	210,800	235,000	277,600
163,900	211,900	236,300	278,700
165,200	212,900	237,700	279,700
166,500	213,700	239,000	280,700
167,700	214,100	240,200	281,600
169,400	215,400	241,500	282,600
171,200	216,500	242,800	283,700
172,900	217,700	244,000	284,800
174,400	218,500	245,300	285,500
176,100	219,600	246,500	286,400
177,800	220,800	247,900	287,200
179,400	221,700	249,300	288,100

180,900	222,800	250,400	289,000
182,300	223,900	251,700	290,000
183,700	224,900	252,900	291,000
185,000	226,100	254,200	291,900
186,400	227,100	255,000	292,500
187,800	228,300	256,100	293,400
189,100	229,300	257,300	294,300
190,500	230,400	258,500	295,200
191,800	231,400	259,700	295,900
192,900	232,600	260,900	296,600
193,900	233,800	262,100	297,300
195,100	234,900	263,100	298,100
195,900	235,900	264,100	298,700
196,900	236,900	265,200	299,500
197,900	237,900	266,400	300,200
198,900	238,900	267,600	300,900
199,700	239,900	268,600	301,600
200,600	240,900	269,600	302,300
201,600	241,900	270,700	303,100
202,600	242,800	271,700	303,800
203,400	243,700	272,700	304,400
204,200	244,600	273,800	305,100
205,000	245,500	274,800	305,800
205,800	246,400	275,900	306,500
206,200	247,300	276,800	307,000
206,900	248,100	277,600	307,500
207,600	248,900	278,400	308,100
208,300	249,600	279,200	308,700
208,500	250,300	280,000	309,300
209,000	250,900	280,800	309,700
209,300	251,400	281,600	310,200

に改める。

209,800	251,900	282,300	310,700
210,200	252,200	283,100	311,000
210,800	252,600	283,800	311,500
211,400	253,100	284,600	312,000
212,100	253,600	285,400	312,400
212,300	254,100	286,000	312,600
212,900	254,500	286,600	312,900
213,500	255,000	287,100	313,200
214,100	255,500	287,500	313,500
214,700	255,800	287,900	313,800
215,200	256,100	288,300	314,100
215,800	256,400	288,800	314,400
216,500	256,700	289,300	314,700
217,100	256,900	289,700	314,900
217,800	257,200	290,300	315,300
218,400	257,500	290,900	315,600
219,100	257,800	291,500	315,800

」

「

円	円	円	円
163,900	179,300	205,400	238,300
165,600	181,100	207,400	240,100
167,300	182,900	209,400	241,700
169,000	184,700	211,400	243,500
170,500	186,400	213,300	245,300
172,400	188,700	215,200	247,200
174,200	191,000	217,200	248,900
176,100	193,300	219,100	250,800
177,700	195,400	221,100	252,400
179,400	198,000	222,900	254,300
181,100	200,500	224,500	256,100

182,800	203,000	226,300	257,900
184,500	205,200	228,200	259,500
186,600	207,000	229,900	261,100
188,700	208,800	231,800	262,600
190,800	210,600	233,600	264,100
192,900	212,400	234,800	265,300
195,300	214,200	236,500	267,200
197,700	216,100	238,100	268,900
200,100	217,900	239,800	270,700
202,400	219,500	241,300	272,200
204,200	221,300	242,700	274,100
206,000	222,900	244,200	275,800
207,800	224,700	245,600	277,700
209,600	226,400	246,800	279,400
211,300	227,900	247,900	281,600
213,100	229,600	249,200	283,600
214,800	231,200	250,600	285,800
216,600	232,500	251,800	287,900
218,400	234,200	252,800	289,700
220,000	236,000	254,000	291,700
221,800	237,700	255,200	293,700
223,500	238,900	256,000	295,600
225,000	240,300	257,100	297,400
226,700	241,600	258,300	299,300
228,300	243,000	259,500	301,200
229,700	244,200	260,500	303,000
231,400	245,400	261,600	304,900
233,200	246,700	262,700	306,700
234,900	247,700	263,800	308,600
236,300	249,000	265,000	310,500
237,700	250,100	266,600	312,300

別表第3中

を

239,200	251,400	268,000	314,200
240,600	252,500	269,400	316,000
241,900	253,700	270,700	317,900
243,100	254,900	272,300	319,800
244,400	256,000	274,000	321,600
245,600	257,100	275,600	323,500
246,500	257,900	277,400	325,000
247,800	259,200	279,100	326,600
249,300	260,500	280,700	328,300
250,700	261,800	282,400	329,800
251,800	263,000	283,800	331,500
253,200	264,400	285,600	333,200
254,600	265,800	287,400	335,000
256,100	267,200	289,100	336,800
256,900	268,500	290,700	338,000
258,200	269,800	292,500	339,700
259,500	271,200	294,200	341,300
260,800	272,800	296,000	343,000
262,000	274,500	297,600	344,700
263,400	276,100	299,300	346,300
264,800	277,700	301,000	348,000
266,200	279,300	302,800	349,600
267,500	280,700	304,200	351,200
268,800	282,100	305,800	352,800
270,200	283,600	307,500	354,300
271,600	285,100	309,100	356,000
272,700	286,700	310,800	357,000
274,100	288,200	312,300	358,300
275,500	289,800	313,700	359,600
276,900	291,400	315,200	361,000

」

┌

円	円	円	円
169,400	184,700	208,900	241,300
171,100	186,400	210,700	243,100
172,800	188,100	212,600	244,700
174,500	189,800	214,500	246,500
176,000	191,400	216,300	248,200
177,900	193,500	218,200	250,000
179,700	195,600	220,200	251,600
181,600	197,700	222,100	253,400
183,100	199,700	224,100	254,900
184,700	202,100	225,900	256,700
186,300	204,400	227,500	258,400
187,900	206,700	229,300	260,100
189,500	208,700	231,200	261,600
191,400	210,300	232,900	263,100
193,300	212,000	234,800	264,500
195,200	213,700	236,600	265,900
197,200	215,400	237,800	267,000
199,400	217,200	239,500	268,800
201,600	219,100	241,100	270,400
203,800	220,900	242,800	272,100
205,900	222,500	244,200	273,500
207,500	224,300	245,500	275,300
209,200	225,900	246,900	276,900
210,900	227,700	248,200	278,700
212,600	229,400	249,300	280,400
214,300	230,900	250,300	282,600
216,100	232,600	251,500	284,500
217,800	234,200	252,800	286,700
219,600	235,500	253,900	288,700

221,400	237,200	254,800	290,400
223,000	239,000	255,900	292,300
224,800	240,700	257,000	294,200
226,500	241,800	257,700	296,000
228,000	243,100	258,700	297,700
229,700	244,300	259,800	299,500
231,300	245,600	260,900	301,400
232,700	246,700	261,800	303,000
234,400	247,800	262,800	304,900
236,200	249,000	263,800	306,700
237,900	249,900	264,800	308,600
239,200	251,100	266,000	310,500
240,500	252,100	267,600	312,300
241,900	253,300	268,900	314,200
243,200	254,300	270,300	316,000
244,400	255,400	271,500	317,900
245,500	256,500	273,000	319,800
246,700	257,500	274,600	321,600
247,800	258,500	276,100	323,500
248,600	259,200	277,800	325,000
249,800	260,400	279,400	326,600
251,200	261,600	280,900	328,300
252,500	262,800	282,600	329,800
253,500	264,000	283,800	331,500
254,800	265,400	285,600	333,200
256,100	266,700	287,400	335,000
257,500	268,100	289,100	336,800
258,200	269,300	290,700	338,000
259,400	270,500	292,500	339,700
260,600	271,800	294,200	341,300
261,800	273,300	296,000	343,000

に改める。

263,000	274,900	297,600	344,700
264,400	276,400	299,300	346,300
265,700	277,900	301,000	348,000
267,100	279,500	302,800	349,600
268,300	280,700	304,200	351,200
269,500	282,100	305,800	352,800
270,800	283,600	307,500	354,300
272,100	285,100	309,100	356,000
273,100	286,700	310,800	357,000
274,400	288,200	312,300	358,300
275,700	289,800	313,700	359,600
277,100	291,400	315,200	361,000

」

「

円	円	円
249,800	335,000	399,000
252,300	338,000	401,900
254,800	340,900	404,500
257,300	343,800	407,200
259,500	346,500	409,800
263,300	349,700	412,200
267,100	352,800	414,900
270,900	355,900	417,300
274,500	358,700	419,500
278,500	361,400	422,200
282,500	364,500	424,800
286,500	367,700	427,500
290,300	370,600	429,900
294,300	374,100	432,400
298,200	377,100	434,800
302,100	380,700	437,300

別表第4中

305,800	384,300	439,300
309,400	387,000	441,700
312,900	389,500	444,000
316,500	392,100	446,400
320,100	394,900	447,900
323,800	397,200	450,300
327,300	399,700	452,600
330,600	401,800	454,900
334,100	403,800	456,900
336,800	406,100	459,200
339,400	408,300	461,400
342,000	410,600	463,700
344,800	412,900	465,800
346,700	415,000	468,100
348,900	417,000	470,400
351,300	419,100	472,600
353,500	421,000	474,600
355,800	422,800	476,700
357,900	424,600	478,800
360,200	426,600	480,900
362,400	428,500	483,000
364,800	430,500	484,800
367,000	432,400	486,600
369,000	434,400	488,400
371,300	436,200	490,100
372,500	438,000	491,900
373,900	439,700	493,700

を

「

円	円	円
253,600	338,400	400,400

」

256,100	341,400	403,300
258,600	344,200	405,900
261,100	347,100	408,600
263,300	349,800	411,000
267,100	352,800	413,300
270,900	355,900	415,400
274,700	358,700	417,300
278,300	361,100	419,500
282,300	363,700	422,200
286,300	366,400	424,800
290,300	369,200	427,500
294,000	372,100	429,900
298,000	375,600	432,400
301,900	378,600	434,800
305,700	382,200	437,300
309,300	385,600	439,300
312,800	388,300	441,700
316,300	390,800	444,000
319,800	393,400	446,400
323,400	396,100	447,900
327,100	398,300	450,300
330,500	400,200	452,600
333,800	401,800	454,900
337,300	403,800	456,900
339,800	406,100	459,200
342,400	408,300	461,400
344,700	410,600	463,700
347,100	412,900	465,800
348,900	415,000	468,100
350,700	417,000	470,400
352,700	419,100	472,600

に改める。

354,900	421,000	474,600
357,200	422,800	476,700
359,300	424,600	478,800
361,600	426,600	480,900
363,700	428,500	483,000
366,100	430,500	484,800
368,300	432,400	486,600
370,300	434,400	488,400
372,500	436,200	490,100
373,500	438,000	491,900
374,300	439,700	493,700

」

第2条 相模原市一般職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条の7第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に、「100分の125」を「100分の120」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に、「100分の60」を「100分の57.5」に改め、同項第3号中「100分の105」を「100分の100」に、「100分の125」を「100分の120」に改める。

(相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年相模原市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「375,000」を「376,000」に改める。

第8条第2項中「任期付職員条例」を「相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」に、「100分の162.5」を「100分の167.5」に改め、同条第3項中「任期付職員条例」を「相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」に改める。

第4条 相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(相模原市学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 相模原市学校職員の給与に関する条例(平成28年相模原市条例第28号)

の一部を次のように改正する。

「

円	円	円	円
158,700	174,500	250,700	289,700
160,200	176,600	253,200	292,300
161,700	178,700	255,700	295,200
163,200	180,900	258,000	297,700
164,900	182,800	260,600	300,100
166,800	185,000	263,000	302,500
168,600	187,200	265,200	304,800
170,400	189,400	267,400	307,200
172,100	191,600	269,500	309,600
174,200	194,400	271,700	312,200
176,200	197,100	273,900	314,900
178,200	199,800	275,900	317,800
180,100	202,600	278,200	320,200
182,300	204,300	280,200	322,200
184,500	206,000	282,100	324,200
186,700	207,700	284,100	326,500
188,900	209,400	285,800	328,700
191,500	211,000	288,200	330,900
194,000	212,700	290,500	333,200
196,500	214,200	293,000	335,300
198,900	215,900	295,100	337,400
200,600	217,800	297,600	339,500
202,300	219,500	299,900	341,700
204,000	221,400	302,600	343,800
205,400	223,100	304,900	345,800
207,000	224,900	307,300	347,700
208,700	226,900	309,800	349,700
210,200	228,800	312,100	351,700

別表第 1 中

211,600	230,600	314,400	353,600
213,300	233,200	316,600	355,400
214,800	235,900	318,700	357,100
216,500	238,500	320,900	359,000
218,100	241,000	323,000	360,500
219,700	243,700	325,100	362,200
221,500	246,300	327,300	363,900
223,200	248,900	329,300	365,700
224,700	251,300	331,400	367,600
226,400	253,700	333,500	369,100
228,200	256,200	335,700	370,600
229,900	258,400	337,900	372,200
231,500	261,000	339,800	373,400
233,100	263,300	342,000	374,800
234,700	265,500	344,100	376,200
236,200	267,600	346,300	377,700
237,700	269,800	348,100	379,200
239,000	271,900	350,000	380,800
240,300	274,100	352,100	382,400
241,400	276,100	354,100	383,900
242,800	278,100	355,800	385,200
244,200	280,100	357,700	386,700
245,400	282,000	359,500	388,200
246,800	284,000	361,400	389,600
248,000	285,800	363,300	390,800
249,100	288,200	365,000	392,100
250,500	290,500	366,700	393,200
251,600	293,000	368,300	394,300
252,600	295,000	369,800	395,700
253,700	297,500	371,300	396,900
254,800	299,800	372,800	398,100

を

256,000	302,500	374,200	399,400
257,300	304,900	375,200	400,600
258,600	307,300	376,600	401,600
260,000	309,800	378,000	403,000
261,200	312,100	379,300	404,300
262,400	314,300	380,600	405,500
263,900	316,500	381,900	406,600
265,400	318,600	383,100	407,800
267,100	320,800	384,400	408,900
268,600	323,000	385,700	409,900
270,000	325,100	386,800	410,900
271,400	327,300	388,100	411,900
272,800	329,300	389,300	412,900

」

「

円	円	円	円
161,700	177,500	253,600	291,400
163,200	179,600	256,000	293,900
164,700	181,700	258,400	296,700
166,200	183,900	260,600	299,100
167,900	185,800	263,100	301,400
169,800	188,000	265,400	303,700
171,600	190,200	267,500	305,900
173,400	192,400	269,600	308,200
175,100	194,600	271,600	310,600
177,200	197,400	273,700	313,200
179,200	200,100	275,800	315,800
181,200	202,800	277,700	318,700
183,100	205,600	279,900	321,000
185,300	207,300	281,800	322,900
187,500	209,000	283,600	324,800

189,700	210,700	285,500	327,000
191,900	212,400	287,100	329,100
194,500	214,000	289,400	331,200
197,000	215,700	291,600	333,400
199,500	217,200	294,000	335,500
201,900	218,900	296,100	337,400
203,600	220,800	298,600	339,500
205,300	222,500	300,800	341,700
207,000	224,400	303,500	343,800
208,400	226,100	305,700	345,800
210,000	227,900	308,000	347,700
211,700	229,900	310,400	349,700
213,200	231,800	312,600	351,700
214,600	233,600	314,800	353,600
216,300	236,200	316,900	355,400
217,800	238,900	318,900	357,100
219,500	241,500	321,100	359,000
221,100	243,900	323,000	360,500
222,700	246,500	325,100	362,200
224,500	249,000	327,300	363,900
226,200	251,500	329,300	365,700
227,700	253,800	331,400	367,600
229,400	256,100	333,500	369,100
231,200	258,500	335,700	370,600
232,900	260,600	337,900	372,200
234,400	263,100	339,800	373,400
235,900	265,300	342,000	374,800
237,400	267,400	344,100	376,200
238,800	269,400	346,300	377,700
240,200	271,500	348,100	379,200
241,400	273,500	350,000	380,800

に改める。

242,600	275,600	352,100	382,400
243,600	277,500	354,100	383,900
244,900	279,400	355,800	385,200
246,200	281,300	357,700	386,700
247,300	283,100	359,500	388,200
248,600	285,000	361,400	389,600
249,700	286,800	363,300	390,800
250,700	289,200	365,000	392,100
252,000	291,400	366,700	393,200
253,000	293,900	368,300	394,300
253,900	295,800	369,800	395,700
254,900	298,200	371,300	396,900
255,900	300,400	372,800	398,100
257,000	303,000	374,200	399,400
258,300	305,300	375,200	400,600
259,600	307,600	376,600	401,600
260,900	310,000	378,000	403,000
262,100	312,300	379,300	404,300
263,200	314,300	380,600	405,500
264,600	316,500	381,900	406,600
266,000	318,600	383,100	407,800
267,600	320,800	384,400	408,900
269,000	323,000	385,700	409,900
270,300	325,100	386,800	410,900
271,600	327,300	388,100	411,900
273,000	329,300	389,300	412,900

」

「

円	円	円	円
142,600	191,900	225,800	260,000
143,700	193,600	227,400	262,000

144,900	195,200	229,000	263,900
146,000	197,000	230,600	266,000
147,100	198,600	232,100	267,800
148,200	200,200	233,800	269,800
149,300	202,000	235,400	271,900
150,400	203,700	237,000	273,900
151,500	205,100	238,600	276,000
152,900	206,800	240,200	278,000
154,200	208,600	241,800	280,100
155,500	210,300	243,400	282,100
156,700	211,500	244,900	284,000
158,200	213,200	246,400	286,100
159,700	214,900	247,900	288,100
161,300	216,600	249,400	290,100
162,400	218,200	250,900	292,100
163,900	219,800	252,700	294,100
165,400	221,500	254,500	296,200
166,900	223,000	256,300	298,200
168,200	224,500	257,900	300,200
170,900	226,100	259,800	302,300
173,500	227,800	261,600	304,300
176,100	229,300	263,300	306,400
178,600	230,800	265,300	308,100
180,300	232,300	267,200	310,200
182,000	233,800	269,000	312,300
183,700	235,200	270,800	314,300
185,100	236,300	272,400	316,200
186,800	237,500	274,300	318,200
188,600	238,700	276,200	320,200
190,300	240,000	277,900	322,300
191,800	241,300	279,600	323,800

別表第 2 中

193,300	242,600	281,500	325,800
194,600	243,900	283,300	327,800
196,100	245,200	285,200	329,900
197,400	246,100	286,800	331,800
198,500	247,600	288,500	333,700
199,800	249,100	290,300	335,700
201,000	250,600	292,100	337,600
202,100	252,000	293,700	339,400
203,300	253,400	295,400	341,300
204,600	254,800	297,000	343,100
205,800	256,100	298,600	345,000
206,800	257,200	300,300	346,500
208,000	258,500	302,000	347,900
209,300	259,900	303,600	349,400
210,500	261,200	305,300	350,900
211,500	262,500	306,400	352,500
212,500	263,600	307,900	353,300
213,600	264,900	309,500	354,500
214,600	266,200	311,100	355,500
215,600	267,200	312,700	356,400
216,500	268,300	314,300	357,500
217,500	269,600	315,900	358,400
218,400	270,900	317,400	359,500
219,200	271,900	318,800	360,400
220,100	272,900	320,000	361,100
221,000	273,900	321,200	361,800
222,000	275,000	322,400	362,500
222,500	276,200	323,100	362,900
223,500	277,200	324,000	363,500
224,500	278,100	324,800	364,200
225,500	279,100	325,600	364,900

を

226,200	279,800	326,500	365,200
227,100	280,700	326,900	365,900
228,100	281,500	327,600	366,600
229,200	282,400	328,400	367,300
229,900	283,400	329,200	367,600
230,700	284,200	329,900	368,200
231,400	285,000	330,600	368,900
232,200	285,800	331,300	369,500
233,000	286,500	331,800	369,800
233,700	287,000	332,400	370,400
234,400	287,400	332,900	371,100
235,000	287,900	333,500	371,700

」

「

円	円	円	円
148,100	194,900	228,300	261,000
149,200	196,600	229,800	263,000
150,400	198,200	231,300	264,800
151,500	200,000	232,800	266,900
152,600	201,600	234,200	268,600
153,700	203,200	235,800	270,500
154,800	205,000	237,300	272,500
155,900	206,700	238,800	274,400
157,000	208,100	240,300	276,400
158,400	209,800	241,800	278,300
159,700	211,600	243,300	280,300
161,000	213,300	244,800	282,300
162,100	214,400	246,200	284,000
163,500	216,000	247,600	286,100
164,900	217,600	249,000	288,100
166,400	219,200	250,400	290,100

167,400	220,700	251,900	292,100
168,700	222,200	253,700	294,100
170,000	223,800	255,400	296,200
171,300	225,200	257,200	298,200
172,500	226,600	258,700	300,200
175,000	228,100	260,500	302,300
177,400	229,700	262,200	304,300
179,800	231,100	263,800	306,400
182,100	232,500	265,700	308,100
183,600	233,900	267,500	310,200
185,200	235,300	269,200	312,300
186,800	236,600	271,000	314,300
188,100	237,600	272,400	316,200
189,800	238,700	274,300	318,200
191,600	239,800	276,200	320,200
193,300	241,000	277,900	322,300
194,800	242,300	279,600	323,800
196,300	243,600	281,500	325,800
197,600	244,800	283,300	327,800
199,100	246,100	285,200	329,900
200,400	246,900	286,800	331,800
201,500	248,300	288,500	333,700
202,800	249,700	290,300	335,700
204,000	251,100	292,100	337,600
205,100	252,400	293,700	339,400
206,300	253,700	295,400	341,300
207,600	255,000	297,000	343,100
208,800	256,300	298,600	345,000
209,700	257,200	300,300	346,500
210,800	258,500	302,000	347,900
212,000	259,900	303,600	349,400

に改める。

213,100	261,200	305,300	350,900
214,000	262,500	306,400	352,500
214,900	263,600	307,900	353,300
215,900	264,900	309,500	354,500
216,800	266,200	311,100	355,500
217,700	267,200	312,700	356,400
218,500	268,300	314,300	357,500
219,400	269,600	315,900	358,400
220,200	270,900	317,400	359,500
220,900	271,900	318,800	360,400
221,700	272,900	320,000	361,100
222,500	273,900	321,200	361,800
223,400	275,000	322,400	362,500
223,800	276,200	323,100	362,900
224,700	277,200	324,000	363,500
225,600	278,100	324,800	364,200
226,500	279,100	325,600	364,900
227,200	279,800	326,500	365,200
228,100	280,700	326,900	365,900
229,000	281,500	327,600	366,600
230,100	282,400	328,400	367,300
230,700	283,400	329,200	367,600
231,400	284,200	329,900	368,200
232,000	285,000	330,600	368,900
232,700	285,800	331,300	369,500
233,400	286,500	331,800	369,800
234,000	287,000	332,400	370,400
234,600	287,400	332,900	371,100
235,200	287,900	333,500	371,700

」

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和4年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(相模原市一般職の給与に関する条例第14条の7の改正規定を除く。)による改正後の相模原市一般職の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)、第3条の規定(相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条の改正規定を除く。)による改正後の相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)及び第5条の規定による改正後の相模原市学校職員の給与に関する条例(以下「改正後の学校職員給与条例」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の学校職員給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の相模原市一般職の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第5条の規定による改正前の相模原市学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の学校職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

#### 提案の理由

相模原市人事委員会からの職員の給与に関する勧告並びに国及び他の地方公共団体の給与等を勘案し、一般職の職員の給料、期末手当及び勤勉手当に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市一般職の給与に関する条例等の改正の概要

1 改正の内容

(1) 相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正(第1条及び第2条関係)

ア 給料の改定

区分	平均給料月額		平均改定額	平均改定率
	現行	改定後		
行政職給料表(1) (別表第1)	306,979 円	307,760 円	781 円	0.25 %
行政職給料表(2) (別表第2)	312,566	312,717	151	0.05
消防職給料表 (別表第3)	314,262	315,250	988	0.31
医療職給料表 (別表第4)	495,167	495,167	0	0.00
全体	308,935	309,710	775	0.25

備考 平均給料月額の現行の欄に掲げる金額は、令和4年4月1日現在の額

イ 勤勉手当の支給割合の改定

単位：月

区分	現行			改定後		
	6月期	12月期	合計	6月期	12月期	合計
一般職員	0.95	0.95	1.9	0.95	1.05	2.0
				1.0	1.0	2.0
特定幹部職員	1.15	1.15	2.3	1.15	1.25	2.4
				1.2	1.2	2.4
再任用職員 (一般職員)	0.45	0.45	0.9	0.45	0.5	0.95
				0.475	0.475	0.95

再任用職員 (特定幹部職員)	0.55	0.55	1.1	0.55	0.6	1.15
				0.575	0.575	1.15
任期付短時間勤務職員 (一般職員)	0.95	0.95	1.9	0.95	1.05	2.0
				1.0	1.0	2.0
任期付短時間勤務職員 (特定幹部職員)	1.15	1.15	2.3	1.15	1.25	2.4
				1.2	1.2	2.4

備考 改定後の各区分の欄の上段は令和4年度の支給割合、下段は令和5年度以降の支給割合

(2) 相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正(第3条及び第4条関係)

ア 給料の改定

特定任期付職員の給料表における1号給の給料月額を375,000円から376,000円に改定するもの

イ 期末手当の支給割合の改定

単位：月

区分	現行			改定後		
	6月期	12月期	合計	6月期	12月期	合計
特定任期付職員	1.625	1.625	3.25	1.625	1.675	3.3
				1.65	1.65	3.3

備考 改定後の欄の上段は令和4年度の支給割合、下段は令和5年度以降の支給割合

(3) 相模原市学校職員の給与に関する条例の一部改正(第5条関係)

給料の改定

区分	平均給料月額		平均改定額	平均改定率
	現行	改定後		
教育職給料表 (別表第1)	331,098 円	331,837 円	739 円	0.22 %
学校事務職給料表 (別表第2)	276,876	277,777	901	0.33
全体	329,165	329,910	745	0.23

備考 平均給料月額の現行の欄に掲げる金額は、令和4年4月1日現在の額

## 2 施行期日等

令和4年12月1日。ただし、1(1)イ及び(2)イのうち令和5年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合に係る規定は、令和5年4月1日から施行し、1(1)ア、(2)ア及び(3)に係る規定は、令和4年4月1日から適用

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例  
について

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年11月18日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例(昭和29年相模原市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の160」を「100分の165」に改める。

第2条 相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の165」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

提案の理由

国の特別職の職員に対する期末手当並びに本市の一般職の職員に対する期末手当及び勤勉手当の支給割合を勘案し、市長等常勤の特別職の期末手当の支給割合に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

期末手当の支給割合に係る規定の改正(第1条及び第2条関係)

単位：月

区分	現行			改定後		
	6月期	12月期	合計	6月期	12月期	合計
市長等常勤 の特別職	1.6	1.6	3.2	1.6	1.65	3.25
				1.625	1.625	3.25

備考 改定後の欄の上段は令和4年度の支給割合、下段は令和5年度以降の支給割合

2 施行期日

令和4年12月1日。ただし、令和5年度以降の期末手当の支給割合に係る規定は、令和5年4月1日

相模原市手数料条例の一部を改正する条例について  
相模原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 1 1 月 1 8 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市手数料条例の一部を改正する条例

相模原市手数料条例(平成 1 2 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 2 1 号の表 1 の項中「登録」の次に「(動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号)第 3 9 条の 7 第 2 項の規定により当該犬の登録の申請があったものとみなされることによる登録を除く。)」を加える。

別表第 2 第 2 3 号中「昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号。」を削り、同号の表に次のように加える。

9	法第 3 9 条の 7 第 6 項	犬の鑑札の交付	1 件	1,600 円
---	-------------------	---------	-----	---------

別表第 4 第 2 号の表中「の住戸の総数に応じて次に掲げる」を「(一戸建ての住宅を除く。)の場合 次に掲げる住戸の総数の区分に応じて定める」に、「1 棟の建築物の住戸の総数に応じて掲げる額に」を「額に、」に改める。

別表第 4 第 3 号の表 1 の項を次のように改める。

1	法第 5 3 条第 1 項	低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	1 件	( 1 ) 一戸建ての住宅の場合 34,000 円(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 1 5 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」
---	---------------	-------------------------	-----	--

という。)による技術的審査を受け、その適合証を添付している場合(以下この号において「適合証の場合」という。)は、4,900円)

(2) 1棟の建築物(一戸建ての住宅を除く。)の場合 次に掲げる額のうち、当該申請に係る部分の金額を合算した額

ア 住戸部分(住宅部分(人の居住の用に供する建築物の部分をいう。以下同じ。))のうち住戸の部分(以下同じ。)) 次に掲げる住戸の総戸数の区分に応じて定める額

(ア) 総戸数が1戸のもの  
34,000円(適合証の場合は、4,900円)

(イ) 総戸数が1戸を超え、5戸以内のもの 69,000円(適合証の場合は、9,600円)

(ウ) 総戸数が5戸を超え、10戸以内のもの 97,000円(適合証の場合は、16,000円)

(エ) 総戸数が10戸を超え、25戸以内のもの 140,000円(適合証の場合は、27,000円)

(オ) 総戸数が 25 戸を超え、  
50 戸以内のもの 200,000  
円 (適合証の場合は、  
45,000 円)

(カ) 総戸数が 50 戸を超え、  
100 戸以内のもの 280,000  
円 (適合証の場合は、  
81,000 円)

(キ) 総戸数が 100 戸を超え、  
200 戸以内のもの 380,000  
円 (適合証の場合は、  
130,000 円)

(ク) 総戸数が 200 戸を超え、  
300 戸以内のもの 500,000  
円 (適合証の場合は、  
160,000 円)

(ケ) 総戸数が 300 戸を超える  
もの 590,000 円 (適合証  
の場合は、170,000 円)

イ 共用部分(住宅部分のうち  
住戸部分に居住する者が共  
用する廊下、管理人室、集  
会室等の住戸部分以外の部  
分をいう。以下同じ。) 次  
に掲げる床面積の区分に応  
じて定める額

(ア) 床面積の合計が 300 平方  
メートル以内のもの  
110,000 円 (適合証の場合  
は、9,600 円)

(イ) 床面積の合計が 300 平方

メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの  
140,000円（適合証の場合は、17,000円）

(ウ) 床面積の合計が1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの  
180,000円（適合証の場合は、27,000円）

(エ) 床面積の合計が2,000 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以内のもの  
280,000円（適合証の場合は、81,000円）

(オ) 床面積の合計が5,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以内のもの  
360,000円（適合証の場合は、130,000円）

(カ) 床面積の合計が10,000 平方メートルを超え、25,000 平方メートル以内のもの  
430,000円（適合証の場合は、160,000円）

(キ) 床面積の合計が25,000 平方メートルを超えるもの  
500,000円（適合証の場合は、200,000円）

ウ 非住宅部分（建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分をいう。以下同じ。） 次

に掲げる床面積の区分に応じて定める額

(ア) 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの  
240,000円(適合証の場合は、9,600円)

(イ) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの  
300,000円(適合証の場合は、17,000円)

(ウ) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの  
380,000円(適合証の場合は、27,000円)

(エ) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以内のもの  
550,000円(適合証の場合は、81,000円)

(オ) 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以内のもの  
670,000円(適合証の場合は、130,000円)

(カ) 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの  
790,000円(適合証の場合は、160,000円)

				(キ) 床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの 900,000 円(適合証の場合は、200,000 円)
--	--	--	--	--

別表第 4 第 3 号の表 2 の項中「、(2)又は(3)」を「又は(2)」に改め、同表 3 の項を次のように改める。

3	法第 5 5 条第 1 項	認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更の申請に対する審査	1 件	<p>(1) 一戸建ての住宅の場合 17,000 円(適合証の場合は、2,450 円)</p> <p>(2) 既に計画の認定を受けた 1 棟の建築物(一戸建ての住宅を除く。)の場合 次に掲げる額のうち、当該変更申請に係る部分(既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。)の金額を合算した額</p> <p>ア 住戸部分 次に掲げる住戸の総戸数の区分に応じて定める額</p> <p>(ア) 総戸数が 1 戸のもの 17,000 円(適合証の場合は、2,450 円)</p> <p>(イ) 総戸数が 1 戸を超え、5 戸以内のもの 34,500 円(適合証の場合は、4,800 円)</p> <p>(ウ) 総戸数が 5 戸を超え、10 戸以内のもの 48,500 円(適合証の場合は、8,000 円)</p>
---	---------------	-------------------------------	-----	--

(エ) 総戸数が 10 戸を超え、  
25 戸以内のもの 70,000  
円 (適合証の場合は、  
13,500 円)

(オ) 総戸数が 25 戸を超え、  
50 戸以内のもの 100,000  
円 (適合証の場合は、  
22,500 円)

(カ) 総戸数が 50 戸を超え、  
100 戸以内のもの 140,000  
円 (適合証の場合は、  
40,500 円)

(キ) 総戸数が 100 戸を超え、  
200 戸以内のもの 190,000  
円 (適合証の場合は、  
65,000 円)

(ク) 総戸数が 200 戸を超え、  
300 戸以内のもの 250,000  
円 (適合証の場合は、  
80,000 円)

(ケ) 総戸数が 300 戸を超える  
もの 295,000 円 (適合証  
の場合は、85,000 円)

イ 共用部分 次に掲げる床  
面積の区分に応じて定める  
額

(ア) 床面積の合計が 300 平方  
メートル以内のもの  
55,000 円 (適合証の場合  
は、4,800 円)

(イ) 床面積の合計が 300 平方

- メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの  
70,000円(適合証の場合は、8,500円)
- (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの  
90,000円(適合証の場合は、13,500円)
- (エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの  
140,000円(適合証の場合は、40,500円)
- (オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの  
180,000円(適合証の場合は、65,000円)
- (カ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 215,000円(適合証の場合は、80,000円)
- (キ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 250,000円(適合証の場合は、100,000円)
- ウ 非住宅部分 次に掲げる床面積の区分に応じて定める額

- (ア) 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの  
120,000円(適合証の場合は、4,800円)
- (イ) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの  
150,000円(適合証の場合は、8,500円)
- (ウ) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの  
190,000円(適合証の場合は、13,500円)
- (エ) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以内のもの  
275,000円(適合証の場合は、40,500円)
- (オ) 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以内のもの  
335,000円(適合証の場合は、65,000円)
- (カ) 床面積の合計が10,000 平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 395,000円(適合証の場合は、80,000円)
- (キ) 床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるも

				<p>の 450,000 円(適合証の場合は、100,000 円)</p> <p>エ 新たに追加する住戸部分、共用部分又は非住宅部分 1 の項の(2)により算定した金額(この場合において同項の(2)中「総戸数」とあるのは「追加する戸数」と、「床面積」とあるのは「追加する床面積」とそれぞれ読み替えるものとする。)</p>
--	--	--	--	--

別表第 4 第 3 号の表 4 の項及び別表第 4 第 4 号の表中「、(2)又は(3)」を「又は(2)」に改める。

別表第 5 に次の 1 号を加える。

(6) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年法律第 149 号。以下この号において「法」という。)に基づく事務

番号	根拠条項	手数料を徴収する事務	単位	金額
1	法第 3 条第 1 項	液化石油ガス販売事業に係る登録の申請に対する審査	1 件	31,000 円
2	法第 3 条の 2 第 3 項	液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付	1 通	630 円
3	法第 3 条の 2 第 3 項	液化石油ガス販売事業者登録簿の閲覧	1 回	460 円
4	法第 29 条第 1 項	保安機関の認定の申請に対する審査	1 件	34,000 円と 6,900 円に新たに行う保安業務区分の数を乗

						じて得た額 との合計額
5	法第32 条第1項	保安機関の認定の更新の申請に対する審査		1件		14,000円と 6,900円に 保安業務区 分の数を乗 じて得た額 との合計額
6	法第33 条第1項	保安機関の保安業務に係る一般消費者等 の数の増加の認可の申請に対する審査		1件		20,000円と 6,900円に 保安業務区 分の数を乗 じて得た額 との合計額
7	法第35 条の6第 1項	保安確保機 器の設置及 び管理の方 法の認定の 申請に対す る審査	当該申請を 行う者が販 売契約を締 結している 一般消費者 等の数が右 に掲げる区 分ごとであ る場合	1,000戸未 満の場合	1件	55,000円
				1,000戸以 上10,000戸 未満の場合	1件	80,000円
				10,000戸以 上の場合	1件	98,000円
8	法第36 条第1項	貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可 の申請に対する審査		1件		21,000円に 貯蔵施設又 は特定供給 設備の数を 乗じて得た 金額
9	法第37 条の2第	貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変 更又は特定供給設備の位置、構造、設備		1件		15,000円に 変更に係る

	1 項	若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査		貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額
1 0	法第 3 7 条の 3 第 1 項	貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	1 件	31,000 円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第 20 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第 8 条第 1 号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この号において「完成検査合格施設」という。）であるものを除

				く。)の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
1 1	法第37条の3第1項	貯蔵施設又は特定供給設備の変更の完成検査	1 件	24,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備(完成検査合格施設であるものを除く。)の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との

				合計額
1 2	法第 3 7 条の 4 第 1 項	充てん設備による液化石油ガスの充てんの許可の申請に対する審査	1 件	28,000 円に充てん設備の数を乗じて得た金額
1 3	法第 3 7 条の 4 第 3 項において準用する法第 3 7 条の 2 第 1 項	充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可の申請に対する審査	1 件	17,000 円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た金額
1 4	法第 3 7 条の 4 第 4 項において準用する法第 3 7 条の 3 第 1 項	充てん設備の完成検査	1 件	36,000 円に充てん設備の数を乗じて得た金額
1 5	法第 3 7 条の 4 第 4 項において準用する法第 3 7 条の 3 第 1 項	充てん設備の変更の完成検査	1 件	27,000 円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た金額
1 6	法第 3 7 条の 6 第 1 項	充てん設備の保安検査	1 件	27,000 円に検査に係る充てん設備の数を乗じて得た金額

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 4 の改正規定は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和 4 年国土交通省令第 6 8 号。以下「改正省令」という。)附則第 2 項又は第 4 項の規定によりなお従前の例によることとされた申請書の様式による都市の低炭素化の促進に関する法律(平成 2 4 年法律第 8 4 号。以下「法」という。)第 5 5 条第 1 項に規定する低炭素建築物新築等計画の変更の申請に対する審査については、改正前の別表第 4 第 3 号の表 1 の項、3 の項及び 4 の項の規定は、なおその効力を有する。
- 3 次に掲げる低炭素建築物新築等計画に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成 2 4 年国土交通省令第 8 6 号)第 4 6 条の 2 に規定する書面の交付については、改正前の別表第 4 第 3 号の表 1 の項及び 3 の項並びに別表第 4 第 4 号の表の規定は、なおその効力を有する。
  - (1) 令和 4 年 1 0 月 1 日において現に法第 5 4 条第 1 項の認定を受けている低炭素建築物新築等計画(次号に掲げるものを除く。)
  - (2) 改正省令附則第 2 項から第 4 項までの規定によりなお従前の例によることとされた申請書の様式により法第 5 3 条第 1 項又は第 5 5 条第 1 項の規定による申請をし、法第 5 4 条第 1 項の認定を受けた低炭素建築物新築等計画

### 提案の理由

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第 3 9 号)による動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号)の改正に伴う狂犬病予防法(昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号)に基づく事務に係る手数料の規定の改正及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づく事務に係る手数料の規定の改正、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和 4 年国土交通省令第 6 8 号)による都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成 2 4 年国土交通省令第 8 6 号)の改正に伴う都市の低炭素化の促進に関する法律(平成 2 4 年法律第 8 4 号)に基づく事務に係る手数料の規定の改正、地

域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第44号)による液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)の改正に伴い神奈川県から本市に移譲される液化石油ガス販売事業に係る登録の申請に対する審査等の事務に係る手数料の規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市手数料条例の改正の概要

1 改正の内容

- (1) 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に基づく事務に係る手数料の規定の改正(別表第2第21号の表関係)

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)の規定による登録を受けた犬について、狂犬病予防法の規定による犬の登録の事務に係る手数料を徴収しないこととするもの

- (2) 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく事務に係る手数料の規定の改正(別表第2第23号の表関係)

動物の愛護及び管理に関する法律の規定により鑑札とみなされたマイクロチップを取り除いた犬に係る鑑札の交付の事務に係る手数料の規定を追加するもの

手数料を徴収する事務	単位	金額
犬の鑑札の交付	1件	1,600円

- (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)に基づく事務に係る手数料の規定の改正(別表第4第3号の表関係)

共同住宅等の住戸部分のみを申請単位とする低炭素建築物新築等計画の認定等の申請に対する審査の事務に係る手数料の規定を削除するもの

- (4) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)に基づく事務に係る手数料の規定の追加(別表第5第6号の表関係)

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務に係る手数料の規定を追加するもの

手数料を徴収する事務	単位	金額
液化石油ガス販売事業に係る登録の申請に対する審査	1件	31,000円
液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付	1通	630円

液化石油ガス販売事業者登録簿の閲覧		1 回	460 円
保安機関の認定の申請に対する審査		1 件	34,000 円と 6,900 円に新たに行う保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額
保安機関の認定の更新の申請に対する審査		1 件	14,000 円と 6,900 円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額
保安機関の保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可の申請に対する審査		1 件	20,000 円と 6,900 円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額
保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査	当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が右に掲げる区分ごとである場合	1,000 戸未満の場合	1 件 55,000 円
		1,000 戸以上 10,000 戸未満の場合	1 件 80,000 円
		10,000 戸以上の場合	1 件 98,000 円
貯蔵施設又は特定供給設備(以下「貯蔵施設等」という。)の設置の許可の申請に対する審査		1 件	21,000 円に貯蔵施設等の数を乗じて得た金額
貯蔵施設等の位置、構造、設備等の変更の許可の申請に対する審査		1 件	15,000 円に変更に係る貯蔵施設等の数を乗じて得た金額
貯蔵施設等の完成検査		1 件	31,000 円に貯蔵施設等(完成検査合格施設であるものを除く。)の数を乗じて得た額と 5,800 円に完成検査合格施設であ

		る貯蔵施設等の数を乗じて得た額との合計額
貯蔵施設等の変更の完成検査	1 件	24,000 円に変更に係る貯蔵施設等(完成検査合格施設であるものを除く。)の数を乗じて得た額と5,800 円に完成検査合格施設である変更に係る貯蔵施設等の数を乗じて得た額との合計額
充てん設備による液化石油ガスの充てんの許可の申請に対する審査	1 件	28,000 円に充てん設備の数を乗じて得た金額
充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可の申請に対する審査	1 件	17,000 円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た金額
充てん設備の完成検査	1 件	36,000 円に充てん設備の数を乗じて得た金額
充てん設備の変更の完成検査	1 件	27,000 円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た金額
充てん設備の保安検査	1 件	27,000 円に検査に係る充てん設備の数を乗じて得た金額

備考 この表において、完成検査合格施設とは、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法に規定する技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設をいう。

## 2 施行期日等

### (1) 施行期日

令和5年4月1日。ただし、1(3)に係る規定は、公布の日

### (2) 経過措置

- ア 改正前の都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。)に定める申請書の様式による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査については、改正前の1(3)に係る規定は、なおその効力を有することとするもの
- イ 次に掲げる低炭素建築物新築等計画に係る軽微な変更に関する書面の交付については、改正前の1(3)に係る規定は、なおその効力を有することとするもの
- (ア) 令和4年10月1日において現に認定を受けている低炭素建築物新築等計画((イ)に掲げるものを除く。)
- (イ) 改正前の省令に定める申請書の様式により認定又は変更の認定の申請をし、認定を受けた低炭素建築物新築等計画

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例について

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年11月18日提出

相模原市長 本村賢太郎

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例(平成24年相模原市条例第61号)の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人さがみはら市民会議の項から特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブわかの項までの規定中「平成30年1月1日から令和4年12月31日まで」を「令和5年1月1日から令和9年12月31日まで」に改め、同表特定非営利活動法人Link・マネジメントの項中「平成29年1月1日から令和4年12月31日まで」を「令和5年1月1日から令和9年12月31日まで」に改め、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人W E21ジャパン相模原	相模原市南区若松4丁目13 番3号	令和4年1月1日から 令和9年12月31日 まで
--------------------------	----------------------	--------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表特定非営利活動法人さがみはら市民会議の項から特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブわかの項までの改正規定及び同表特定非営利活動法人Link・マネジメントの項の改正規定並びに次項の規定は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和5年1月1日前に特定非営利活動法人さがみはら市民会議、特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら、特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブわか及び特定非営利活動法人Link・マネジメントに対して支出された寄附金について相模原市市税条例(平成16年相模原市条例第7号)第13条の2第2項の規定を適用する場合にあっては、改正前の別表特定非営利活動法人さがみはら市民会議の項から特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブわか及び特定非営利活動法人Link・マネジメントの項の規定は、なおその効力を有する。

#### 提案の理由

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための規定の追加及び指定を更新するための規定の改正をいたしたく提案するものである。

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人  
等を定める条例の改正の概要

1 改正の内容

- (1) 個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人(以下「指定特定非営利活動法人」という。)を指定するための規定の追加(別表関係)

特定非営利活動法人WE21 ジャパン相模原を新たに指定特定非営利活動法人として指定し、同法人が控除対象となる寄附金を受け入れる期間を令和4年1月1日から令和9年12月31日までとするもの

- (2) 指定特定非営利活動法人の指定を更新するための規定の改正(別表関係)

次に掲げる指定特定非営利活動法人の指定を更新し、当該指定特定非営利活動法人が控除対象となる寄附金を受け入れる期間を令和5年1月1日から令和9年12月31日までとするもの

- ア 特定非営利活動法人さがみはら市民会議
- イ 特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら
- ウ 特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブわか
- エ 特定非営利活動法人Link・マネジメント

2 施行期日等

- (1) 施行期日

公布の日。ただし、1(2)及び2(2)に係る規定は、令和5年1月1日

- (2) 経過措置

令和5年1月1日前に特定非営利活動法人さがみはら市民会議、特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら、特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブわか及び特定非営利活動法人Link・マネジメントに対して支出された寄附金について相模原市市税条例(平成16年相模原市条例第7号)第13条の2第2項の規定を適用する場合にあっては、改正前のこれらの特定非営利活動法人に係る規定は、なおその効力を有することとするもの

指定特定非営利活動法人の概要

1 新たに指定する特定非営利活動法人

特定非営利活動法人WE21ジャパン相模原

代 表 者	三池 良子
主たる事務所の所在地	相模原市南区若松4丁目13番3号
設 立 年 月 日	平成13年2月1日
役 員 数 等	役員10名 正会員21名
目 的	地球環境を保全するため、神奈川県相模原市を中心に資源のリユース・リサイクルを推進するとともに、アジア等における環境破壊、抑圧、性差別、戦禍、飢餓、貧困、災害などにより生存生活の困難にさらされている人々に対して、生活及び自主的活動に関する金銭的・物的・技術的支援と助成を行うことで、アジア各地域の人々の生活の向上と自立に寄与するとともに、地域市民の環境、人権、平和、協力等に関する国際的な意識の自覚を図ることを目的とする。
特定非営利活動の種類	(1) 環境の保全を図る活動 (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 (3) 国際協力の活動 (4) 上記の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
事 業 概 要	特定非営利活動に係る事業 (1) 資源のリユース・リサイクルを推進する事業 (2) 主にアジア地域の人々の生活向上と自立に寄与する事業

	(3) 地域市民の国際的な意識や理解を高める事業 (4) この法人の事業の広報普及を図る事業 (5) その他上記の目的達成に必要な事業
--	---

## 2 指定を更新する特定非営利活動法人

### (1) 特定非営利活動法人さがみはら市民会議

代 表 者	西本 敬、佐藤 匠
主たる事務所の所在地	相模原市中央区富士見6丁目6番1号
設 立 年 月 日	平成14年12月19日
役 員 数 等	役員12名 正会員(個人)23名
目 的	公益的・社会的な活動を行う市民団体に対して、団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助に関する事業を行い、市民社会の健全で活力のある発展に寄与することを目的とする。
特定非営利活動の種類	(1) まちづくりの推進を図る活動 (2) 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
事 業 概 要	特定非営利活動に係る事業 (1) NPOへのマネジメント研修・講習活動 (2) 各分野のNPO活動の連携をめざした交流活動 (3) NPOに関する分野を横断した政策提言活動 (4) 市民へのNPOに関する広報、情報収集と発信活動 (5) 市民活動支援センターの運営 (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### (2) 特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら

代 表 者	石井 トシ子
主たる事務所の所在地	相模原市緑区橋本6丁目2番1号
設 立 年 月 日	平成15年10月10日

役員数等	役員 17名 正会員(個人) 91名 正会員(団体) 19団体
目的	市民や市民団体が連携することにより、一人ひとりが自覚と責任をもって、男女が、ともに輝き、自分らしく生きることのできる「男女共同参画社会」の実現に寄与することを目的とする。
特定非営利活動の種類	(1) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 (2) 子どもの健全育成を図る活動 (3) 前2号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
事業概要	特定非営利活動に係る事業 (1) 男女共同参画社会を目指した意識啓発事業 (2) 男女共同参画に関する研究、情報の収集・提供事業 (3) 男女共同参画を目指す団体の活動、ネットワーク支援事業 (4) 男女共同参画を推進する施設の管理運営事業 (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(3) 特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブわか

代表者	青木 美香
主たる事務所の所在地	相模原市中央区中央3丁目3番6号 アーバン木下103
設立年月日	平成15年2月3日
役員数等	役員 10名 正会員(個人) 41名
目的	相互扶助の精神にもとづき、自らの生活技術や技能を発揮し、自主運営・自主管理の非営利市民事業として、高齢者、障害者、病弱者などの移動制約者の外出を支援する事業等を行い、「参加型福祉」によるまちづくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動の種類	保健、医療又は福祉の増進を図る特定非営利活動
事業概要	<p>特定非営利活動に係る事業</p> <p>(1) 福祉有償運送事業</p> <p>(2) 外出するための移動とそれに伴う介助に関する事業</p> <p>(3) 障害福祉事業</p> <p>(4) 地域生活支援事業</p> <p>(5) 家事・介護・生活支援に関する事業</p> <p>(6) 地域に向けての研修、啓発を図る事業</p> <p>(7) その他本会の目的を達成するために必要な事業</p>

(4) 特定非営利活動法人 Link・マネジメント

代表者	井戸 和宏
主たる事務所の所在地	相模原市中央区淵野辺 4 丁目 4 番 2 号
設立年月日	平成 23 年 10 月 19 日
役員数等	役員 13 名 正会員(個人) 10 名
目的	認知症ケア実践者及びそれに係る人に対して、認知症ケアに必要な知識などを習得するための事業及び交流・協力・相互理解を図るための事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。
特定非営利活動の種類	保健、医療又は福祉の増進を図る活動
事業概要	<p>特定非営利活動に係る事業</p> <p>(1) 認知症ケア実践者等の知識、技術を習得するために必要な事業</p> <p>(2) 認知症ケア実践者等ネットワーク Link の運営事業</p> <p>(3) 地域での実践者同士の交流、協力を促進する事業</p>

- (4) 地域での認知症や福祉に関する相互理解を促進する事業
- (5) 地域での認知症ケアに関する市民活動の協力及び事務局運営事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 特定非営利活動法人の指定及び指定の更新の申出等に係る経過について

### 1 指定及び指定の更新の申出の受付

特定非営利活動法人の指定及び指定の更新の申出について、令和4年6月15日から同年8月1日まで受付を行った(指定の申出数 1法人、指定の更新の申出数 4法人)。

### 2 指定の申出に係る書類の縦覧

申出のあった特定非営利活動法人の指定の申出に係る書類について、令和4年8月1日から同月15日まで縦覧に供した。

### 3 申出法人の審査

申出のあった特定非営利活動法人の指定及び指定の更新について、令和4年9月15日に相模原市特定非営利活動法人指定審査会(以下「審査会」という。)に対して諮問をし、同月16日から同月29日まで開催された会議において審査が行われた。

#### (1) 審査会の委員の構成

会長(大学教授)及び委員(金融機関代表者1名、税理士1名、中小企業診断士1名、弁護士1名) 計5名

#### (2) 結果

申出のあった特定非営利活動法人は、個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例(平成24年相模原市条例第31号)第4条第1項(同条例第9条第2項において準用する場合を含む。)に規定する基準に適合すると認めるのが相当であると判断され、令和4年9月29日にその旨の答申がされた。

相模原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について  
相模原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 1 1 月 1 8 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例  
相模原市道路占用料徴収条例(昭和 4 4 年相模原市条例第 1 5 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 3 9 条第 2 項」の次に「、第 3 9 条の 2 第 5 項」を、「徴収方法」の次に「、占用料の額の最低額」を加える。

第 2 条中「額は」の次に「、別表占用料の欄に定める金額に」を加え、「等に、別表占用料の欄に定める金額」を「に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数」に改め、同条ただし書中「おいては」の次に「、同表占用料の欄に定める金額に」を加え、「等に、同表占用料の欄に定める金額」を「に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数」に改める。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とし、第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(占用料の額の最低額)

第 6 条 法第 3 9 条の 2 第 5 項の条例で定める額については、第 2 条本文及び前条の規定を準用する。この場合において、第 2 条本文中「法第 3 2 条第 1 項又は第 3 項の規定により許可をした道路の占有(以下「占有」という。)の期間(電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成 7 年法律第 3 9 号。以下「電線共同溝整備法」という。)第 1 0 条、第 1 1 条第 1 項又は第 1 2 条第 1 項の規定により許可をした占有することができる期間(当該許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をした日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間)。以下同じ。)に相当する期間」とあるのは「法第 3 9 条の 2 第

1 項に規定する入札対象施設等の種類その他の事項を勘案して市長が定める期間」と、前条中「と認めるときは、占用料を減額し、又は免除する」とあるのは「場合は、次条において準用する第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額の範囲内において別に占用料の額の最低額の下限の額を定める」と読み替えるものとする。

附則第4項中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(相模原市認定外道路管理条例の一部改正)

2 相模原市認定外道路管理条例(平成17年相模原市条例第145号)の一部を次のように改正する。

第9条中「第6条及び第7条」を「第7条及び第8条」に改める。

#### 提案の理由

道路占用者を選定する入札制度を実施するため、道路の占用料の額の最低額に係る規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

## 相模原市道路占用料徴収条例の改正の概要

### 1 改正の内容

#### 道路の占用料の額の最低額に係る規定の追加(第6条関係)

- (1) 道路占用者を選定する入札(以下「占用入札」という。)における道路の占用料の最低額の下限の額を、現行の道路の占用料の額に、占用物件の種類その他の事項を勘案して市長が定める期間を乗じて得た額とするもの
- (2) (1)に係る規定にかかわらず、次に掲げる占用物件が占用入札の対象である場合の占用入札における道路の占用料の最低額の下限の額は、(1)に係る規定による占用料の額の範囲内において、別に定めることができることとするもの
- ア 被災者の居住の用に供するため必要な応急仮設建築物
  - イ 公営企業に係るもの
  - ウ 鉄道施設及び鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
  - エ 選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件
  - オ 街灯又は公共の用に供する通路
  - カ アからオまでに掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるもの

### 2 施行期日

公布の日

相模原市議会議員及び相模原市長の選挙における選挙運動の公費負担に  
関する条例の一部を改正する条例について  
相模原市議会議員及び相模原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条  
例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年11月18日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市議会議員及び相模原市長の選挙における選挙運動の公費負担に  
関する条例の一部を改正する条例  
相模原市議会議員及び相模原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条  
例(平成6年相模原市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中  
「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条第1号中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同条第2号中「5円2  
銭」を「5円18銭」に、「375,500円」を「386,500円」に改める。

第11条第1号中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500  
円」を「316,250円」に改め、同条第2号中「27円50銭」を「28円  
35銭」に、「573,030円」を「586,905円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の相模原市議会議員及び相模原市長の選挙における選挙運動の公費負担  
に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙につ  
いて適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙につい  
ては、なお従前の例による。

## 提案の理由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第172号)による公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)の改正を踏まえ、相模原市議会議員及び相模原市長の選挙における選挙運動の公費負担の限度額に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市議会議員及び相模原市長の選挙における選挙運動の公費負担に  
関する条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市議会議員及び相模原市長の選挙における選挙運動の公費負担の限度額を次のとおり引き上げるもの

種類		現行	改正後
選挙運動用自動車の使用	自動車借入れ契約の場合(第4条第2号ア関係)	1日当たり 15,800 円	1日当たり 16,100 円
	燃料供給契約の場合(第4条第2号イ関係)	選挙運動期間の日数から一般運送契約が締結されている日数を除いた日数に 7,560 円を乗じて得た金額	選挙運動期間の日数から一般運送契約が締結されている日数を除いた日数に 7,700 円を乗じて得た金額
選挙運動用ビラの作成(第8条関係)	50,000 枚以下の場合	1枚当たり 7円 51 銭	50,000 枚以下の場合 1枚当たり 7円 73 銭
	50,000 枚を超える場合	1枚当たり 5円 2 銭に 50,000 枚を超える枚数を乗じて得た金額に 375,500 円を加えた金額を作成枚数で除して得た金額	50,000 枚を超える場合 1枚当たり 5円 18 銭に 50,000 枚を超える枚数を乗じて得た金額に 386,500 円を加えた金額を作成枚数で除して得た金額
		当該選挙区のポスター掲示場の数が 500 以下の場合 1枚当たり 525 円 6 銭にポスター掲示場の数を乗じ	当該選挙区のポスター掲示場の数が 500 以下の場合 1枚当たり 541 円 31 銭にポスター掲示場の数を乗じ

選挙運動用ポスターの作成(第11条関係)	て得た金額に 310,500 円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額	て得た金額に 316,250 円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額
	当該選挙区のポスター掲示場の数が 500 を超える場合 1 枚当たり 27 円 50 銭に 500 を超える数を乗じて得た金額に 573,030 円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額	当該選挙区のポスター掲示場の数が 500 を超える場合 1 枚当たり 28 円 35 銭に 500 を超える数を乗じて得た金額に 586,905 円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額

備考 選挙運動用ビラの作成については、市議会議員の選挙にあつては 8,000 枚が、市長の選挙にあつては 70,000 枚が限度枚数

## 2 施行期日等

### (1) 施行期日

公布の日

### (2) 経過措置

改正後の条例の規定は、施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によることとするもの

指定管理者の指定について(相模原市営斎場)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

令和 4 年 1 1 月 1 8 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市営斎場
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市中央区鹿沼台 1 丁目 9 番 1 5 号  
名 称 相模トライアム・五輪・宮本工業所企業体
- 3 指定の期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

#### 提案の理由

相模原市営斎場の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

議案第125号関係資料(その1)

相模トライアム・五輪・宮本工業所企業体の概要

1 構成員

相模原市中央区鹿沼台1丁目9番15号

相模トライアム株式会社

富山県富山市奥田新町12番3号

株式会社宮本工業所

富山県富山市奥田新町12番3号

株式会社五輪

2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
相模トライアム株式会社	平成6年5月12日 設立 平成6年11月16日 駐労相模管財株式会社から相模トライアム株式会社に改称
株式会社宮本工業所	昭和34年4月1日 設立
株式会社五輪	昭和55年7月17日 設立

3 規模

構成員	従業員数等	資本金
相模トライアム株式会社	役員 4名 従業員 292名	52,500千円
株式会社宮本工業所	役員 6名 従業員 353名	50,000千円
株式会社五輪	役員 4名 従業員 395名	20,000千円

4 事業概要等

(1) 事業概要

構成員	事業概要
	ア ビル総合管理業

相模トライアム株式会社	イ 建築物の環境衛生管理業務 ウ 建築物の各種設備機器の保守管理及び修理業務 エ 総合警備保障業務 オ 受付、案内及び電話交換業務の請負 カ マンションの総合管理業務 キ 医療施設の保守、管理及び清掃業務 ク 道路及び公園の植栽、清掃その他環境整備業務 ケ 建築一式及び造園工事業 コ 駐車場の経営及び管理
株式会社宮本工業所	ア 工業窯炉の設計及び工事請負 イ 焼却炉の設計及び工事請負 ウ 土木建築工事請負、設計監督及び工事監理業務 エ 焼却炉並びにその附帯施設及び設備の運営及び維持管理 オ 人材派遣業 カ 一般貨物自動車運送事業 キ アからカまでに附帯する一切の業務
株式会社五輪	ア 斎場の運営及び保守管理 イ 工業窯炉、焼却炉及びその附帯設備機器の設計、施工、販売及び管理 ウ 築炉工事の設計、施工及び請負 エ 人材派遣業 オ 一般貨物自動車運送事業 カ アからオまでに附帯する一切の業務

(2) 公の施設の主な管理実績

構成員	管理実績
相模トライアム株式会社	相模原市営斎場の指定管理者(平成27年4月から現在に至る。) ※ 共同企業体の構成員としての指定管理者
	ア 相模原市営斎場の指定管理者(平成27年4月から

<p>株式会社宮本工業所</p>	<p>現在に至る。)</p> <p>イ 平塚市聖苑の指定管理者(平成20年4月から現在に至る。)</p> <p>ウ 銚子市斎場の指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)</p> <p>エ 北杜市北の杜聖苑の指定管理者(平成23年4月から現在に至る。)</p> <p>オ 秦野斎場の指定管理者(令和3年4月から現在に至る。)</p> <p>※ ア、イ及びオについては、共同企業体の構成員としての指定管理者</p>
<p>株式会社五輪</p>	<p>ア 相模原市宮斎場の指定管理者(平成27年4月から現在に至る。)</p> <p>イ 平塚市聖苑の指定管理者(平成20年4月から現在に至る。)</p> <p>ウ 深谷市深丘園の指定管理者(平成24年4月から現在に至る。)</p> <p>エ 土浦市宮斎場の指定管理者(平成28年10月から現在に至る。)</p> <p>オ 古河市斎場の指定管理者(令和4年4月から現在に至る。)</p> <p>※ アからエまでについては、共同企業体の構成員としての指定管理者</p>

## 相模原市営斎場の指定管理者の選考について

### 1 選考理由

相模トライアム・五輪・宮本工業所企業体(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い合計得点(得点内容は、2(4)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準をおおむね満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

### 2 選考までの経過

#### (1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

#### (2) 指定管理者の公募

- ア 募集要項の配布 令和4年6月15日から同年7月15日まで
- イ 説明会及び現地見学会 令和4年6月20日(参加数 6団体)
- ウ 申請の受付 令和4年7月25日から同年8月24日まで(申請数 2団体)

#### (3) 候補団体以外の申請団体

名称	所在地
イージス・グループ有限責任事業組合	三重県四日市市朝日町1番4号

#### (4) 選考

令和4年10月3日に、相模原市営斎場指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、申請のあった団体による提案説明会を実施し、それを踏まえ、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

##### ア 選考委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(民間事業者1名、公認会計士1名、市職員1名)  
計4名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員4名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	指定管理者の適性	40	28
	管理運営方針	40	28
	地域活性化	60	45
	計画事業(自主事業を除く。)	80	60
	自主事業	20	12
	利用者ニーズ	60	39
	維持管理計画	80	64
	人員配置	40	28
	安全管理及び緊急時の対応	60	45
	適正な管理・経理	40	24
小計		520	373
収支計画・経費的效果			
内 訳	収支計画の妥当性	40	18
	指定管理料の削減	20	4
	利益の還元	20	12
	小計	80	34
管理能力			
内 訳	団体の経営状況	40	34
	団体の管理能力	40	28
	労働環境の適正性	40	24
	小計	120	86
合計		720	493

備考 事業計画、収支計画・経費的效果及び管理能力に対する評価に関する合計得点における最低基準得点は、360点とした。

(イ) 候補団体以外の申請団体の得点の合計は、次のとおりである。

名称	得点

イージス・グループ有限責任事業組合	467
-------------------	-----

(ウ) 申請のあった2団体について、配点の合計(720点)を100点満点に換算した場合の得点は、次のとおりである。

名称	得点
相模トライアム・五輪・宮本工業所企業体	68.4
イージス・グループ有限責任事業組合	64.8

備考 小数点以下1位未満を切り捨てた。

指定管理者の指定について(相模原市立南障害者地域活動支援センター)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

令和4年11月18日提出

相模原市長 本村賢太郎

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市立南障害者地域活動支援センター
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市中央区横山台2丁目6番11号  
名称 社会福祉法人かむ
- 3 指定の期間  
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

#### 提案の理由

相模原市立南障害者地域活動支援センターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

## 社会福祉法人かむの概要

### 1 設立年月日

平成31年1月16日

### 2 規模

(1) 職員数等 役員8名、職員89名

(2) 資産の総額 27,711,146円

### 3 事業概要

(1) 障害福祉サービス事業の経営

(2) 相談支援事業の経営

(3) 地域活動支援センターの経営

## 相模原市立南障害者地域活動支援センターの指定管理者の選考について

### 1 選考理由

社会福祉法人かむ(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超える合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

### 2 選考までの経過

#### (1) 指定管理者となる要件

法人

#### (2) 指定管理者の公募

- ア 募集要項の配布 令和4年6月24日から同年7月25日まで
- イ 説明会及び現地見学会 令和4年7月8日(参加数 1団体)
- ウ 申請の受付 令和4年7月26日から同年8月26日まで(申請数 1団体)

#### (3) 選考

令和4年9月28日に、相模原市立南障害者地域活動支援センター指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、申請のあった団体による提案説明会を実施し、それを踏まえ、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

##### ア 選考委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(公認会計士1名、弁護士1名、市職員1名)  
計4名

##### イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員4名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	指定管理者の適性	40	34
	管理運営方針	20	13
	地域活性化	20	14
	計画事業(自主事業を除く。)	80	56
	自主事業	20	14
	利用者ニーズ	40	28
	維持管理計画	20	12
	人員配置	20	12
	安全管理及び緊急時の対応	20	13
	適正な管理・経理	20	14
小計		300	210
収支計画・経費的効果			
内 訳	収支計画の妥当性	20	12
	指定管理料の削減	20	12
	利益の還元	20	12
	小計	60	36
管理能力			
内 訳	団体の経営状況	40	24
	団体の管理能力	40	22
	労働環境の適正性	20	12
	小計	100	58
合計		460	304

備考 事業計画、収支計画・経費的効果及び管理能力に係る評価に関する  
合計得点における最低基準得点は、276点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(460点)を100点満点に換算した場合の得点は、66.0点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(橋本駅北口第 1 自転車駐車場他 1 3 施設)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

令和 4 年 1 1 月 1 8 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

1 管理を行わせる施設の名称

橋本駅北口第 1 自転車駐車場、橋本駅北口第 2 自転車駐車場、橋本駅南口第 1 自転車駐車場、橋本駅南口第 2 自転車駐車場、相模原駅北口自転車駐車場、相模原駅南口自転車駐車場、矢部駅北口自転車駐車場、淵野辺駅南口第 1 自転車駐車場、淵野辺駅南口第 2 自転車駐車場、相模大野駅北口自転車駐車場、谷口北口自転車駐車場、谷口南口自転車駐車場、相模大野駅西側自転車駐車場及び相武台前駅北口自転車駐車場

2 指定管理者

所在地 相模原市中央区富士見 6 丁目 6 番 2 3 号

名 称 相模原市まち・みどり公社、NCD 運営共同事業体

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

提案の理由

橋本駅北口第 1 自転車駐車場、橋本駅北口第 2 自転車駐車場、橋本駅南口第 1 自転車駐車場、橋本駅南口第 2 自転車駐車場、相模原駅北口自転車駐車場、相模原駅南口自転車駐車場、矢部駅北口自転車駐車場、淵野辺駅南口第 1 自転車駐車場、淵野辺駅南口第 2 自転車駐車場、相模大野駅北口自転車駐車場、谷口北口自転車駐車場、谷口南口自転車駐車場、相模大野駅西側自転車駐車場及び相武台前駅北口自転車駐車場の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

相模原市まち・みどり公社、NCD運営共同事業体の概要

1 構成員

相模原市中央区富士見6丁目6番23号  
 公益財団法人相模原市まち・みどり公社  
 東京都品川区西五反田4丁目32番1号  
 日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社

2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	昭和37年6月14日 設立
	昭和49年4月1日 財団法人相模原市開発公社から財団法人相模原市都市整備公社に改称
	平成23年4月1日 公益財団法人に移行
	平成26年4月1日 公益財団法人相模原市みどりの協会と合併し、公益財団法人相模原市都市整備公社から公益財団法人相模原市まち・みどり公社に改称
日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社	昭和42年3月16日 設立

3 規模

構成員	職員数等	基本財産等
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	役員 13名	基本財産 206,578千円
	職員 107名	
日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社	役員 9名	資本金 438,750千円
	従業員 1,128名	

#### 4 事業概要等

##### (1) 事業概要

構成員	事業概要
公益財団法人相模 原市まち・みどり 公社	ア 都市施設その他の都市環境の形成に必要な施設の整備に関する事業 イ 都市施設その他の都市環境の形成に必要な用地の整備に関する事業 ウ 都市機能の維持及び増進に関する事業 エ 豊かな市民生活の形成及び地域の振興に関する事業 オ みどり豊かなまちづくりの推進に関する事業 カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
日本コンピュー タ・ダイナミクス 株式会社	ア コンピュータシステムの導入、設計及び製造に関するコンサルティング イ コンピュータシステムの開発、メンテナンス及び運用管理 ウ コンピュータソフトウェアパッケージの開発及び販売 エ コンピュータ及びその周辺機器の販売 オ コンピュータの利用に関する技術支援サービス カ インターネットを利用した各種情報処理提供サービス業及び広告代理店業 キ 自転車駐車場の経営並びに設備機器及び関連システムの開発、販売及び運用 ク 自転車並びにそれらの部品及び関連商品の販売及び修理 ケ アからクまでに付随する飲食店、コインランドリー、各種遊戯施設等の経営 コ 建築工事及び土木工事の請負 サ 古物営業法(昭和24年法律第108号)に基づく古物の売買 シ 労働者派遣事業

ス アからシまでに関連する一切の業務

(2) 公の施設の主な管理実績

構成員	管理実績
<p>公益財団法人相模 原市まち・みどり 公社</p>	<p>ア 相模原市営自転車駐車場のうち、路上等自転車駐車場並びに谷口北口自転車駐車場、谷口南口自転車駐車場及び相模大野駅西側自転車駐車場を除く有料自転車駐車場 11 施設の指定管理者(平成 18 年 4 月から現在に至る。)</p> <p>イ 谷口北口自転車駐車場及び谷口南口自転車駐車場の指定管理者(平成 23 年 4 月から現在に至る。)</p> <p>ウ 相模大野駅西側自転車駐車場の指定管理者(平成 23 年 10 月から現在に至る。)</p> <p>※ いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者(平成 24 年 4 月から)</p>
<p>日本コンピュー タ・ダイナミクス 株式会社</p>	<p>ア 相模原市営自転車駐車場 14 施設の指定管理者(令和 2 年 4 月から現在に至る。)</p> <p>イ 川崎市営自転車等駐車場(中部ブロック及び北部ブロック)の指定管理者(平成 24 年 4 月から現在に至る。)</p> <p>ウ 品川区営自転車等駐車場 23 施設の指定管理者(平成 24 年 4 月から現在に至る。)</p> <p>エ 江東区立自転車駐車場 8 施設の指定管理者(平成 31 年 4 月から現在に至る。)</p> <p>オ 港区立自転車等駐車場 11 施設の指定管理者(平成 31 年 4 月から現在に至る。)</p> <p>※ ア、イ及びオについては、共同企業体の構成員としての指定管理者</p>

## 橋本駅北口第1自転車駐車場他13施設の指定管理者の選考について

### 1 選考理由

相模原市まち・みどり公社、NCD運営共同事業体(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超える合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

### 2 選考までの経過

#### (1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

#### (2) 指定管理者の公募

- ア 募集要項の配布 令和4年6月15日から同年7月14日まで
- イ 説明会 令和4年6月29日(参加数 5団体)
- ウ 現地見学会 令和4年6月29日から同年8月12日まで
- エ 申請の受付 令和4年7月22日から同年8月22日まで(申請数 1団体)

#### (3) 選考

令和4年9月27日に、橋本駅北口第1自転車駐車場他13施設に係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、申請のあった団体による提案説明会を実施し、それを踏まえ、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

##### ア 選考委員会の委員の構成

委員長(公認会計士)及び委員(大学教授1名、社会保険労務士1名、市職員1名) 計4名

##### イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員4名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおり

である。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	指定管理者の適性	20	15
	管理運営方針	20	15
	地域活性化	20	14
	計画事業(自主事業を除く。)	20	13
	自主事業	40	30
	利用者ニーズ	40	28
	維持管理計画	20	13
	人員配置	20	13
	安全管理及び緊急時の対応	20	14
	適正な管理・経理	20	13
	小計	240	168
収支計画・経費的効果			
内 訳	収支計画の妥当性	20	12
	基本納付金の提案額	20	12
	利益の還元	60	36
	小計	100	60
管理能力			
内 訳	団体の経営状況	20	20
	団体の管理能力	20	12
	労働環境の適正性	20	12
	小計	60	44
合計		400	272

備考 事業計画、収支計画・経費的効果及び管理能力に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、240点以上とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(400点)を100点満点に換算した場合の得点は、68点である。

指定管理者の指定について(橋本駅北口第 1 自動車駐車場他 5 施設)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

令和 4 年 1 1 月 1 8 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

1 管理を行わせる施設の名称

橋本駅北口第 1 自動車駐車場、橋本駅北口第 2 自動車駐車場、相模原駅自動車  
駐車場、相模大野立体駐車場、相模大野駅西側自動車駐車場及び小田急相模原駅  
自動車駐車場

2 指定管理者

所在地 東京都品川区西五反田 2 丁目 2 0 番 4 号

名 称 タイムズ 2 4 ・タイムズサービス・小田急ビルサービス共同企業体

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

提案の理由

橋本駅北口第 1 自動車駐車場、橋本駅北口第 2 自動車駐車場、相模原駅自動車  
駐車場、相模大野立体駐車場、相模大野駅西側自動車駐車場及び小田急相模原駅  
自動車駐車場の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 2 2 年法律第  
6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

タイムズ24・タイムズサービス・小田急ビルサービス共同企業体の  
概要

1 構成員

東京都品川区西五反田2丁目20番4号

タイムズ24株式会社

東京都品川区西五反田2丁目20番4号

タイムズサービス株式会社

東京都渋谷区代々木2丁目28番12号

株式会社小田急ビルサービス

2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
タイムズ24株式会社	平成22年12月24日 設立 令和2年4月1日 タイムズサービス株式会社に分割
タイムズサービス株式会社	平成4年5月22日 設立 令和2年4月1日 タイムズ24株式会社から分割
株式会社小田急ビルサービス	昭和41年11月1日 設立 令和2年4月1日 株式会社小田急ハウジングから分割 小田急デパートサービス株式会社を合併

3 規模

構成員	従業員数等	資本金
タイムズ24株式会社	役員 7名 従業員 739名	100,000千円
タイムズサービス株式会社	役員 4名 従業員 2,315名	50,000千円

株式会社小田急ビルサービス	役員 10名 従業員 1,909名	80,000千円
---------------	----------------------	----------

#### 4 事業概要等

##### (1) 事業概要

構成員	事業概要
タイムズ24株式会社	<p>ア 駐車場設備に関する機械及び器具の製造、販売、賃貸及び保守</p> <p>イ 駐車場設備工事の設計及び施工</p> <p>ウ 駐車場の経営</p> <p>エ 駐車場及び土地建物の管理業務</p> <p>オ 警備業</p> <p>カ 一般及び特定労働者派遣業</p> <p>キ インターネット及び情報システムを利用した顧客サービス業務</p> <p>ク インターネット等の情報システムに関連する企画、開発、運営、保守、管理及び各種サービス</p> <p>ケ 自動車、オートバイ及び自転車の売買、仲介斡旋、賃貸、リース、管理並びに保守整備等のサービスの企画、開発及び運営に関する業務</p> <p>コ 情報システムを利用した各種集金決済代行サービス</p>
タイムズサービス株式会社	<p>ア 駐車場に関する保守及び管理業務</p> <p>イ 駐車場事業に関する集金業務</p> <p>ウ 駐車場機器の設置工事業務</p> <p>エ 駐車場装置機器及び器具の製造、販売、賃貸、保守及び管理業務</p> <p>オ 駐車場に付随する警備業務</p> <p>カ 駐車場に付随するビル管理業務</p> <p>キ 駐車場に関する労働者派遣業務</p> <p>ク インターネット及び情報システムを利用した顧客サービス業務</p> <p>ケ 駐車場の造営及び運営管理に係わるコンサルティング</p>

	<p>グ業務</p> <p>コ 自動車、オートバイ及び自転車の売買、仲介斡旋、賃貸、リース、管理並びに保守整備等のサービスの企画、開発及び運営に関する業務</p>
株式会社小田急ビルサービス	<p>ア 建物、施設の設備管理、警備、案内、清掃及び衛生管理業</p> <p>イ 上記アに記載の事業に関する調査、研究及びコンサルタント業</p> <p>ウ 鉄道関連施設の維持管理及び警備業</p> <p>エ 冷暖房、冷凍、冷蔵、空気調和、給排水、衛生設備等の設計及び施工並びに浄化槽設備の設計、施工及び維持管理</p> <p>オ オフィスビル、複合商業施設等の運営・管理</p> <p>カ マンション管理業</p> <p>キ 電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)第52条の2第2号の要件に該当する電気保安管理業務</p> <p>ク 駐車場管理の受託請負</p> <p>ケ ショッピング施設の経営及び運営管理業</p> <p>コ 店舗管理の受託請負</p>

(2) 公の施設の主な管理実績

構成員	管理実績
タイムズ24株式会社	<p>ア 厚木中央公園地下駐車場の指定管理者(平成23年4月から現在に至る。)</p> <p>イ 北区赤羽駅西口駐車場の指定管理者(平成27年4月から現在に至る。)</p> <p>ウ 千葉県幕張新都心地下駐車場の指定管理者(平成31年4月から現在に至る。)</p> <p>エ 港区立麻布十番公共駐車場の指定管理者(平成31年4月から現在に至る。)</p> <p>オ 熱海市駐車場10施設の指定管理者(平成31年4</p>

	<p>月から現在に至る。)</p> <p>※ いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者</p>
タイムズサービス株式会社	<p>ア 厚木中央公園地下駐車場の指定管理者(平成23年4月から現在に至る。)</p> <p>イ 北区赤羽駅西口駐車場の指定管理者(平成27年4月から現在に至る。)</p> <p>ウ 千葉県幕張新都心地下駐車場の指定管理者(平成31年4月から現在に至る。)</p> <p>エ 港区立麻布十番公共駐車場の指定管理者(平成31年4月から現在に至る。)</p> <p>オ 熱海市駐車場10施設の指定管理者(平成31年4月から現在に至る。)</p> <p>※ いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者</p>
株式会社小田急ビルサービス	<p>神奈川県茅ヶ崎里山公園の指定管理者(令和4年4月から現在に至る。)</p> <p>※ 共同企業体の構成員としての指定管理者</p>

## 橋本駅北口第1自動車駐車場他5施設の指定管理者の選考について

### 1 選考理由

タイムズ24・タイムズサービス・小田急ビルサービス共同企業体(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い合計得点(得点内容は、2(4)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

### 2 選考までの経過

#### (1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

#### (2) 指定管理者の公募

- ア 募集要項の配布 令和4年6月15日から同年7月14日まで
- イ 説明会 令和4年6月29日(参加数 10団体)
- ウ 現地見学会 令和4年6月29日から同年8月12日まで
- エ 申請の受付 令和4年7月22日から同年8月22日まで(申請数 3団体)

#### (3) 候補団体以外の申請団体

名称	所在地
ギオン・野村不動産パートナーズ・富士ダイナミクスグループ	相模原市中央区南橋本1丁目5番1号
日本パーキング株式会社	東京都千代田区神田神保町2丁目4番地

#### (4) 選考

令和4年9月27日に、橋本駅北口第1自動車駐車場他5施設に係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、申請のあった団体による提案説明会を実施し、それを踏まえ、各選考委員が評価基準に基づき採点

を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(公認会計士)及び委員(大学教授1名、社会保険労務士1名、市職員1名) 計4名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員4名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画		/	
内 訳	指定管理者の適性	20	14
	管理運営方針	20	17
	地域活性化	20	13
	計画事業(自主事業を除く。)	20	16
	自主事業	40	36
	利用者ニーズ	40	32
	維持管理計画	20	14
	人員配置	20	14
	安全管理及び緊急時の対応	20	13
	適正な管理・経理	20	13
	小計	240	182
収支計画・経費的効果		/	
内 訳	収支計画の妥当性	20	15
	基本納付金の提案額	40	40
	利益の還元	40	30
	小計	100	85
管理能力		/	
内 訳	団体の経営状況	20	20
	団体の管理能力	20	15
	労働環境の適正性	20	12
	小計	60	47
合計		400	314

備考 事業計画、収支計画・経費的効果及び管理能力に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、240点とした。

(イ) 候補団体以外の申請団体の得点の合計は、次のとおりである。

名称	得点
ギオン・野村不動産パートナーズ・富士ダイナミクスグループ	267
日本パーキング株式会社	259

(ウ) 申請のあった3団体について、配点の合計(400点)を100点満点に換算した場合の得点は、次のとおりである。

名称	得点
タイムズ24・タイムズサービス・小田急ビルサービス共同企業体	78.5
ギオン・野村不動産パートナーズ・富士ダイナミクスグループ	66.7
日本パーキング株式会社	64.7

備考 小数点以下1位未満を切り捨てた。

当せん金付証券の発売限度額について

当せん金付証券法(昭和23年法律第144号)第4条第1項の規定により、令和5年度における当せん金付証券の発売限度額について次のとおり定める。

令和4年11月18日提出

相模原市長 本村賢太郎

令和5年度の発売限度額 4,500,000,000円

提案の理由

令和5年度における公共事業等の費用の財源に充てるための当せん金付証券を発売するに当たり、その発売限度額を定める必要があるため、当せん金付証券法(昭和23年法律第144号)第4条第1項の規定により提案するものである。

令和4年度相模原市一般会計補正予算書

及び予算に関する説明書

(令和4年12月)

Blank

令和4年度相模原市  
一般会計補正予算  
(第8号)

令和4年度相模原市一般会計補正予算(第8号)

令和4年度相模原市の一般会計の補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 歳入歳出予算の総額339,302,000千円に歳入歳出それぞれ2,990,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ342,292,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表繰越明許費補正」による。

令和4年11月18日提出

相模原市長 本村賢太郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
55 国庫支出金		80,925,032	1,575,691	82,500,723
	5 国庫負担金	61,515,920	245,871	61,761,791
	10 国庫補助金	19,164,339	1,329,820	20,494,159
60 県支出金		20,886,822	674,300	21,561,122
	10 県補助金	5,175,001	674,300	5,849,301
80 繰越金		6,187,549	740,008	6,927,557
	5 繰越金	6,187,549	740,008	6,927,557
85 諸収入		12,344,490	1	12,344,491
	25 雑入	3,315,123	1	3,315,124
歳入合計		339,302,000	2,990,000	342,292,000

歳出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
5 議会費		976,960	3,317	980,277
	5 議会費	976,960	3,317	980,277
10 総務費		29,454,587	315,007	29,769,594
	5 総務管理費	18,837,182	301,485	19,138,667
	10 徴税費	2,588,110	1,740	2,589,850
	13 市民生活費	7,107,968	19,720	7,127,688
	20 統計調査費	75,824	△7,990	67,834
	30 監査費	188,146	52	188,198
15 民生費		144,415,501	1,646,170	146,061,671
	5 社会福祉費	57,659,148	693,320	58,352,468
	10 児童福祉費	59,300,106	953,200	60,253,306
	15 生活保護費	26,806,080	△350	26,805,730
20 衛生費		37,516,920	542,032	38,058,952
	5 保健衛生費	25,968,692	426,828	26,395,520
	10 清掃費	10,472,099	6,760	10,478,859
	15 環境保全費	1,076,129	108,444	1,184,573
25 労働費		338,656	150	338,806
	5 労働諸費	338,656	150	338,806
30 農林水産業費		1,036,707	15,772	1,052,479
	5 農業費	761,339	6,772	768,111
	10 林業費	275,368	9,000	284,368
35 商工費		11,761,551	4,747	11,766,298
	5 商工費	11,761,551	4,747	11,766,298
40 土木費		30,271,431	187,151	30,458,582
	5 道路橋りょう費	8,055,634	8,900	8,064,534
	15 都市計画費	18,715,947	130,155	18,846,102

第2表 繰越明許費補正

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	20 公園費	1,841,142	48,096	1,889,238
45 消防費		9,371,195	47,800	9,418,995
	5 消防費	9,371,195	47,800	9,418,995
50 教育費		45,747,324	227,854	45,975,178
	5 教育総務費	7,719,734	14,054	7,733,788
	10 小学校費	22,222,449	136,810	22,359,259
	15 中学校費	12,017,422	69,190	12,086,612
	20 社会教育費	3,289,664	7,800	3,297,464
歳出	合計	339,302,000	2,990,000	342,292,000

追加

款	項	事業名	金額
			千円
40 土木費	15 都市計画費	緑地等維持管理費	96,576
	20 公園費	公園等維持管理費	48,096

一般会計補正予算に関する説明書  
(第8号)

令和4年度相模原市一般会計補正予算(第8号)を提出するに当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第2項の規定により、当該予算に関する説明書をここに提出する。

令和4年11月18日提出

相模原市長 本村賢太郎

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	
	金額	構成比
5 市税	130,700,000	38.5
10 地方譲与税	1,713,000	0.5
13 利子割交付金	60,000	0.0
16 配当割交付金	600,000	0.2
19 株式等譲渡所得割交付金	600,000	0.2
20 分離課税所得割交付金	120,000	0.0
21 法人事業税交付金	900,000	0.3
22 地方消費税交付金	15,000,000	4.4
25 ゴルフ場利用税交付金	150,000	0.0
31 環境性能割交付金	650,000	0.2
32 軽油引取税交付金	3,100,000	0.9
34 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,301,881	0.4
37 地方特例交付金	948,600	0.3
40 地方交付税	19,000,000	5.6
43 交通安全対策特別交付金	210,000	0.1
46 分担金及び負担金	822,635	0.2
50 使用料及び手数料	5,460,039	1.6
55 国庫支出金	80,925,032	23.9
60 県支出金	20,886,822	6.2
65 財産収入	206,088	0.1
70 寄附金	884,450	0.3
75 繰入金	12,615,614	3.7
80 繰越金	6,187,549	1.8
85 諸収入	12,344,490	3.6
90 市債	23,915,800	7.0
歳入合計	339,302,000	100.0

補正額		計		補正額財源区分	
金額	構成比	金額	構成比	特定財源	一般財源
-	-	130,700,000	38.2	-	-
-	-	1,713,000	0.5	-	-
-	-	60,000	0.0	-	-
-	-	600,000	0.2	-	-
-	-	600,000	0.2	-	-
-	-	120,000	0.0	-	-
-	-	900,000	0.3	-	-
-	-	15,000,000	4.4	-	-
-	-	150,000	0.0	-	-
-	-	650,000	0.2	-	-
-	-	3,100,000	0.9	-	-
-	-	1,301,881	0.4	-	-
-	-	948,600	0.3	-	-
-	-	19,000,000	5.5	-	-
-	-	210,000	0.1	-	-
-	-	822,635	0.2	-	-
-	-	5,460,039	1.6	-	-
1,575,691	52.7	82,500,723	24.1	1,575,691	0
674,300	22.6	21,561,122	6.3	674,300	0
-	-	206,088	0.1	-	-
-	-	884,450	0.2	-	-
-	-	12,615,614	3.7	-	-
740,008	24.7	6,927,557	2.0	0	740,008
1	0.0	12,344,491	3.6	1	0
-	-	23,915,800	7.0	-	-
2,990,000	100.0	342,292,000	100.0	2,249,992	740,008

## (歳 出)

款	補正前の額		補正額	
	金額	構成比	金額	構成比
	千円	%	千円	%
5 議会費	976,960	0.3	3,317	0.1
10 総務費	29,454,587	8.7	315,007	10.5
15 民生費	144,415,501	42.6	1,646,170	55.1
20 衛生費	37,516,920	11.0	542,032	18.1
25 労働費	338,656	0.1	150	0.0
30 農林水産業費	1,036,707	0.3	15,772	0.5
35 商工費	11,761,551	3.5	4,747	0.2
40 土木費	30,271,431	8.9	187,151	6.3
45 消防費	9,371,195	2.8	47,800	1.6
50 教育費	45,747,324	13.5	227,854	7.6
55 災害復旧費	1,171,296	0.3	-	-
60 公債費	26,831,578	7.9	-	-
65 諸支出金	8,294	0.0	-	-
70 予備費	400,000	0.1	-	-
歳 出 合 計	339,302,000	100.0	2,990,000	100.0

計		補正額の財源内訳			
		特定財源			一般財源
金額	構成比	国県支出金	地方債	その他	
千円	%	千円	千円	千円	千円
980,277	0.3	0	0	0	3,317
29,769,594	8.7	267,170	0	0	47,837
146,061,671	42.7	1,598,300	0	0	47,870
38,058,952	11.1	351,794	0	1	190,237
338,806	0.1	0	0	0	150
1,052,479	0.3	1,080	0	0	14,692
11,766,298	3.5	2,307	0	0	2,440
30,458,582	8.9	29,340	0	0	157,811
9,418,995	2.8	0	0	0	47,800
45,975,178	13.4	0	0	0	227,854
1,171,296	0.3	-	-	-	-
26,831,578	7.8	-	-	-	-
8,294	0.0	-	-	-	-
400,000	0.1	-	-	-	-
342,292,000	100.0	2,249,991	0	1	740,008

(性質別経費内訳表)

款	5 議会費	10 総務費	15 民生費	20 衛生費	25 労働費	30 農林水 産業費	35 商工費	
消 費 的 経 費	人件費	3,317	47,837	47,870	108,434	150	11,010	2,440
		833,370	13,540,519	11,752,676	5,375,727	55,784	468,049	411,319
	物件費			34,000	15,770			
		88,716	9,741,125	4,591,580	22,225,940	123,419	81,030	1,303,302
	補助 費等		267,170	674,300	90,000		1,370	2,307
		58,191	2,023,508	11,336,639	3,100,643	49,103	338,008	1,671,863
	維持 補修費						3,392	
			539,625	226,573	1,252,733	500	103,023	16,941
	扶助費			890,000	327,828			
			285,000	101,104,920	4,554,326			
小計	3,317	315,007	1,646,170	542,032	150	15,772	4,747	
	980,277	26,129,777	129,012,388	36,509,369	228,806	990,110	3,403,425	
投 資 的 経 費	補助 事業			403,026	30,548		31,000	
	単 独 事 業		934,625	685,457	908,415		31,369	700,854
小計		934,625	1,088,483	938,963		62,369	700,854	
その他		2,705,192	15,960,800	610,620	110,000		7,662,019	
予備費								
合計	3,317	315,007	1,646,170	542,032	150	15,772	4,747	
	980,277	29,769,594	146,061,671	38,058,952	338,806	1,052,479	11,766,298	

上段は、今回補正額を、  
下段は、累計額を示す。(単位：千円)

40 土木費	45 消防費	50 教育費	55 災害復 旧費	60 公債費	65 諸支出 金	70 予備費	合計	構 成 比 %
13,139	47,800	227,854					509,851	17.1
3,497,472	6,432,833	34,335,185					76,702,934	22.4
48,096							97,866	3.3
3,961,941	765,107	8,118,564		83,921			51,084,645	14.9
29,340							1,064,487	35.6
471,235	150,932	630,310			8,294		19,838,726	5.8
96,576							99,968	3.3
1,734,269	36,808	749,785					4,660,257	1.4
							1,217,828	40.7
		971,113					106,915,359	31.2
187,151	47,800	227,854					2,990,000	100.0
9,664,917	7,385,680	44,804,957		83,921	8,294		259,201,921	75.7
2,973,213		29,957	109,320				3,577,064	1.1
4,550,140	2,033,315	1,139,173	1,061,976				12,045,324	3.5
7,523,353	2,033,315	1,169,130	1,171,296				15,622,388	4.6
13,270,312		1,091		26,747,657			67,067,691	19.6
						400,000	400,000	0.1
187,151	47,800	227,854					2,990,000	100.0
30,458,582	9,418,995	45,975,178	1,171,296	26,831,578	8,294	400,000	342,292,000	100.0



歳

入

2 歳 入

款 5 5 国庫支出金 補正額 1,575,691千円  
 項 5 国庫負担金 補正額 245,871千円

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
10 衛生費国庫負担金	5,477,706	245,871	5,723,577
計	61,515,920	245,871	61,761,791

款 5 5 国庫支出金  
 項 1 0 国庫補助金 補正額 1,329,820千円

5 総務費国庫補助金	6,256,997	1,329,820	7,586,817
計	19,164,339	1,329,820	20,494,159

款 6 0 県支出金 補正額 674,300千円  
 項 1 0 県補助金 補正額 674,300千円

10 民生費県補助金	2,682,059	674,300	3,356,359
計	5,175,001	674,300	5,849,301

款 8 0 繰越金 補正額 740,008千円  
 項 5 繰越金 補正額 740,008千円

5 繰越金	6,187,549	740,008	6,927,557
計	6,187,549	740,008	6,927,557

款 8 5 諸収入 補正額 1千円  
 項 2 5 雑入 補正額 1千円

15 雑入	3,314,979	1	3,314,980
計	3,315,123	1	3,315,124

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
5 保健衛生費負担金	245,871	1 感染症予防費負担金 負担率 3/4	245,871

5 総務管理費補助金	1,329,820	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	1,329,820
------------	-----------	---------------------------	-----------

12 障害者福祉費補助金	232,300	1 障害者施設等光熱費等価格高騰支援事業費補助金 補助率 10/10	232,300
25 老人福祉費補助金	442,000	1 高齢者施設等光熱費等価格高騰支援事業費補助金 補助率 10/10	442,000

5 繰越金	740,008	1 前年度剰余金	740,008
-------	---------	----------	---------

33 環境保全費雑入	1	1 労働保険被保険者負担金	1
------------	---	---------------	---



歳

出

3 歳 出

款 5 議会費 補正額 3,317千円  
 項 5 議会費 補正額 3,317千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 議会費	千円 976,960	千円 3,317	千円 980,277	千円	千円	千円	千円 3,317
計	976,960	3,317	980,277	0	0	0	3,317

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	千円 120	議員及び職員の人件費並びに議会活動に要する経費
3 職員手当等	3,197	1 職員給与費 2 議員報酬等経費
		1,120 2,197

款 10 総務費 補正額 315,007千円  
 項 5 総務管理費 補正額 301,485千円

5 一般管理費	3,652,827	34,315	3,687,142				34,315
55 企画費	879,270	267,170	1,146,440	267,170 国庫支出金			
計	18,837,182	301,485	19,138,667	267,170	0	0	34,315

2 給料	10,100	職員の人件費並びに事務管理及び一般管理事務に要する経費
3 職員手当等	21,515	
4 共済費	2,700	
18 負担金、補助及び交付金	267,170	総合企画調整に要する経費
		1 指定管理施設持続化支援事業
		267,170

款 10 総務費  
 項 10 徴税費 補正額 1,740千円

5 税務総務費	1,907,593	1,740	1,909,333				1,740
計	2,588,110	1,740	2,589,850	0	0	0	1,740

2 給料	△3,600	職員の人件費及び税務管理事務に要する経費
3 職員手当等	6,140	
4 共済費	△800	
		1 職員給与費
		1,740

款 10 総務費  
 項 13 市民生活費 補正額 19,720千円

5 市民生活総務費	6,094,128	19,720	6,113,848				19,720
計	7,107,968	19,720	7,127,688	0	0	0	19,720

2 給料	△100	職員の人件費、地域振興等に要する経費
3 職員手当等	17,920	
4 共済費	1,900	
		1 職員給与費
		19,720

款 10 総務費  
 項 20 統計調査費 補正額 △7,990千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 統計調査総務費	千円 66,103	千円 △7,990	千円 58,113	千円	千円	千円	千円 △7,990
計	75,824	△7,990	67,834	0	0	0	△7,990

節		説明
区分	金額	
2 給料	千円 △4,100	職員の人件費及び統計管理事務に要する経費 1 職員給与費 △7,990
3 職員手当等	△2,290	
4 共済費	△1,600	

款 10 総務費  
 項 30 監査費 補正額 52千円

5 監査委員費	172,813	52	172,865				52
計	188,146	52	188,198	0	0	0	52

3 職員手当等	52	職員の人件費及び監査事務に要する経費 1 職員給与費 52
---------	----	-------------------------------------

款 15 民生費 補正額 1,646,170千円  
 項 5 社会福祉費 補正額 693,320千円

5 社会福祉総務費	25,521,820	19,020	25,540,840				19,020
12 障害者福祉費	23,813,983	232,300	24,046,283	232,300 県支出金			
20 老人福祉費	7,570,459	442,000	8,012,459	442,000 県支出金			
計	57,659,148	693,320	58,352,468	674,300	0	0	19,020

2 給料	2,600	職員の人件費、社会福祉事業活動等に要する経費 1 職員給与費 19,020
3 職員手当等	13,920	
4 共済費	2,500	
18 負担金、補助及び交付金	232,300	障害児者に対する給付、援護等に要する経費 1 障害者施設設置運営等対策事業 (1) 障害者福祉施設運営費補助金 232,300 232,300
18 負担金、補助及び交付金	442,000	高齢者の生きがい対策並びに高齢者に対する給付及び援護に要する経費 1 高齢者福祉施設運営費補助金 442,000

款 15 民生費  
 項 10 児童福祉費 補正額 953,200千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
5 児童福祉総務費	千円 22,771,470	千円 934,400	千円 23,705,870	千円 924,000 国庫支出金	千円	千円	千円 10,400
20 公立保育所費	4,388,372	18,800	4,407,172				18,800
計	59,300,106	953,200	60,253,306	924,000	0	0	29,200

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	千円 10,400	職員の人件費及び児童に係る各種手当・給付、児童福祉事業活動等に要する経費 1 職員給与費 10,400 2 子育て世帯への臨時特別給付金事業 924,000 (1) 子育て応援臨時特別給付金事業 924,000
10 需用費	52	
11 役務費	11,164	
12 委託料	20,600	
13 使用料及び賃借料	2,184	
19 扶助費	890,000	
2 給料	1,700	職員の人件費並びに公立保育園等の運営及び維持管理に要する経費 1 職員給与費 18,800
3 職員手当等	15,500	
4 共済費	1,600	

款 15 民生費  
 項 15 生活保護費 補正額 △350千円

5 生活保護総務費	2,134,734	△350	2,134,384				△350
計	26,806,080	△350	26,805,730	0	0	0	△350

2 給料	△2,400	生活保護法及び生活困窮者自立支援法施行に伴う職員の人件費、事務費、適正実施、自立支援施策等に要する経費 1 職員給与費 △350
3 職員手当等	3,650	
4 共済費	△1,600	

款 20 衛生費 補正額 542,032千円  
 項 5 保健衛生費 補正額 426,828千円

5 保健衛生総務費	5,741,713	99,000	5,840,713				99,000
20 保健予防費	14,045,741	327,828	14,373,569	245,871 国庫支出金			81,957
計	25,968,692	426,828	26,395,520	245,871	0	0	180,957

3 職員手当等	99,000	職員の人件費並びに保健医療及び保健衛生活動に要する経費 1 職員給与費 99,000
19 扶助費	327,828	
		結核・感染症及び難病等の保健予防に要する経費 1 感染症予防対策事業 327,828

款 20 衛生費  
 項 10 清掃費 補正額 6,760千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 清掃総務費	千円 5,033,307	千円 6,760	千円 5,040,067	千円	千円	千円	千円 6,760
計	10,472,099	6,760	10,478,859	0	0	0	6,760

節		説明
区分	金額	
2 給料	千円 △3,420	職員の人件費及び美化、資源回収活動等に要する経費  1 職員給与費
3 職員手当等	9,680	
4 共済費	500	
		千円 6,760

款 20 衛生費  
 項 15 環境保全費 補正額 108,444千円

5 環境保全費	1,076,129	108,444	1,184,573	105,923 国庫支出金		1 諸収入	2,520
計	1,076,129	108,444	1,184,573	105,923	0	1	2,520

1 報酬	129	職員の人件費並びに環境保全啓発、環境監視及び公害防止指導対策に要する経費  1 職員給与費 (1)職員給与費 (2)会計年度任用職員給与費 2 地球温暖化対策推進事業 (1)エネルギー価格高騰対策支援事業	
2 給料	420		
3 職員手当等	1,750		
4 共済費	375		
8 旅費	20		
11 役務費	750		
12 委託料	13,500		
13 使用料及び賃借料	1,500		
18 負担金、補助及び交付金	90,000		
			2,694
			2,520
		174	
		105,750	
		105,750	

款 25 労働費 補正額 150千円  
 項 5 労働諸費 補正額 150千円

5 労働諸費	338,656	150	338,806				150
計	338,656	150	338,806	0	0	0	150

3 職員手当等	150	職員の人件費、勤労者福祉対策事業等に要する経費  1 職員給与費
		150

款 30 農林水産業費 補正額 15,772千円  
 項 5 農業費 補正額 6,772千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 農業総務費	千円 329,931	千円 5,402	千円 335,333	千円	千円	千円	千円 5,402
25 農地費	69,193	1,370	70,563	1,080 国庫支出金			290
計	761,339	6,772	768,111	1,080	0	0	5,692

節		説明	千円
区分	金額		
2 給料	千円 290	職員の人件費、管理事務等に要する経費	千円
3 職員手当等	1,720		
10 需用費	3,392		
18 負担金、補助及び交付金	1,370	農道等の農業基盤整備等に要する経費	
		1 各種農業団体補助金	1,370

款 30 農林水産業費  
 項 10 林業費 補正額 9,000千円

5 林業総務費	227,408	9,000	236,408				9,000
計	275,368	9,000	284,368	0	0	0	9,000

2 給料	4,300	森林の保全等に要する経費	千円
3 職員手当等	3,100		
4 共済費	1,600		
		1 職員給与費	9,000

款 35 商工費 補正額 4,747千円  
 項 5 商工費 補正額 4,747千円

5 商工総務費	410,951	2,440	413,391				2,440
10 商工振興費	10,589,950	2,307	10,592,257	2,307 国庫支出金			
計	11,761,551	4,747	11,766,298	2,307	0	0	2,440

2 給料	400	職員の人件費及び管理事務に要する経費	千円
3 職員手当等	2,040		
18 負担金、補助及び交付金	2,307	商工業の育成振興対策、中小企業の助成等に要する経費	
		1 商店街振興支援事業 (1)商店街環境整備事業補助金	2,307 2,307

款40 土木費 補正額 187,151千円  
 項5 道路橋りょう費 補正額 8,900千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
5 道路橋りょう総務費	千円 1,958,001	千円 8,900	千円 1,966,901	千円	千円	千円	千円 8,900
計	8,055,634	8,900	8,064,534	0	0	0	8,900

節		説明
区分	金額	
2 給料	千円 1,460	職員の人件費及び道路管理事務に要する経費 1 職員給与費
3 職員手当等	6,310	
4 共済費	1,130	
		千円 8,900

款40 土木費  
 項15 都市計画費 補正額 130,155千円

5 都市計画総務費	7,976,237	33,579	8,009,816	29,340 国庫支出金			4,239
15 みどり対策費	677,564	96,576	774,140				96,576
計	18,715,947	130,155	18,846,102	29,340	0	0	100,815

2 給料	△2,930	職員の人件費及び都市計画事務に要する経費 1 職員給与費 2 公共交通対策事業
3 職員手当等	6,969	
4 共済費	200	
18 負担金、補助及び交付金	29,340	
12 委託料	96,576	緑地の保全、都市緑化の推進、水辺環境の保全等及び相模川ふれあい科学館の運営等に要する経費 1 緑地等維持管理費
		千円 4,239 29,340 96,576

款40 土木費  
 項20 公園費 補正額 48,096千円

5 公園管理費	1,459,023	48,096	1,507,119				48,096
計	1,841,142	48,096	1,889,238	0	0	0	48,096

12 委託料	48,096	職員の人件費及び都市公園等の維持管理に要する経費 1 公園等維持管理費
		千円 48,096

款45 消防費 補正額 47,800千円  
 項5 消防費 補正額 47,800千円

5 常備消防費	7,463,907	47,800	7,511,707				47,800
計	9,371,195	47,800	9,418,995	0	0	0	47,800

2 給料	8,700	職員の人件費並びに常備消防活動及び消防庁舎の維持管理に要する経費 1 職員給与費
3 職員手当等	33,100	
4 共済費	6,000	
		千円 47,800

款50 教育費 補正額 227,854千円  
 項5 教育総務費 補正額 14,054千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 事務局費	千円 6,511,904	千円 14,054	千円 6,525,958	千円	千円	千円	千円 14,054
計	7,719,734	14,054	7,733,788	0	0	0	14,054

節		説明
区分	金額	
2 給料	千円 1,900	職員の人件費、一般管理事務等に要する経費 1 職員給与費
3 職員手当等	12,154	
		千円 14,054

款50 教育費  
 項10 小学校費 補正額 136,810千円

5 学校管理費	18,992,923	136,810	19,129,733				136,810
計	22,222,449	136,810	22,359,259	0	0	0	136,810

2 給料	20,860	職員の人件費及び小学校の管理運営、校舎の維持補修等に要する経費 1 職員給与費
3 職員手当等	96,150	
4 共済費	19,800	
		136,810

款50 教育費  
 項15 中学校費 補正額 69,190千円

5 学校管理費	10,959,851	69,190	11,029,041				69,190
計	12,017,422	69,190	12,086,612	0	0	0	69,190

2 給料	12,500	職員の人件費及び中学校の管理運営、校舎の維持補修等に要する経費 1 職員給与費
3 職員手当等	46,190	
4 共済費	10,500	
		69,190

款50 教育費  
 項20 社会教育費 補正額 7,800千円

5 社会教育総務費	1,859,156	7,800	1,866,956				7,800
計	3,289,664	7,800	3,297,464	0	0	0	7,800

3 職員手当等	7,800	職員の人件費及び生涯学習・社会教育活動に要する経費 1 職員給与費
		7,800

給 与 費

1 特別職

区 分		職 員 数 (人)	給 与		
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	[年間支給率] 期 末 手 当 (千円)
補 正 後	長 等	6	—	64,848	[3.25月分] 28,000
	議 員	45	363,630	—	[3.30月分] 144,996
	その他の 特別職	6,711	714,597	—	—
	計	6,762	1,078,227	64,848	172,996
補 正 前	長 等	6	—	64,848	[3.20月分] 27,569
	議 員	45	363,630	—	[3.25月分] 142,799
	その他の 特別職	6,711	714,597	—	—
	計	6,762	1,078,227	64,848	170,368
比 較	長 等	0	—	0	431
	議 員	0	0	—	2,197
	その他の 特別職	0	0	—	—
	計	0	0	0	2,628

その他の手当は、通勤手当及び退職手当である。

明 細 書

費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
地域手当 (千円)	その他の 手 当 (千円)	計 (千円)			
7,782	6,098	106,728	14,996	121,724	
—	—	508,626	108,404	617,030	
—	—	714,597	0	714,597	
7,782	6,098	1,329,951	123,400	1,453,351	
7,782	6,098	106,297	14,996	121,293	
—	—	506,429	108,404	614,833	
—	—	714,597	0	714,597	
7,782	6,098	1,327,323	123,400	1,450,723	
0	0	431	0	431	
—	—	2,197	0	2,197	
—	—	0	0	0	
0	0	2,628	0	2,628	

## 2 一般職

### (1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補 正 後	(7,856) 7,722	5,633,706	30,834,172	27,178,841
補 正 前	(7,855) 7,722	5,633,577	30,785,372	26,765,352
比 較	(1) 0	129	48,800	413,489

( ) 内は、短時間勤務職員数(外数)である。

費 計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
63,184,301	11,487,246	74,671,547	
462,418	44,805	507,223	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	776,430	3,860,798	26,490	606,491
	補 正 前	776,430	3,854,538	26,490	606,491
	比 較	0	6,260	0	0

単 身 赴 任 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
1,010	7,924,312	6,005,789	651,710	1,995,280	0
1,010	7,913,622	5,708,250	651,710	1,915,280	0
0	10,690	297,539	0	80,000	0

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)
	補 正 後	233,710	127,240	28,600	605,300
	補 正 前	214,710	127,240	28,600	605,300
	比 較	19,000	0	0	0

へ き 地 手 当 (千円)	へ き 地 手 当 に 準 ず る 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)
0	0	179,150	4,143,911	12,620	0
0	0	179,150	4,143,911	12,620	0
0	0	0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補 正 後	(505) 7,722	—	30,834,172	26,425,810
補 正 前	(505) 7,722	—	30,785,372	26,012,321
比 較	(0) 0	—	48,800	413,489

( ) 内は、短時間勤務職員数(外数)である。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	776,430	3,860,798	26,490	606,491
	補 正 前	776,430	3,854,538	26,490	606,491
	比 較	0	6,260	0	0

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)
	補 正 後	233,710	127,240	28,600	605,300
	補 正 前	214,710	127,240	28,600	605,300
	比 較	19,000	0	0	0

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補 正 後	7,351	5,633,706	—	753,031
補 正 前	7,350	5,633,577	—	753,031
比 較	1	129	—	0

職員数は、全て短時間勤務職員数である。

職員手当は、期末手当である。

費 計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
57,259,982	10,970,794	68,230,776	
56,797,693	10,926,014	67,723,707	
462,289	44,780	507,069	

単 身 赴 任 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
1,010	7,171,281	6,005,789	651,710	1,995,280	0
1,010	7,160,591	5,708,250	651,710	1,915,280	0
0	10,690	297,539	0	80,000	0

へ き 地 手 当 (千円)	へ き 地 手 当 に 準 ず る 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)
0	0	179,150	4,143,911	12,620	0
0	0	179,150	4,143,911	12,620	0
0	0	0	0	0	0

費 計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
6,386,737	561,257	6,947,994	
6,386,608	561,232	6,947,840	
129	25	154	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	
給 料	48,800	給与改定に伴う増額分	74,650
		その他の増減分	△ 25,850
職 員 手 当	413,489	給与改定に伴う増額分	26,460
		制度改正に伴う増額分	320,659
		その他の増減分	80,000
			19,000
			△ 32,630

会計年度任用職員を除く。

説 明	備 考
給料改定実施時期 令和4年4月1日	
職員構成の変動等に伴う増減	
給料改定に伴うはね返し分	
令和4年12月期の勤勉手当支給率を 0.95月分から1.05月分に改正	
時間外勤務時間の増加に伴う時間外勤務手 当の増額	
保健所業務従事職員の特殊勤務手当の支給 に伴う増額	
職員構成の変動等に伴う増減	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与(令和4年10月1日現在)

区分		行政職 給料表(1)	行政職 給料表(2)	消防職 給料表	医療職 給料表	教育職 給料表	学校事務職 給料表
給改 定後	平均給料 月額	307,460円	304,341円	314,996円	492,611円	344,930円	287,296円
	平均給与 月額	365,444円	355,955円	382,667円	750,370円	407,068円	340,965円
	平均年齢	40歳 5月	53歳 10月	38歳 0月	52歳 9月	39歳 9月	38歳11月
給改 定前	平均給料 月額	306,695円	304,207円	314,017円	492,611円	339,367円	274,246円
	平均給与 月額	364,600円	355,814円	381,577円	750,370円	400,822円	326,349円
	平均年齢	40歳 5月	53歳 10月	38歳 0月	52歳 9月	39歳 9月	38歳11月

短時間勤務職員及び臨時的任用職員を除く。

平均給与月額の内額は、給料に扶養手当、地域手当、初任給調整手当、通勤手当及び住居手当を加えたものである。

イ 初任給

区分	行政職 給料表(1)	行政職 給料表(2)	消防職 給料表	医療職 給料表	教育職 給料表	学校事務職 給料表	国の制度
							一般行政職
高校卒	157,000円	148,800円	176,000円	—	—	157,000円	一般職 154,600円
大学卒	188,100円	—	212,600円	大学6卒 253,600円	212,400円	188,100円	総合職 198,500円 一般職 185,200円

行政職給料表(2)の初任給額は、技能職員(1)(環境整備員等)が採用された場合である。

ウ 級別職員数(令和4年10月1日現在)

区分	行政職 給料表(1)		行政職 給料表(2)		消防職給料表		医療職給料表		教育職給料表		学校事務職 給料表	
	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
9級	(0) 16	(0.0) 0.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8級	(0) 24	(0.0) 0.7	—	—	(0) 2	(0.0) 0.3	—	—	—	—	—	—
7級	(1) 69	(0.3) 2.0	—	—	(0) 9	(0.0) 1.2	—	—	—	—	—	—
6級	(8) 308	(2.3) 8.9	—	—	(1) 59	(3.2) 8.0	—	—	—	—	—	—
5級	(0) 459	(0.0) 13.2	(0) 119	(0.0) 39.7	(0) 108	(0.0) 14.6	—	—	(0) 106	(0.0) 3.8	(0) 7	(0.0) 6.5
4級	(6) 768	(1.7) 22.1	(77) 137	(89.5) 45.6	(0) 178	(0.0) 24.0	(0) 1	(0.0) 11.2	(0) 110	(0.0) 4.0	(0) 13	(0.0) 12.0
3級	(144) 984	(40.6) 28.3	(4) 14	(4.7) 4.7	(27) 142	(87.1) 19.2	(0) 4	(0.0) 44.4	(0) 357	(0.0) 12.9	(0) 56	(0.0) 51.9
2級	(3) 456	(0.8) 13.1	(5) 13	(5.8) 4.3	(0) 147	(0.0) 19.9	(0) 4	(0.0) 44.4	(23) 2,189	(100) 79.3	(0) 23	(0.0) 21.3
1級	(193) 389	(54.3) 11.2	(0) 17	(0.0) 5.7	(3) 95	(9.7) 12.8	(0) 0	(0.0) 0.0	(0) 0	(0.0) 0.0	(0) 9	(0.0) 8.3
計	(355) 3,473	(100) 100	(86) 300	(100) 100	(31) 740	(100) 100	(0) 9	(0.0) 100	(23) 2,762	(100) 100	(0) 108	(0.0) 100

( )内は、短時間勤務職員数(外数)である。

エ 職員手当

区分	相模原市	国
勤勉手当	年間支給率を1.90月分 から2.00月分に改正	年間支給率を1.90月分 から2.00月分に改正

# 令和4年度12月補正予算(No.1)の概要

電力・ガス・食料品等価格高騰対応に係る事業に要する経費及び人事委員会勧告に基づく改定に係る職員給与等を計上するとともに、繰越明許費の設定を行うもの

一般会計 総額 2,990,000千円

(以下単位は全て千円)

補正前	補正額	補正後	補正額の財源内訳	
			特定財源	一般財源
339,302,000	2,990,000	342,292,000	2,249,992	740,008

## \* 歳入予算

		内 容	
1 国庫支出金	1,575,691	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	1,329,820
		感染症予防費負担金	245,871
2 県支出金	674,300	障害者施設等光熱費等価格高騰支援事業費補助金	232,300
		高齢者施設等光熱費等価格高騰支援事業費補助金	442,000
3 繰越金	740,008	前年度剰余金	740,008
4 諸収入	1	労働保険被保険者負担金	1

## \* 歳出予算の主なもの

		内 容	
1 指定管理者制度導入施設における管理維持体制持続化支援事業(経営監理課)	267,170	コロナ禍におけるエネルギー価格高騰の影響を受けている指定管理者に対し、当該施設を適正に管理運営していくことを支援するため、電気・ガス等の料金単価の上昇に応じた支援金を交付するもの	
2 職員給与費(人事・給与課)	301,500	人事委員会勧告に対応する増額、新型コロナウイルス感染症対策に係る時間外勤務手当及び保健所業務従事職員の特殊勤務手当の増額並びに職員構成の変動等に伴う減額をするもの	
3 子育て応援臨時特別給付金事業(子育て給付課)	924,000	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、原油価格・物価高騰に直面している子育て世帯を応援し、子の養育に係る経済的負担を軽減するため、中学校卒業までの児童を養育する世帯に対し、子育て応援臨時特別給付金を支給するもの	
4 高齢・障害者施設等原油価格・物価高騰緊急対策支援事業(福祉基盤課)	674,300	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、原油価格・物価高騰の影響を受けている高齢・障害者施設等の負担軽減を図るため、県の補助金を活用して支援金を支給するもの	
5 商店街環境整備事業補助金(産業支援課)	2,307	コロナ禍におけるエネルギー価格高騰の影響を受けている一般公衆浴場事業者の経営を支援するため、県と協調し、燃料費及び電気料金の価格上昇分について助成するもの	
6 各種農業団体補助金(農政課)	1,370	コロナ禍におけるエネルギー価格高騰の影響を受けている用水組合員の負担を軽減するため、電気料金の価格上昇分について助成するもの	

7	エネルギー価格高騰対策支援事業 (ゼロカーボン推進課)	105,750	コロナ禍におけるエネルギー価格高騰の影響を受けている中小規模事業者に対し、エネルギー費用の負担を軽減するとともに、温室効果ガス削減につなげるため、省エネ機器・設備の更新に係る費用の一部を補助するもの
8	緑地等維持管理費 公園等維持管理費 (緑越明許費設定) (水みどり環境課、公園課、 津久井地域環境課)	144,672 [緑越明許費設定額 144,672]	緑地・公園におけるナラ枯れの被害が拡大しているため、倒木や落枝による人的・物的被害の恐れがある枯死木について伐採等を行うもの
9	公共交通支援金 (交通政策課)	29,340	原油価格高騰の影響を受けている交通事業者に対して、燃料価格高騰分の一部を交付することで交通事業者の運行継続を支援するもの
10	教職員給与費 (教職員給与厚生課)	206,000	人事委員会勧告に対応する増額をするもの

一般会計

令和4年度相模原市 特別会計 補正予算書

公営企業会計

及び予算に関する説明書

(令和4年12月)

No. 2

Blank

令和4年度相模原市  
一般会計補正予算  
(第9号)

令和4年度相模原市一般会計補正予算(第9号)

令和4年度相模原市の一般会計の補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 歳入歳出予算の総額342,292,000千円に歳入歳出それぞれ6,540,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ348,832,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(継続費補正)

第2条 継続費の補正は、「第2表継続費補正」による。

(繰越明許費補正)

第3条 繰越明許費の補正は、「第3表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為補正)

第4条 債務負担行為の補正は、「第4表債務負担行為補正」による。

(地方債補正)

第5条 地方債の補正は、「第5表地方債補正」による。

令和4年11月18日提出

相模原市長 本村賢太郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5 市税		130,700,000	1,700,000	132,400,000
	5 市民税	65,392,101	1,300,000	66,692,101
	20 市たばこ税	4,428,088	400,000	4,828,088
55 国庫支出金		82,500,723	194,387	82,695,110
	5 国庫負担金	61,761,791	190,524	61,952,315
	10 国庫補助金	20,494,159	3,863	20,498,022
60 県支出金		21,561,122	99,757	21,660,879
	5 県負担金	14,119,954	95,107	14,215,061
	10 県補助金	5,849,301	4,650	5,853,951
75 繰入金		12,615,614	1,000,000	13,615,614
	10 基金繰入金	12,512,915	1,000,000	13,512,915
80 繰越金		6,927,557	1,101,933	8,029,490
	5 繰越金	6,927,557	1,101,933	8,029,490
85 諸収入		12,344,491	6,623	12,351,114
	25 雑入	3,315,124	6,623	3,321,747
90 市債		23,915,800	2,437,300	26,353,100
	5 市債	23,915,800	2,437,300	26,353,100
歳入合計		342,292,000	6,540,000	348,832,000

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5 議会費		980,277	△14,736	965,541
	5 議会費	980,277	△14,736	965,541
10 総務費		29,769,594	3,480,399	33,249,993
	5 総務管理費	19,138,667	3,380,406	22,519,073
	13 市民生活費	7,127,688	99,993	7,227,681
15 民生費		146,061,671	294,634	146,356,305
	5 社会福祉費	58,352,468	214,078	58,566,546
	10 児童福祉費	60,253,306	80,556	60,333,862
20 衛生費		38,058,952	38,213	38,097,165
	5 保健衛生費	26,395,520	38,213	26,433,733
30 農林水産業費		1,052,479	787	1,053,266
	5 農業費	768,111	787	768,898
35 商工費		11,766,298	2,669	11,768,967
	5 商工費	11,766,298	2,669	11,768,967
40 土木費		30,458,582	59,610	30,518,192
	5 道路橋りょう費	8,064,534	36,114	8,100,648
	25 住宅費	1,187,374	23,496	1,210,870
45 消防費		9,418,995	59,566	9,478,561
	5 消防費	9,418,995	59,566	9,478,561
50 教育費		45,975,178	2,618,858	48,594,036
	5 教育総務費	7,733,788	13,144	7,746,932
	10 小学校費	22,359,259	1,645,506	24,004,765
	15 中学校費	12,086,612	926,728	13,013,340
	18 幼稚園費	498,055	2,231	500,286
	20 社会教育費	3,297,464	31,249	3,328,713
歳出合計		342,292,000	6,540,000	348,832,000

第2表 継続費補正

追加

款	項	事業名	総額	年度	年割額
50 教育費	10 小学校費	谷口小学校校舎増改築事業	1,162,500	4	0
				5	345,520
				6	816,980

第3表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額
10 総務費	5 総務管理費	アートラボはしもと再整備事業	101,266
20 衛生費	5 保健衛生費	施設維持補修費(斎場)	7,814
		施設改修事業費(斎場)	34,573
40 土木費	10 河川費	準用河川姥川改修事業	97,515
	25 住宅費	市営住宅維持補修費	23,496
50 教育費	10 小学校費	小学校校舎改造事業	1,555,500
	15 中学校費	中学校校舎改造事業	886,600

第4表 債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額
南地域障害者センター活動支援センター指定管理経費	令和4年度から令和9年度まで	160,135
斎場指定管理経費	令和4年度から令和9年度まで	1,410,520
児童相談所整備事業	令和4年度	0
	令和5年度	10,967
統一地方選挙経費	令和4年度	0
	令和5年度	225,206
道路維持管理計画事業 (市道東橋本大山)	令和4年度	0
	令和5年度	12,199
道路維持管理計画事業 (市道南橋本大山)	令和4年度	0
	令和5年度	31,394
道路維持管理計画事業 (国道413号)	令和4年度	0
	令和5年度	13,915
道路維持管理計画事業 (県道517号)	令和4年度	0
	令和5年度	13,806
道路維持管理計画事業 (県道518号)	令和4年度	0
	令和5年度	13,456
道路維持管理計画事業 (市道阿津増原)	令和4年度	0
	令和5年度	7,180
道路維持管理計画事業 (市道関口道志)	令和4年度	0
	令和5年度	45,352
道路維持管理計画事業 (市道大野北中前通)	令和4年度	0
	令和5年度	7,100
道路維持管理計画事業 (市道市役所前通)	令和4年度	0
	令和5年度	56,800

事項	期間	限度額
道路維持管理計画事業 (市道田尻番田)	令和4年度	0
	令和5年度	16,500
道路維持管理計画事業 (市道橋本三谷)	令和4年度	0
	令和5年度	44,200
道路維持管理計画事業 (県道46号)	令和4年度	0
	令和5年度	19,608
道路維持管理計画事業 (市道大沼1号)	令和4年度	0
	令和5年度	22,867
道路維持管理計画事業 (市道上溝麻溝台)	令和4年度	0
	令和5年度	35,077
道路維持管理計画事業 (市道谷口)	令和4年度	0
	令和5年度	22,234
道路維持管理計画事業 (市道横山磯部)	令和4年度	0
	令和5年度	16,872

第5表 地方債補正

変更

起債の目的	限度額		
	補正前	補正	補正後
	千円	千円	千円
(教育債)			
小学校整備費	733,100	1,552,500	2,285,600
中学校整備費	195,600	884,800	1,080,400
計	23,915,800	2,437,300	26,353,100

一般会計補正予算に関する説明書  
(第9号)

令和4年度相模原市一般会計補正予算(第9号)を提出するに当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第2項の規定により、当該予算に関する説明書をここに提出する。

令和4年11月18日提出

相模原市長 本村賢太郎

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	
	金額	構成比
5 市税	130,700,000	38.2
10 地方譲与税	1,713,000	0.5
13 利子割交付金	60,000	0.0
16 配当割交付金	600,000	0.2
19 株式等譲渡所得割交付金	600,000	0.2
20 分離課税所得割交付金	120,000	0.0
21 法人事業税交付金	900,000	0.3
22 地方消費税交付金	15,000,000	4.4
25 ゴルフ場利用税交付金	150,000	0.0
31 環境性能割交付金	650,000	0.2
32 軽油引取税交付金	3,100,000	0.9
34 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,301,881	0.4
37 地方特例交付金	948,600	0.3
40 地方交付税	19,000,000	5.5
43 交通安全対策特別交付金	210,000	0.1
46 分担金及び負担金	822,635	0.2
50 使用料及び手数料	5,460,039	1.6
55 国庫支出金	82,500,723	24.1
60 県支出金	21,561,122	6.3
65 財産収入	206,088	0.1
70 寄附金	884,450	0.2
75 繰入金	12,615,614	3.7
80 繰越金	6,927,557	2.0
85 諸収入	12,344,491	3.6
90 市債	23,915,800	7.0
歳入合計	342,292,000	100.0

補正額		計		補正額財源区分	
金額	構成比	金額	構成比	特定財源	一般財源
1,700,000	26.0	132,400,000	38.0	0	1,700,000
-	-	1,713,000	0.5	-	-
-	-	60,000	0.0	-	-
-	-	600,000	0.2	-	-
-	-	600,000	0.2	-	-
-	-	120,000	0.0	-	-
-	-	900,000	0.3	-	-
-	-	15,000,000	4.3	-	-
-	-	150,000	0.0	-	-
-	-	650,000	0.2	-	-
-	-	3,100,000	0.9	-	-
-	-	1,301,881	0.4	-	-
-	-	948,600	0.3	-	-
-	-	19,000,000	5.4	-	-
-	-	210,000	0.1	-	-
-	-	822,635	0.2	-	-
-	-	5,460,039	1.6	-	-
194,387	3.0	82,695,110	23.7	194,387	0
99,757	1.5	21,660,879	6.2	99,757	0
-	-	206,088	0.1	-	-
-	-	884,450	0.2	-	-
1,000,000	15.3	13,615,614	3.9	0	1,000,000
1,101,933	16.8	8,029,490	2.3	0	1,101,933
6,623	0.1	12,351,114	3.5	6,623	0
2,437,300	37.3	26,353,100	7.5	2,437,300	0
6,540,000	100.0	348,832,000	100.0	2,738,067	3,801,933

## (歳 出)

款	補正前の額		補正額	
	金額	構成比	金額	構成比
5 議会費	千円 980,277	% 0.3	千円 △14,736	% △ 0.2
10 総務費	29,769,594	8.7	3,480,399	53.3
15 民生費	146,061,671	42.7	294,634	4.5
20 衛生費	38,058,952	11.1	38,213	0.6
25 労働費	338,806	0.1	-	-
30 農林水産業費	1,052,479	0.3	787	0.0
35 商工費	11,766,298	3.5	2,669	0.0
40 土木費	30,458,582	8.9	59,610	0.9
45 消防費	9,418,995	2.8	59,566	0.9
50 教育費	45,975,178	13.4	2,618,858	40.0
55 災害復旧費	1,171,296	0.3	-	-
60 公債費	26,831,578	7.8	-	-
65 諸支出金	8,294	0.0	-	-
70 予備費	400,000	0.1	-	-
歳 出 合 計	342,292,000	100.0	6,540,000	100.0

計		補正額の財源内訳			
		特定財源			一般財源
金額	構成比	国県支出金	地方債	その他	
千円 965,541	% 0.3	千円 0	千円 0	千円 0	千円 △14,736
33,249,993	9.5	0	0	0	3,480,399
146,356,305	42.0	293,047	0	942	645
38,097,165	10.9	310	0	5,681	32,222
338,806	0.1	-	-	-	-
1,053,266	0.3	787	0	0	0
11,768,967	3.4	0	0	0	2,669
30,518,192	8.8	0	0	0	59,610
9,478,561	2.7	0	0	0	59,566
48,594,036	13.9	0	2,437,300	0	181,558
1,171,296	0.3	-	-	-	-
26,831,578	7.7	-	-	-	-
8,294	0.0	-	-	-	-
400,000	0.1	-	-	-	-
348,832,000	100.0	294,144	2,437,300	6,623	3,801,933

(性質別経費内訳表)

款	5 議会費	10 総務費	15 民生費	20 衛生費	25 労働費	30 農林水 産業費	35 商工費	
消 費 的 経 費	人件費	833,370	13,540,519	11,752,676	5,375,727	55,784	468,049	411,319
	物件費	△ 14,736	108,581	93,730	30,399		787	
		73,980	9,849,706	4,685,310	22,256,339	123,419	81,817	1,303,302
	補助 費等		3,370,800	△ 179,524				2,669
		58,191	5,394,308	11,157,115	3,100,643	49,103	338,008	1,674,532
	維持 補修費		1,018		7,814			
			540,643	226,573	1,260,547	500	103,023	16,941
	扶助費			380,428				
			285,000	101,485,348	4,554,326			
	小計	△ 14,736	3,480,399	294,634	38,213		787	2,669
965,541		29,610,176	129,307,022	36,547,582	228,806	990,897	3,406,094	
投 資 的 経 費	補助 事業			403,026	30,548	31,000		
	単独 事業		934,625	685,457	908,415	31,369	700,854	
	小計		934,625	1,088,483	938,963	62,369	700,854	
その他		2,705,192	15,960,800	610,620	110,000		7,662,019	
予備費								
合計	△ 14,736	3,480,399	294,634	38,213		787	2,669	
	965,541	33,249,993	146,356,305	38,097,165	338,806	1,053,266	11,768,967	

上段は、今回補正額を、  
下段は、累計額を示す。(単位：千円)

40 土木費	45 消防費	50 教育費	55 災害復 旧費	60 公債費	65 諸支出 金	70 予備費	合計	構 成 比 %
3,497,472	6,432,833	34,335,185					76,702,934	22.0
36,114	59,566	172,743					487,184	7.5
3,998,055	824,673	8,291,307		83,921			51,571,829	14.8
		4,015					3,197,960	48.9
471,235	150,932	634,325			8,294		23,036,686	6.6
23,496							32,328	0.5
1,757,765	36,808	749,785					4,692,585	1.3
							380,428	5.8
		971,113					107,295,787	30.8
59,610	59,566	176,758					4,097,900	62.7
9,724,527	7,445,246	44,981,715		83,921	8,294		263,299,821	75.5
2,973,213		29,957	109,320				3,577,064	1.0
		2,442,100					2,442,100	37.3
4,550,140	2,033,315	3,581,273	1,061,976				14,487,424	4.2
		2,442,100					2,442,100	37.3
7,523,353	2,033,315	3,611,230	1,171,296				18,064,488	5.2
13,270,312		1,091		26,747,657			67,067,691	19.2
						400,000	400,000	0.1
59,610	59,566	2,618,858					6,540,000	100.0
30,518,192	9,478,561	48,594,036	1,171,296	26,831,578	8,294	400,000	348,832,000	100.0



歳

入

2 歳 入

款 5 市税 補正額 1,700,000千円  
 項 5 市民税 補正額 1,300,000千円

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
5 個人	60,851,671	1,300,000	62,151,671
計	65,392,101	1,300,000	66,692,101

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
5 現年課税分	1,300,000	1 現年課税分	1,300,000

款 5 市税  
 項 20 市たばこ税 補正額 400,000千円

5 市たばこ税	4,428,088	400,000	4,828,088
計	4,428,088	400,000	4,828,088

5 現年課税分	400,000	1 現年課税分	400,000
---------	---------	---------	---------

款 55 国庫支出金 補正額 194,387千円  
 項 5 国庫負担金 補正額 190,524千円

5 民生費国庫負担金	49,103,893	190,214	49,294,107
10 衛生費国庫負担金	5,723,577	310	5,723,887
計	61,761,791	190,524	61,952,315

5 社会福祉費負担金	190,214	1 障害児者自立支援給付費負担金 負担率 1/2	190,214
5 保健衛生費負担金	310	1 感染症発生動向調査事業費負担金 負担率 1/2	310

款 55 国庫支出金  
 項 10 国庫補助金 補正額 3,863千円

10 民生費国庫補助金	7,833,634	3,863	7,837,497
計	20,494,159	3,863	20,498,022

10 児童福祉費補助金	3,863	1 児童クラブ運営費補助金 補助率 1/3	1,693
		2 こどもセンター活動事業費補助金 補助率 1/3	2,170

款 60 県支出金 補正額 99,757千円  
 項 5 県負担金 補正額 95,107千円

5 民生費県負担金	14,107,673	95,107	14,202,780
計	14,119,954	95,107	14,215,061

5 社会福祉費負担金	95,107	1 障害児者自立支援給付費負担金 負担率 1/4	95,107
------------	--------	-----------------------------	--------

款60 県支出金  
 項10 県補助金 補正額 4,650千円

目	補正前の額	補正額	計
10 民生費県補助金	千円 3,356,359	千円 3,863	千円 3,360,222
25 農林水産業費県補助金	126,940	787	127,727
計	5,849,301	4,650	5,853,951

節		説明	
区分	金額		
34 地域子ども・子育て支援事業費補助金	千円 3,863	1 児童クラブ運営費補助金 補助率 1/3	千円 1,693
		2 こどもセンター活動事業費補助金 補助率 1/3	2,170
5 農業委員会費補助金	787	1 農地利用最適化交付金 補助率 10/10	167
		2 農地集積・集約化対策推進交付金（業務効率化支援事業） 補助率 10/10	620

款75 繰入金 補正額 1,000,000千円  
 項10 基金繰入金 補正額 1,000,000千円

10 財政調整基金繰入金	11,903,256	1,000,000	12,903,256
計	12,512,915	1,000,000	13,512,915

5 財政調整基金繰入金	1,000,000	1 財政調整基金繰入金	1,000,000
-------------	-----------	-------------	-----------

款80 繰越金 補正額 1,101,933千円  
 項5 繰越金 補正額 1,101,933千円

5 繰越金	6,927,557	1,101,933	8,029,490
計	6,927,557	1,101,933	8,029,490

5 繰越金	1,101,933	1 前年度剰余金	1,101,933
-------	-----------	----------	-----------

款85 諸収入 補正額 6,623千円  
 項25 雑入 補正額 6,623千円

15 雑入	3,314,980	6,623	3,321,603
計	3,315,124	6,623	3,321,747

15 社会福祉費雑入	942	1 あじさい会館光熱水費実費負担金	942
27 保健衛生費雑入	5,681	1 総合保健医療センター光熱水費等実費負担金	5,681

款 9 0 市債 補正額 2,437,300千円  
 項 5 市債 補正額 2,437,300千円

目	補正前の額	補 正 額	計
40 教育債	千円 1,044,500	千円 2,437,300	千円 3,481,800
計	23,915,800	2,437,300	26,353,100

節		説	明
区 分	金 額		
5 小学校整備債	千円 1,552,500	1 緊急防災・減災事業債 小学校校舎改造事業	千円 1,552,500
10 中学校整備債	884,800	1 緊急防災・減災事業債 中学校校舎改造事業	884,800



歳

出

3 歳 出

款 5 議会費 補正額 △14,736千円  
 項 5 議会費 補正額 △14,736千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 議会費	千円 980,277	千円 △14,736	千円 965,541	千円	千円	千円	千円 △14,736
計	980,277	△14,736	965,541	0	0	0	△14,736

節		説明
区分	金額	
8 旅費	千円 △13,516	議員及び職員の人件費並びに議会活動に要する経費 1 国際交流事業
10 需用費	△100	
12 委託料	△1,080	
13 使用料及び賃借料	△40	
		千円 △14,736

款 10 総務費 補正額 3,480,399千円  
 項 5 総務管理費 補正額 3,380,406千円

50 財産管理費	2,642,021	16,000	2,658,021				16,000
76 防災対策費	352,636	4,406	357,042				4,406
80 諸費	553,000	3,360,000	3,913,000				3,360,000
計	19,138,667	3,380,406	22,519,073	0	0	0	3,380,406

10 需用費	16,000	財産の維持管理等に要する経費 1 本庁舎等維持管理費	16,000
10 需用費	4,406	防災及び災害対策に要する経費 1 防災設備等整備事業 (1)防災情報通信事業	4,406 4,406
22 償還金、利子及び割引料	3,360,000	各種収入金の還付、自動車事故の賠償等に要する経費 1 精算返還金及び市税外過誤納還付金	3,360,000

款 10 総務費  
 項 13 市民生活費 補正額 99,993千円

5 市民生活総務費	6,113,848	99,993	6,213,841				99,993
計	7,127,688	99,993	7,227,681	0	0	0	99,993

10 需用費	89,193	職員の人件費、地域振興等に要する経費	
18 負担金、補助及び交付金	9,371	1 市民・大学交流センター施設管理運営費 (1)施設管理事務費	1,429 1,429
21 補償、補填及び賠償金	1,429	2 まちづくりセンター等維持管理費 (1)まちづくりセンター等維持管理費 (2)緑区合同庁舎維持管理費 (3)南区合同庁舎維持管理費 (4)シティ・プラザはしもと維持管理費 3 まちづくりセンター等維持補修費 4 地域センター管理運営費 5 城山総合事務所周辺公共施設再編整備事業	91,675 44,858 26,236 11,210 9,371 1,018 5,410 461

款15 民生費 補正額 294,634千円  
 項5 社会福祉費 補正額 214,078千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
5 社会福祉総務費	千円 25,540,840	千円 5,568	千円 25,546,408	千円	千円	千円	千円 5,568
12 障害者福祉費	24,046,283	380,428	24,426,711	285,321 国庫支出金 190,214 県支出金 95,107			95,107
20 老人福祉費	8,012,459	△179,524	7,832,935				△179,524
30 療育センター費	106,372	4,806	111,178				4,806
35 市民福祉会館費	122,785	2,800	125,585			942 諸収入	1,858
計	58,352,468	214,078	58,566,546	285,321	0	942	△72,185

節		説明
区分	金額	
10 需用費	千円 5,568	職員の人件費、社会福祉事業活動等に要する経費 1 保健福祉センター維持管理費 (1)南保健福祉センター維持管理費 5,568 5,568
19 扶助費	380,428	障害児者に対する給付、援護等に要する経費 1 障害児者自立支援給付 (1)障害児者介護給付費等 380,428 380,428
18 負担金、補助及び交付金	△179,524	高齢者の生きがい対策並びに高齢者に対する給付及び援護に要する経費 1 後期高齢者医療広域連合負担金 △179,524
10 需用費	4,806	陽光園の運営及び維持管理並びに光が丘地区公共施設再編に要する経費 1 陽光園維持管理費 4,806
10 需用費	2,800	あじさい会館の維持管理に要する経費 1 あじさい会館施設管理運営費 (1)施設管理事務費 2,800 2,800

款15 民生費  
 項10 児童福祉費 補正額 80,556千円

5 児童福祉総務費	23,705,870	6,972	23,712,842				6,972
20 公立保育所費	4,407,172	29,644	4,436,816				29,644
25 児童育成費	3,083,732	40,611	3,124,343	7,726 国庫支出金 3,863 県支出金 3,863			32,885
30 青少年育成費	201,296	3,329	204,625				3,329
計	60,253,306	80,556	60,333,862	7,726	0	0	72,830

10 需用費	6,972	職員の人件費及び児童に係る各種手当・給付、児童福祉事業活動等に要する経費 1 児童相談所運営費 6,972
10 需用費	29,644	職員の人件費並びに公立保育園等の運営及び維持管理に要する経費 1 施設維持管理費 29,644
10 需用費	40,611	職員の人件費並びに児童の健全育成活動及び児童厚生施設の設置・運営等に要する経費 1 児童館管理運営費 (1)児童館維持管理費 2,968 2 放課後児童健全育成事業 (1)児童クラブ運営費 5,081 3 こどもセンター維持管理費 32,562
10 需用費	3,329	青少年の健全育成活動並びに青少年学習センターの運営及び維持管理に要する経費 1 青少年学習センター維持管理費 3,329

款 2 0 衛生費 補正額 38,213千円  
 項 5 保健衛生費 補正額 38,213千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
5 保健衛生総務費	千円 5,840,713	千円 23,332	千円 5,864,045	千円	千円	千円 5,681 諸収入	千円 17,651
35 衛生研究所費	157,664	5,939	163,603	310 国庫支出金			5,629
40 斎場費	404,073	8,942	413,015				8,942
計	26,395,520	38,213	26,433,733	310	0	5,681	32,222

節		説明
区分	金額	
10 需用費	千円 12,127	職員の人件費並びに保健医療及び保健衛生活動に要する経費
12 委託料	11,205	1 急病診療事業 (1) 初期救急医療体制確保事業 2 総合保健医療センター維持管理費 3 津久井保健センター維持管理費
10 需用費	5,939	衛生に係る検査及び調査研究、衛生研究所の管理運営等に要する経費
10 需用費	7,814	市営斎場の運営、維持管理及び（仮称）新斎場整備事業に要する経費
12 委託料	1,128	1 施設維持補修費

款 3 0 農林水産業費 補正額 787千円  
 項 5 農業費 補正額 787千円

5 農業委員会費	21,400	787	22,187	787 県支出金			
計	768,111	787	768,898	787	0	0	0

11 役務費	73	委員会の運営に要する経費
13 使用料及び賃借料	94	1 農業委員会運営費
17 備品購入費	620	

款 3 5 商工費 補正額 2,669千円  
 項 5 商工費 補正額 2,669千円

10 商工振興費	10,592,257	2,669	10,594,926				2,669
計	11,766,298	2,669	11,768,967	0	0	0	2,669

18 負担金、補助及び交付金	2,669	商工業の育成振興対策、中小企業の助成等に要する経費
		1 商店街振興支援事業 (1) 商店街環境整備事業補助金

款 4 0 土木費 補正額 59,610千円  
 項 5 道路橋りょう費 補正額 36,114千円

10 道路維持費	3,622,484	36,114	3,658,598				36,114
計	8,064,534	36,114	8,100,648	0	0	0	36,114

10 需用費	36,114	道路の維持管理及び道路の安全対策に要する経費
		1 道路維持管理経費 (1) 道路維持管理費

款 4 0 土木費  
 項 2 5 住宅費 補正額 23,496千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 住宅管理費	千円 1,187,374	千円 23,496	千円 1,210,870	千円	千円	千円	千円 23,496
計	1,187,374	23,496	1,210,870	0	0	0	23,496

節		説明
区分	金額	
10 需用費	千円 23,496	職員の人件費及び市営住宅の維持管理等に要する経費 1 市営住宅維持補修費 23,496

款 4 5 消防費 補正額 59,566千円  
 項 5 消防費 補正額 59,566千円

5 常備消防費	7,511,707	58,527	7,570,234				58,527
10 非常備消防費	510,827	1,039	511,866				1,039
計	9,418,995	59,566	9,478,561	0	0	0	59,566

10 需用費	58,527	職員の人件費並びに常備消防活動及び消防庁舎の維持管理に要する経費 1 常備消防活動費 （1）救急活動費 2 消防庁舎維持管理費 3 消防車両維持管理費 3,583 3,583 42,629 12,315
10 需用費	1,039	消防団活動に要する経費 1 消防団詰所・車庫維持管理費 1,039

款 5 0 教育費 補正額 2,618,858千円  
 項 5 教育総務費 補正額 13,144千円

20 学校給食センター費	244,549	12,343	256,892				12,343
25 青少年相談センター費	30,339	801	31,140				801
計	7,733,788	13,144	7,746,932	0	0	0	13,144

10 需用費	12,343	学校給食の調理及び配送、施設の維持管理等に要する経費 1 施設運営費 （1）上溝学校給食センター （2）城山学校給食センター （3）津久井学校給食センター 12,343 8,591 2,214 1,538
10 需用費	801	各種教育相談等に要する経費 1 施設維持管理費 801

款 5 0 教育費  
 項 1 0 小学校費 補正額 1,645,506千円

5 学校管理費	19,129,733	83,411	19,213,144				83,411
10 学校保健費	2,004,282	6,595	2,010,877				6,595
20 学校建設費	769,491	1,555,500	2,324,991		1,552,500 市債		3,000
計	22,359,259	1,645,506	24,004,765	0	1,552,500	0	93,006

10 需用費	83,411	職員の人件費及び小学校の管理運営、校舎の維持補修等に要する経費 1 小学校維持管理費 83,411
10 需用費	6,595	児童の健康診断、学校の環境衛生等に要する経費 1 学校給食単独校運営費 6,595
14 工事請負費	1,555,500	小学校校舎等の整備に要する経費 1 小学校校舎改造事業 1,555,500

款50 教育費  
 項15 中学校費 補正額 926,728千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 学校管理費	千円 11,029,041	千円 40,128	千円 11,069,169	千円	千円	千円	千円 40,128
20 学校建設費	202,912	886,600	1,089,512		884,800 市債		1,800
計	12,086,612	926,728	13,013,340	0	884,800	0	41,928

節		説明
区分	金額	
10 需用費	千円 40,128	職員の人件費及び中学校の管理運営、校舎の維持補修等に要する経費 1 中学校維持管理費 40,128
14 工事請負費	886,600	中学校校舎等の整備に要する経費 1 中学校校舎改造事業 886,600

款50 教育費  
 項18 幼稚園費 補正額 2,231千円

5 幼稚園費	498,055	2,231	500,286				2,231
計	498,055	2,231	500,286	0	0	0	2,231

10 需用費	2,231	職員の人件費及び幼稚園の維持管理等に要する経費 1 幼稚園維持管理費 2,231
--------	-------	---

款50 教育費  
 項20 社会教育費 補正額 31,249千円

5 社会教育総務費	1,866,956	5,533	1,872,489				5,533
18 文化財保護費	112,309	468	112,777				468
25 公民館費	396,904	17,847	414,751				17,847
30 図書館費	643,805	7,401	651,206				7,401
計	3,297,464	31,249	3,328,713	0	0	0	31,249

10 需用費	5,533	職員の人件費及び生涯学習・社会教育活動に要する経費 1 生涯学習センター費 4,500 (1)総合学習センター維持管理費 4,500 2 津久井生涯学習センター管理運営費 1,033
10 需用費	468	文化財保護活動、遺跡保存整備等に要する経費 1 文化財保護管理費 468
10 需用費	17,847	施設の運営及び維持管理に要する経費 1 施設維持管理費 17,847
10 需用費	3,386	施設の運営及び維持管理に要する経費
18 負担金、補助及び交付金	4,015	1 施設維持管理費 7,401 (1)図書館 3,386 (2)相模大野図書館 2,540 (3)橋本図書館 1,475

継続費についての令和2年度末までの支出額、  
令和4年度以降の支出予定額並びに

追加

款	項	事業名	全 体 計 画					
			年度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
					特 定 財 源			
千円	千円	千円	千円	千円	千円			
50 教育費	10 小学校費	谷口小学校校舎増改築事業	4	0	0	0	0	
			5	345,520	0	344,900	620	
			6	816,980	0	816,300	680	
			計	1,162,500	0	1,161,200	1,300	

令和3年度末までの支出額及び  
事業の進行状況等に関する調書(補正)

令和2年度末 までの 支出額	令和3年度末 までの 支出額	令和4年度 予 定 額	令和4年度末 までの 支出予定額	令和5年度 以降 支出予定額	継続費の総額 に対する 進捗率
千円	千円	千円	千円	千円	%
-	-	-	-	-	0.0
-	-	-	-	345,520	29.7
-	-	-	-	816,980	70.3
-	-	-	-	1,162,500	100.0

債務負担行為で令和5年度  
令和4年度以降の支出予定

追加

事 項	限 度 額	令 和 4 年 度 以 降 の	
		支 出 予 定 額	金 額
	千円	期 間	千円
南 障 害 者 地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー 指 定 管 理 経 費	160,135	6	160,135
斎 場 指 定 管 理 経 費	1,410,520	6	1,410,520
児 童 相 談 所 整 備 事 業	10,967	2	10,967
統 一 地 方 選 挙 経 費	225,206	2	225,206
道 路 維 持 管 理 計 画 事 業 ( 市 道 東 橋 本 大 山 )	12,199	2	12,199
道 路 維 持 管 理 計 画 事 業 ( 市 道 南 橋 本 大 山 )	31,394	2	31,394
道 路 維 持 管 理 計 画 事 業 ( 国 道 4 1 3 号 )	13,915	2	13,915
道 路 維 持 管 理 計 画 事 業 ( 県 道 5 1 7 号 )	13,806	2	13,806
道 路 維 持 管 理 計 画 事 業 ( 県 道 5 1 8 号 )	13,456	2	13,456
道 路 維 持 管 理 計 画 事 業 ( 市 道 阿 津 増 原 )	7,180	2	7,180
道 路 維 持 管 理 計 画 事 業 ( 市 道 関 口 道 志 )	45,352	2	45,352
道 路 維 持 管 理 計 画 事 業 ( 市 道 大 野 北 中 前 通 )	7,100	2	7,100

以降にわたるものについての  
額等に関する調書(補正)

左 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
22,500	0	0	137,635
0	0	434,364	976,156
3,042	7,100	0	825
79,249	0	0	145,957
0	12,000	0	199
0	28,100	0	3,294
0	13,600	0	315
0	13,700	0	106
0	13,100	0	356
0	6,300	0	880
0	45,200	0	152
0	7,000	0	100

事 項	限 度 額	令 和 4 年 度 以 降 の	
		支 出 予 定 額	期 間 金 額
	千円		千円
道路維持管理計画事業 (市道市役所前通)	56,800	2	56,800
道路維持管理計画事業 (市道田尻番田)	16,500	2	16,500
道路維持管理計画事業 (市道橋本三谷)	44,200	2	44,200
道路維持管理計画事業 (県道46号)	19,608	2	19,608
道路維持管理計画事業 (市道大沼1号)	22,867	2	22,867
道路維持管理計画事業 (市道上溝麻溝台)	35,077	2	35,077
道路維持管理計画事業 (市道谷口)	22,234	2	22,234
道路維持管理計画事業 (市道横山磯部)	16,872	2	16,872

左 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	56,700	0	100
0	16,400	0	100
0	44,100	0	100
0	19,500	0	108
0	20,400	0	2,467
0	31,300	0	3,777
0	19,900	0	2,334
0	15,000	0	1,872

地方債の令和3年度末  
令和4年度末における現在高

変更

区分	令和3年度末 現在高	令和4年度中		
		令和4年度中起債見込額		
		補正前	補正	補正後
1 普通債	(110,338,221) 113,619,313	8,084,400	2,437,300	10,521,700
(9) 教育	24,830,387	1,044,500	2,437,300	3,481,800
合計	(269,363,485) 284,641,192	23,915,800	2,437,300	26,353,100

( )は、市場公募地方債発行に伴う満期一括償還に係る積立と取崩を反映した額  
元金償還見込額には、市場公募地方債発行に伴う満期一括償還に係る積立を取り崩す額を含む。

における現在高及び  
の見込みに関する調書(補正)

の増減見込み			令和4年度末現在高見込額		
令和4年度中元金償還見込額					
補正前	補正	補正後	補正前	補正	補正後
(14,132,339) 14,843,901	0	(14,132,339) 14,843,901	(104,290,282) 106,859,812	2,437,300	(106,727,582) 109,297,112
2,703,892	0	2,703,892	23,170,995	2,437,300	25,608,295
(25,348,395) 24,626,242	0	(25,348,395) 24,626,242	(267,930,890) 283,930,750	2,437,300	(270,368,190) 286,368,050

令和4年度相模原市  
介護保険事業特別会計補正予算  
(第1号)

令和4年度相模原市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

令和4年度相模原市介護保険事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額58,944,000千円に歳入歳出それぞれ643,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59,587,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月18日提出

相模原市長 本村賢太郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
45 繰越金		0	643,000	643,000
	5 繰越金	0	643,000	643,000
歳入合計		58,944,000	643,000	59,587,000

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
35 諸支出金		52,090	643,000	695,090
	5 償還金及び還付加算金	25,136	643,000	668,136
歳出合計		58,944,000	643,000	59,587,000

介 護 保 険 事 業 特 別 会 計  
補 正 予 算 に 関 す る 説 明 書  
(第1号)

令和4年度相模原市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を提出するに当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第2項の規定により、当該予算に関する説明書をここに提出する。

令和4年11月18日提出

相模原市長 本村賢太郎

歳入

歳入歳出補正予算

款45 繰越金 補正額 643,000千円  
 項5 繰越金 補正額 643,000千円

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
5 繰越金	0	643,000	643,000
計	0	643,000	643,000

事項別明細書

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
5 繰越金	643,000	1 前年度剰余金	643,000

歳 出

款 3 5 諸支出金 補正額 643,000千円

項 5 償還金及び還付加算金 補正額 643,000千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 償還金及び 還付加算金	千円 25,136	千円 643,000	千円 668,136	千円	千円	千円	千円 643,000
計	25,136	643,000	668,136	0	0	0	643,000

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金、利子 及び割引料	千円 643,000	介護保険料の還付及び国庫支出金等の返納に要する経費  1 国庫支出金返納金 627,000 2 県支出金返納金 16,000

令和4年度相模原市  
下水道事業会計補正予算  
(第1号)

令和4年度相模原市下水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和4年度相模原市下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和4年度相模原市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第1款 公共下水道事業費用	15,218,640千円	200,000千円	15,418,640千円
第1項 公共下水道営業費用	13,800,057千円	200,000千円	14,000,057千円

(債務負担行為)

第3条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり定める。

追 加

事 項	期 間	限 度 額
企業会計システム 運用・保守経費	令和4年度	千円 0
	令和5年度から 令和10年度まで	55,770
企業会計システム 開発経費	令和4年度	0
	令和5年度	75,346

令和4年11月18日提出

相模原市長 本村賢太郎

下 水 道 事 業 会 計  
補 正 予 算 に 関 す る 説 明 書  
(第1号)

令和4年度相模原市下水道事業会計補正予算実施計画  
収益的収入及び支出

支出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 公共下水道事業費用			千円 15,218,640	千円 200,000	千円 15,418,640	
	1 公共下水道営業費用		13,800,057	200,000	14,000,057	
		26 流域下水道管理費	3,036,743	200,000	3,236,743	

令和4年度相模原市下水道事業会計  
 予定キャッシュ・フロー計算書

	(単位 円)
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純損失	△ 68,447,594
減価償却費	8,896,094,000
引当金の増減額 (△は減少)	28,065,400
長期前受金戻入額	△ 2,464,030,000
受取利息及び受取配当金	△ 34,000
支払利息	1,040,085,300
有形固定資産除却損	8,301,000
未収金の増減額 (△は増加)	278,288,867
未払金の増減額 (△は減少)	<u>△ 1,379,274,971</u>
小 計	6,339,048,002
利子及び配当金の受取額	34,000
利子の支払額	<u>△ 1,040,085,300</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	5,298,996,702
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 6,547,733,208
無形固定資産の取得による支出	△ 149,817,955
国庫補助金等による収入	1,425,119,000
受益者負担金等による収入	69,166,525
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	<u>285,093,000</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,918,172,638

	(単位 円)
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	6,827,800,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	<u>△ 6,708,168,000</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	119,632,000
資金増加額 (△は減少額)	500,456,064
資金期首残高	<u>3,546,454,871</u>
資金期末残高	4,046,910,935

債務負担行為で令和5年度  
令和4年度以降の支出予定

追 加

事 項	限 度 額	令 和 4 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
企 業 会 計 シ ス テ ム 運 用 ・ 保 守 経 費	千円 55,770	7	千円 55,770
企 業 会 計 シ ス テ ム 開 発 経 費	75,346	2	75,346

以降にわたるものについての  
額等に関する調書 (補正)

左の財源内訳			
国県支出金	企業債	その他	損益勘定 留保資金
千円 0	千円 0	千円 55,770	千円 0
0	0	0	75,346

令和4年度相模原市下水道事業予定貸借対照表  
(令和5年3月31日)

(単位 円)

(単位 円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
1 固定資産			3 固定負債		
(1) 有形固定資産			(1) 企業債		
イ 土地	11,856,637,658		イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	72,895,859,893	
ロ 建物	965,394,321		企業債合計		72,895,859,893
減価償却累計額	<u>△ 280,701,282</u>	684,693,039	(2) リース債務		<u>2,525,617</u>
ハ 構築物	288,687,022,312		固定負債合計		72,898,385,510
減価償却累計額	<u>△ 75,496,630,841</u>	213,190,391,471	4 流動負債		
ニ 機械及び装置	3,984,360,541		(1) 企業債		
減価償却累計額	<u>△ 1,906,917,460</u>	2,077,443,081	イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	6,311,827,886	
ホ 工具、器具及び備品	7,014,431		企業債合計		6,311,827,886
減価償却累計額	<u>△ 6,251,664</u>	762,767	(2) リース債務		5,473,283
ヘ リース資産	45,611,200		(3) 未払金		2,450,145,085
減価償却累計額	<u>△ 37,990,632</u>	7,620,568	(4) 引当金		
ト 建設仮勘定		1,759,789,091	イ 賞与引当金	52,379,000	
有形固定資産合計		<u>229,577,337,675</u>	引当金合計		52,379,000
(2) 無形固定資産			(5) 預り金		<u>16,591,758</u>
イ 施設利用権	13,446,742,996		流動負債合計		8,836,417,012
ロ ソフトウエア	<u>1,963,535</u>	13,448,706,531	5 繰延収益		
無形固定資産合計			(1) 長期前受金		
(3) 投資その他資産			イ 受贈財産評価額	16,265,815,994	
イ 出資金	13,690,000		収益化累計額	<u>△ 4,835,296,836</u>	11,430,519,158
投資その他資産合計		<u>13,690,000</u>	ロ 国庫補助金	47,015,037,908	
固定資産合計		<u>243,039,734,206</u>	収益化累計額	<u>△ 10,770,327,993</u>	36,244,709,915
2 流動資産			ハ 県補助金	12,540,146,751	
(1) 現金預金	4,046,910,935		収益化累計額	<u>△ 2,478,724,455</u>	10,061,422,296
(2) 未収金	3,526,758,628		ニ 他会計負担金	12,606,308,906	
貸倒引当金	<u>△ 19,716,925</u>	3,507,041,703	収益化累計額	<u>△ 12,606,307,227</u>	1,679
流動資産合計		<u>7,553,952,638</u>	ホ 受益者負担金等	7,935,105,914	
資 産 合 計		<u>250,593,686,844</u>	収益化累計額	<u>△ 2,220,724,016</u>	5,714,381,898
			ヘ その他	33,296,830	
			収益化累計額	<u>△ 22,132,084</u>	11,164,746
			繰延収益合計		<u>63,462,199,692</u>
			負 債 合 計		<u>145,197,002,214</u>

注 記

(単位 円)

資 本 の 部		
6 資本金		99,534,976,103
7 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ 受贈財産評価額	959,819,206	
資本剰余金合計	<u>959,819,206</u>	
(2) 利益剰余金		
イ 当年度末処分利益剰余金	4,901,889,321	
利益剰余金合計	<u>4,901,889,321</u>	
剰余金合計		<u>5,861,708,527</u>
資本合計		<u>105,396,684,630</u>
負債資本合計		<u>250,593,686,844</u>

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

・減価償却の方法

定額法

・主な耐用年数

建物 15～50年

構築物 28～50年

機械及び装置 6～20年

工具、器具及び備品 5年

イ 無形固定資産

・減価償却の方法

定額法

・主な耐用年数

施設利用権 50年

ソフトウェア 5年

(2) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計がその全部を負担することとなっているため、退職給付引当金は計上していない。

イ 賞与引当金

職員の期末手当、勤勉手当及びそれに伴う法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ウ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

(3) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式としている。

2 予定貸借対照表に関する注記

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は、34,217,721千円である。

(2) 建設仮勘定の整理方法

建設改良工事でその工期が1事業年度を越えるものは、建設仮勘定をもって整理する。

3 リース契約により使用する固定資産に関する注記

(1) リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理をする。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理をする。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	1,153,628 円
1年超	1,045,110 円
計	2,198,738 円

4 セグメント情報に関する注記

(1) 報告セグメントの概要

下水道事業会計は、公共下水道事業、農業集落排水事業及び市設置高度処理型浄化槽事業を運営しており、各事業で運営方針等を決定していることから、それらを報告セグメントとしている。

ア 各報告セグメントの事業内容

セグメント区分	事業の内容
公共下水道事業	市街地における、し尿・生活雑排水等の処理及び雨水排除
農業集落排水事業	農業集落における、し尿・生活雑排水等の処理
市設置高度処理型浄化槽事業	高度処理型浄化槽整備区域における、し尿・生活雑排水等の処理

イ 各報告セグメントの財務情報

(単位：千円)

	公共下水道事業	農業集落排水事業	市設置高度処理型浄化槽事業	合計
営業収益	10,211,267	2,409	42,858	10,256,534
営業費用	13,505,843	51,250	411,608	13,968,701
営業損益	△ 3,294,576	△ 48,841	△ 368,750	△ 3,712,167
経常損益	147,114	△ 22,379	△ 195,652	△ 70,917
セグメント資産	244,279,366	580,193	5,734,128	250,593,687
セグメント負債	139,009,830	525,580	5,661,592	145,197,002
その他の項目				
他会計繰入金	4,011,785	11,087	77,128	4,100,000
減価償却費	8,697,589	25,900	172,605	8,896,094
特別利益	0	2,469	0	2,469
固定資産の増加	△ 1,484,713	△ 4,180	609,595	△ 879,298

1 補正予算事項別明細

収 益 的 収 入  
支

款	項	目	名 称	既決予定額	補正予定額	計
1			公共下水道 事業費用	15,218,640	200,000	15,418,640
	1		公共下水道 営業費用	13,800,057	200,000	14,000,057
		26	流域下水道管理費	3,036,743	200,000	3,236,743

及 び 支 出  
出

(単位：千円)

節	予定額	説 明
47	200,000	流域下水道管理 事業費負担金 流域下水道維持管理負担金



## 参 考 资 料

土木（道路）工事箇所表

(1) 国道、県道

番号	所在	路線名	規模	
			延長 (m)	幅員 (m)
緑区				
1	青根	国道413号	130.0	5.0~6.9
2	青野原	国道413号	113.0	2.9~7.4
3	日連	県道517号(奥牧野相模湖)	100.0	5.0~5.5
4	寸沢嵐	県道518号(藤野津久井)	190.0	3.4~6.5
5	牧野	県道518号(藤野津久井)	100.0	6.5
南区				
1	当麻	県道46号(相模原茅ヶ崎)	244.5	12.0

箇所説明
青根1793番1地先~青根1813番1地先
青野原3296番地先~青野原3361番地先
日連2470番地19地先~日連2740番地30地先
寸沢嵐2356番地6地先~寸沢嵐2450番地3地先
牧野1374番地2地先~牧野1387番地2地先
当麻873番10地先~当麻898番1地先

(2) 市道

番号	所在	路線名	規模	
			延長 (m)	幅員 (m)
緑区				
1	若柳	阿津増原	190.0	4.0~5.0
2	寸沢嵐	関口道志	437.0	4.0
3	橋本3丁目	東橋本大山	88.5	6.0~9.0
4	大山町	南橋本大山	375.5	6.6~9.2
中央区				
1	淵野辺2丁目ほか	大野北中前通	90.0	10.0
2	中央6丁目ほか	市役所前通	220.0	40.0
3	上溝	田尻番田	400.0	6.0
4	宮下本町2丁目ほか	橋本三谷	620.0	15.0
南区				
1	古淵2丁目	大沼1号	252.5	12.0
2	下溝	上溝麻溝台	301.4	7.0
3	下溝	上溝麻溝台	181.3	7.0
4	上鶴間本町7丁目	谷口	252.5	12.0
5	下溝	横山磯部	280.9	9.0

箇所説明
若柳1302番地2地先~若柳1330番地7地先
寸沢嵐1555番地2地先~寸沢嵐1968番地9地先
橋本3丁目129番25地先~橋本3丁目131番9地先
大山町403番4地先~大山町403番26地先
淵野辺2丁目884番2地先~淵野辺4丁目898番10地先
中央6丁目4999番2地先~富士見6丁目5346番3地先
上溝439番1地先~上溝465番1地先
宮下本町2丁目387番1地先~宮下本町3丁目342番30地先
古淵2丁目110番1地先~古淵2丁目112番1地先
下溝93番10地先~下溝344番1地先
下溝1999番5地先~下溝2029番14地先
上鶴間本町7丁目660番2地先~上鶴間本町7丁目711番5地先
下溝1581番1地先~下溝1620番2地先

# 令和4年度12月補正予算(No.2)の概要

小中学校校舎改造事業に要する経費や燃料価格高騰に伴う光熱費等を計上するとともに、繰越明許費及び債務負担行為の設定を行うもの

一般会計 総額 6,540,000千円

(以下単位は全て千円)

補正前	補正額	補正後	補正額の財源内訳	
			特定財源	一般財源
342,292,000	6,540,000	348,832,000	2,738,067	3,801,933

## \* 歳入予算

		主な内容	
1	市税	1,700,000	個人市民税(現年課税分) 1,300,000 市たばこ税(現年課税分) 400,000
2	国庫支出金	194,387	障害児者自立支援給付費負担金 190,214
3	県支出金	99,757	障害児者自立支援給付費負担金 95,107
4	繰入金	1,000,000	財政調整基金繰入金 1,000,000
5	繰越金	1,101,933	前年度剰余金 1,101,933
6	諸収入	6,623	総合保健医療センター光熱水費等実費負担金 5,681 あじさい会館光熱水費実費負担金 942
7	市債	2,437,300	緊急防災・減災事業債 2,437,300

## \* 歳出予算の主なもの

		内容	
1	精算返還金及び市税外過誤納還付金(財政課)	3,360,000	過年度に受け入れた国庫支出金等の返還金及び還付金が当初の見込みを上回ることから増額するもの
2	市営住宅維持補修費(繰越明許費設定)(市営住宅課)	23,496 繰越明許費設定額 23,496	令和4年7月4日に市営富士見団地5号棟で発生した火災について、火元となった304号室の室内修繕を行うもの
3	小中学校校舎改造事業(繰越明許費設定)(学校施設課)	2,442,100 繰越明許費設定額 2,442,100	相模原市学校施設長寿命化計画に基づく小中学校校舎の長寿命化改修等を実施するもの
4	燃料価格高騰に伴う光熱費	497,493	燃料価格高騰に伴う電気・ガス料金の上昇に対応するため、公共施設の光熱費を増額するもの

## \* 繰越明許費設定の主なもの

1	施設改修事業費(斎場準備室)	繰越額 34,573	市営斎場の冷温水発生機に係る改修について、入札の不調により、改修の完了が次年度になる見込みのため、予算を繰り越すもの
2	アトラボはしもと再整備事業(文化振興課)	繰越額 101,266	アトラボはしもと再整備事業について、土壌調査や公募条件等の調整に時間を要し、内装設計等の完了が次年度になる見込みのため、予算を繰り越すもの
3	準用河川姥川改修事業(河川課)	繰越額 97,515	準用河川姥川改修事業について、令和3年度から繰越明許により実施している工事の工期が延びたことにより、続けて着手する本年度実施予定工事の年度内の完成が困難となったもの

\* 継続費の補正

【追加】

1	谷口小学校校舎増改築事業 (学校施設課)	総額	1,162,500千円
		期間	令和4年度から令和6年度まで
		内容	市立谷口小学校校舎の増改築工事を実施するもの

\* 債務負担行為の補正

【追加】

1	指定管理経費(2件) (高齢・障害者福祉課、斎場準備室) 限度額 1,570,655千円(総額) 期間 令和4年度から令和9年度まで	令和4年度で指定期間が終了する指定管理施設について、令和5年度以降の指定管理経費の債務負担行為を設定するもの
2	児童相談所整備事業 (総務課) 限度額 10,967千円(総額) 期間 令和4年度から令和5年度まで	児童相談所一時保護所の改修工事に係る設計業務委託について、令和4年度から準備に着手するため、債務負担行為を設定するもの
3	道路関係事業(16件) (緑土木事務所、津久井土木事務所、中央土木事務所、南土木事務所) 限度額 378,560千円(総額) 期間 令和4年度から令和5年度まで	相模原市道路施設長寿命化修繕計画に基づき管理する道路のうち、令和5年度に実施予定であった箇所について、工事発注の平準化のため、令和4年度に前倒して実施するもの
4	統一地方選挙経費 (市選挙管理委員会事務局、緑区選挙管理委員会事務局、中央区選挙管理委員会事務局、南区選挙管理委員会事務局) 限度額 225,206千円(総額) 期間 令和4年度から令和5年度まで	統一地方選挙の執行に係る経費のうち、選挙公報印刷委託やポスター掲示場設置管理及び撤去業務委託等について、令和4年度から準備に着手するため、債務負担行為を設定するもの

介護保険事業特別会計

総額 643,000千円

(以下単位は全て千円)

\* 歳入予算

		内容	
1	繰越金	643,000	前年度剰余金 643,000

\* 歳出予算

		内容	
1	国庫支出金返納金 (高齢・障害者支援課、介護保険課)	627,000	国庫支出金の精算に伴う返納金を計上するもの
2	県支出金返納金 (高齢・障害者支援課)	16,000	県支出金の精算に伴う返納金を計上するもの

# 下水道事業会計

総額 200,000千円

(以下単位は全て千円)

## \* 支出予算

内 容

- 1 公共下水道収益的支出  
(下水道経営課)

200,000

燃料価格高騰に伴い県の流域下水道施設の電気料金が 増加するため、流域下水道維持管理費の負担金を増額す るもの
--

## \* 債務負担行為の補正

- 1 企業会計システム運用保守経費  
(下水道経営課)

限度額 55,770千円(総額)

期 間 令和4年度から令和10年度まで

現行の企業会計システムの更新時期の到来に伴い、次 期システムに係る契約事務を早期に実施するため、債務 負担行為を設定するもの
--

- 2 企業会計システム開発経費  
(下水道経営課)

限度額 75,346千円(総額)

期 間 令和4年度から令和5年度まで

現行の企業会計システムの更新時期の到来に伴い、次 期システムに係る契約事務を早期に実施するため、債務 負担行為を設定するもの
--

人権擁護委員の候補者の推薦について  
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

令和4年11月24日提出

相模原市長 本村 賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
██████████ ██████████	内 田 淑 子	██████████	██████████

提案の理由

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について  
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

令和4年11月24日提出

相模原市長 本村 賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	大 貫 薫	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

提案の理由

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について  
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

令和4年11月24日提出

相模原市長 本村 賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	山 口 絹 子	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

提案の理由

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について  
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

令和4年11月24日提出

相模原市長 本村 賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
■■■■■ ■■■■■	中 村 和 幸	■■■■■	■■■■■

提案の理由

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について  
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

令和4年11月24日提出

相模原市長 本村 賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	甲 斐 田 沙 織	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

提案の理由

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について  
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

令和4年11月24日提出

相模原市長 本村 賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	大 山 政 弘	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■

提案の理由

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について  
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

令和4年11月24日提出

相模原市長 本村賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■	中 島 今 子	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■

提案の理由

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について  
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

令和4年11月24日提出

相模原市長 本村 賢 太 郎

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
██████████ ██████████ ██████	岡 見 益 義	██████████	██████████

提案の理由

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について  
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

令和4年11月24日提出

相模原市長 本村 賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	宮 崎 文 枝	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■

提案の理由

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

令和4年度相模原市一般会計補正予算書

及び予算に関する説明書

(令和4年12月)

No. 3

Blank

令和4年度相模原市  
一般会計補正予算  
(第10号)

令和4年度相模原市一般会計補正予算(第10号)

令和4年度相模原市の一般会計の補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 歳入歳出予算の総額348,832,000千円に歳入歳出それぞれ807,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ349,639,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表繰越明許費補正」による。

(地方債補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表地方債補正」による。

令和4年12月16日提出

相模原市長 本村賢太郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
55 国庫支出金		82,695,110	428,589	83,123,699
	10 国庫補助金	20,498,022	428,589	20,926,611
60 県支出金		21,660,879	249,556	21,910,435
	10 県補助金	5,853,951	249,556	6,103,507
80 繰越金		8,029,490	107,846	8,137,336
	5 繰越金	8,029,490	107,846	8,137,336
85 諸収入		12,351,114	9	12,351,123
	25 雑入	3,321,747	9	3,321,756
90 市債		26,353,100	21,000	26,374,100
	5 市債	26,353,100	21,000	26,374,100
歳入合計		348,832,000	807,000	349,639,000

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
20 衛生費		38,097,165	783,600	38,880,765
	5 保健衛生費	26,433,733	783,600	27,217,333
35 商工費		11,768,967	23,400	11,792,367
	5 商工費	11,768,967	23,400	11,792,367
歳出合計		348,832,000	807,000	349,639,000

第2表 繰越明許費補正

追 加			
款	項	事 業 名	金 額
			千円
10 総務費	5 総務管理費	アーバンスポーツ施設整備事業	23,782
20 衛生費	5 保健衛生費	出産・子育て応援事業	637,230
35 商工費	5 商工費	観光施設維持管理費	5,121
		観光施設整備事業	271,173
		やまなみ温泉管理運営費	34,619

第3表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補 正 前	補 正	補 正 後
	千円	千円	千円
(商工債) 観光施設整備費	287,800	21,000	308,800
計	26,353,100	21,000	26,374,100

一般会計補正予算に関する説明書  
(第10号)

令和4年度相模原市一般会計補正予算(第10号)を提出するに当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第2項の規定により、当該予算に関する説明書をここに提出する。

令和4年12月16日提出

相模原市長 本村賢太郎

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	
	金額	構成比
5 市税	132,400,000	38.0
10 地方譲与税	1,713,000	0.5
13 利子割交付金	60,000	0.0
16 配当割交付金	600,000	0.2
19 株式等譲渡所得割交付金	600,000	0.2
20 分離課税所得割交付金	120,000	0.0
21 法人事業税交付金	900,000	0.3
22 地方消費税交付金	15,000,000	4.3
25 ゴルフ場利用税交付金	150,000	0.0
31 環境性能割交付金	650,000	0.2
32 軽油引取税交付金	3,100,000	0.9
34 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,301,881	0.4
37 地方特例交付金	948,600	0.3
40 地方交付税	19,000,000	5.4
43 交通安全対策特別交付金	210,000	0.1
46 分担金及び負担金	822,635	0.2
50 使用料及び手数料	5,460,039	1.6
55 国庫支出金	82,695,110	23.7
60 県支出金	21,660,879	6.2
65 財産収入	206,088	0.1
70 寄附金	884,450	0.2
75 繰入金	13,615,614	3.9
80 繰越金	8,029,490	2.3
85 諸収入	12,351,114	3.5
90 市債	26,353,100	7.5
歳入合計	348,832,000	100.0

補正額		計		補正額財源区分	
金額	構成比	金額	構成比	特定財源	一般財源
-	-	132,400,000	37.9	-	-
-	-	1,713,000	0.5	-	-
-	-	60,000	0.0	-	-
-	-	600,000	0.2	-	-
-	-	600,000	0.2	-	-
-	-	120,000	0.0	-	-
-	-	900,000	0.2	-	-
-	-	15,000,000	4.3	-	-
-	-	150,000	0.0	-	-
-	-	650,000	0.2	-	-
-	-	3,100,000	0.9	-	-
-	-	1,301,881	0.4	-	-
-	-	948,600	0.3	-	-
-	-	19,000,000	5.4	-	-
-	-	210,000	0.1	-	-
-	-	822,635	0.2	-	-
-	-	5,460,039	1.6	-	-
428,589	53.1	83,123,699	23.8	428,589	0
249,556	30.9	21,910,435	6.3	249,556	0
-	-	206,088	0.1	-	-
-	-	884,450	0.2	-	-
-	-	13,615,614	3.9	-	-
107,846	13.4	8,137,336	2.3	0	107,846
9	0.0	12,351,123	3.5	9	0
21,000	2.6	26,374,100	7.5	21,000	0
807,000	100.0	349,639,000	100.0	699,154	107,846

## (歳 出)

款	補正前の額		補正額	
	金額	構成比	金額	構成比
	千円	%	千円	%
5 議会費	965,541	0.3	-	-
10 総務費	33,249,993	9.5	-	-
15 民生費	146,356,305	42.0	-	-
20 衛生費	38,097,165	10.9	783,600	97.1
25 労働費	338,806	0.1	-	-
30 農林水産業費	1,053,266	0.3	-	-
35 商工費	11,768,967	3.4	23,400	2.9
40 土木費	30,518,192	8.8	-	-
45 消防費	9,478,561	2.7	-	-
50 教育費	48,594,036	13.9	-	-
55 災害復旧費	1,171,296	0.3	-	-
60 公債費	26,831,578	7.7	-	-
65 諸支出金	8,294	0.0	-	-
70 予備費	400,000	0.1	-	-
歳 出 合 計	348,832,000	100.0	807,000	100.0

計		補正額の財源内訳			
金額	構成比	特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
千円	%	千円	千円	千円	千円
965,541	0.3	-	-	-	-
33,249,993	9.5	-	-	-	-
146,356,305	41.9	-	-	-	-
38,880,765	11.1	678,145	0	9	105,446
338,806	0.1	-	-	-	-
1,053,266	0.3	-	-	-	-
11,792,367	3.4	0	21,000	0	2,400
30,518,192	8.7	-	-	-	-
9,478,561	2.7	-	-	-	-
48,594,036	13.9	-	-	-	-
1,171,296	0.3	-	-	-	-
26,831,578	7.7	-	-	-	-
8,294	0.0	-	-	-	-
400,000	0.1	-	-	-	-
349,639,000	100.0	678,145	21,000	9	107,846

(性質別経費内訳表)

款	5 議会費	10 総務費	15 民生費	20 衛生費	25 労働費	30 農林水 産業費	35 商工費
消 費 的 経 費	人件費			2,167			
		833,370	13,540,519	11,752,676	5,377,894	55,784	468,049
	物件費			153,433			
		73,980	9,849,706	4,685,310	22,409,772	123,419	81,817
	補助 費等	58,191	5,394,308	11,157,115	3,100,643	49,103	338,008
	維持 補修費		540,643	226,573	1,260,547	500	103,023
	扶助費				628,000		
		285,000	101,485,348	5,182,326			
小計				783,600			
	965,541	29,610,176	129,307,022	37,331,182	228,806	990,897	3,406,094
投 資 的 経 費	補助 事業			403,026	30,548	31,000	
	単独 事業						23,400
			934,625	685,457	908,415	31,369	724,254
	小計						23,400
		934,625	1,088,483	938,963		62,369	724,254
その他							
		2,705,192	15,960,800	610,620	110,000		7,662,019
予備費							
							400,000
合計				783,600			23,400
	965,541	33,249,993	146,356,305	38,880,765	338,806	1,053,266	11,792,367

上段は、今回補正額を、  
下段は、累計額を示す。(単位：千円)

40 土木費	45 消防費	50 教育費	55 災害復 旧費	60 公債費	65 諸支出 金	70 予備費	合計	構 成 比 %
							2,167	0.3
3,497,472	6,432,833	34,335,185					76,705,101	21.9
							153,433	19.0
3,998,055	824,673	8,291,307		83,921			51,725,262	14.8
471,235	150,932	634,325			8,294		23,036,686	6.6
1,757,765	36,808	749,785					4,692,585	1.3
							628,000	77.8
							107,923,787	30.9
							783,600	97.1
9,724,527	7,445,246	44,981,715		83,921	8,294		264,083,421	75.5
2,973,213		29,957	109,320				3,577,064	1.0
							23,400	2.9
4,550,140	2,033,315	3,581,273	1,061,976				14,510,824	4.2
							23,400	2.9
7,523,353	2,033,315	3,611,230	1,171,296				18,087,888	5.2
13,270,312		1,091		26,747,657			67,067,691	19.2
						400,000	400,000	0.1
							807,000	100.0
30,518,192	9,478,561	48,594,036	1,171,296	26,831,578	8,294	400,000	349,639,000	100.0



歳

入

2 歳 入

款 5 5 国庫支出金 補正額 428,589千円  
 項 1 0 国庫補助金 補正額 428,589千円

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
15 衛生費国庫補助金	3,034,256	428,589	3,462,845
計	20,498,022	428,589	20,926,611

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
5 保健衛生費補助金	428,589	1 出産・子育て応援交付金 補助率 10/10・2/3	428,589

款 6 0 県支出金 補正額 249,556千円  
 項 1 0 県補助金 補正額 249,556千円

15 衛生費県補助金	2,152,029	249,556	2,401,585
計	5,853,951	249,556	6,103,507

15 保健衛生費補助金	105,443	1 出産・子育て応援交付金 補助率 1/6	105,443
35 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	144,113	1 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 補助率 10/10	144,113

款 8 0 繰越金 補正額 107,846千円  
 項 5 繰越金 補正額 107,846千円

5 繰越金	8,029,490	107,846	8,137,336
計	8,029,490	107,846	8,137,336

5 繰越金	107,846	1 前年度剰余金	107,846
-------	---------	----------	---------

款 8 5 諸収入 補正額 9千円  
 項 2 5 雑入 補正額 9千円

15 雑入	3,321,603	9	3,321,612
計	3,321,747	9	3,321,756

27 保健衛生費雑入	9	1 労働保険被保険者負担金	9
------------	---	---------------	---

款 9 0 市債 補正額 21,000千円  
 項 5 市債 補正額 21,000千円

25 商工債	361,500	21,000	382,500
計	26,353,100	21,000	26,374,100

25 観光施設整備債	21,000	1 公共施設等適正管理推進事業債 観光施設整備事業	21,000
------------	--------	------------------------------	--------



歳

出

3 歳 出

款 2 0 衛生費 補正額 783,600千円

項 5 保健衛生費 補正額 783,600千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 保健衛生総務費	千円 5,864,045	千円 2,257	千円 5,866,302	千円 1,872 国庫支出金 1,498 県支出金 374	千円 地方債	千円 9 諸収入	千円 376
15 母子保健費	1,360,387	637,230	1,997,617	532,160 国庫支出金 427,091 県支出金 105,069			105,070
20 保健予防費	14,373,569	144,113	14,517,682	144,113 県支出金			
計	26,433,733	783,600	27,217,333	678,145	0	9	105,446

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	千円 1,856	職員の人件費並びに保健医療及び保健衛生活動に要する経費
4 共済費	311	1 職員給与費 (1)会計年度任用職員給与費
8 旅費	90	
10 需用費	497	
11 役務費	1,920	母子保健事業等に要する経費 1 産前・産後支援事業 (1)出産・子育て応援事業
12 委託料	6,813	
19 扶助費	628,000	
12 委託料	144,113	結核・感染症及び難病等の保健予防に要する経費 1 感染症予防対策事業
		144,113

款 3 5 商工費 補正額 23,400千円

項 5 商工費 補正額 23,400千円

15 ふるさと観光費	677,130	23,400	700,530		21,000 市債		2,400
計	11,768,967	23,400	11,792,367	0	21,000	0	2,400

14 工事請負費	23,400	観光事業の助成、市民まつりの開催等に要する経費 1 観光施設整備事業	23,400
----------	--------	---------------------------------------	--------

一 般 職

給 与 費

総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補 正 後	(7,861) 7,722	5,635,562	30,834,172	27,178,841
補 正 前	(7,856) 7,722	5,633,706	30,834,172	27,178,841
比 較	(5) 0	1,856	0	0

( ) 内は、短時間勤務職員数(外数)である。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	776,430	3,860,798	26,490	606,491
	補 正 前	776,430	3,860,798	26,490	606,491
	比 較	0	0	0	0

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)
	補 正 後	233,710	127,240	28,600	605,300
	補 正 前	233,710	127,240	28,600	605,300
	比 較	0	0	0	0

明 細 書

費	共 済 費	合 計	備 考
計 (千円)	(千円)	(千円)	
63,648,575	11,532,362	75,180,937	
63,646,719	11,532,051	75,178,770	
1,856	311	2,167	

単 身 赴 任 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
1,010	7,924,312	6,005,789	651,710	1,995,280	0
1,010	7,924,312	6,005,789	651,710	1,995,280	0
0	0	0	0	0	0

へ き 地 手 当 (千円)	へ き 地 手 当 に 準 ず る 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)
0	0	179,150	4,143,911	12,620	0
0	0	179,150	4,143,911	12,620	0
0	0	0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補 正 後	(505) 7,722	—	30,834,172	26,425,810
補 正 前	(505) 7,722	—	30,834,172	26,425,810
比 較	(0) 0	—	0	0

( ) 内は、短時間勤務職員数(外数)である。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)
	補正後	776,430	3,860,798	26,490	606,491
	補正前	776,430	3,860,798	26,490	606,491
	比 較	0	0	0	0

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)
	補正後	233,710	127,240	28,600	605,300
	補正前	233,710	127,240	28,600	605,300
	比 較	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補 正 後	7,356	5,635,562	—	753,031
補 正 前	7,351	5,633,706	—	753,031
比 較	5	1,856	—	0

職員数は、全て短時間勤務職員数である。

職員手当は、期末手当である。

費 計	共 済 費	合 計	備 考
(千円)	(千円)	(千円)	
57,259,982	10,970,794	68,230,776	
57,259,982	10,970,794	68,230,776	
0	0	0	

単 身 赴 任 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
1,010	7,171,281	6,005,789	651,710	1,995,280	0
1,010	7,171,281	6,005,789	651,710	1,995,280	0
0	0	0	0	0	0

へ き 地 手 当 (千円)	へ き 地 手 当 に 準 ず る 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)
0	0	179,150	4,143,911	12,620	0
0	0	179,150	4,143,911	12,620	0
0	0	0	0	0	0

費 計	共 済 費	合 計	備 考
(千円)	(千円)	(千円)	
6,388,593	561,568	6,950,161	
6,386,737	561,257	6,947,994	
1,856	311	2,167	

地方債の令和3年度末  
令和4年度末における現在高

変更

区分	令和3年度末 現在高	令和4年度中		
		令和4年度中起債見込額		
		補正前	補正	補正後
1 普通債	(110,338,221) 113,619,313	10,521,700	21,000	10,542,700
(6) 商工	65,625	361,500	21,000	382,500
合計	(269,363,485) 284,641,192	26,353,100	21,000	26,374,100

( ) は、市場公募地方債発行に伴う満期一括償還に係る積立と取崩を反映した額  
元金償還見込額には、市場公募地方債発行に伴う満期一括償還に係る積立を取り崩す額を含む。

における現在高及び  
の見込みに関する調書(補正)

の増減見込み			令和4年度末現在高見込額		
令和4年度中元金償還見込額					
補正前	補正	補正後	補正前	補正	補正後
(14,132,339) 14,843,901	0	(14,132,339) 14,843,901	(106,727,582) 109,297,112	21,000	(106,748,582) 109,318,112
8,900	0	8,900	418,225	21,000	439,225
(25,348,395) 24,626,242	0	(25,348,395) 24,626,242	(270,368,190) 286,368,050	21,000	(270,389,190) 286,389,050

# 令和4年度12月補正予算(No.3)の概要

出産・子育て応援事業、感染症予防対策事業及び観光施設整備事業に要する経費を計上するとともに、繰越明許費の設定を行うもの

一般会計 総額 807,000千円

(以下単位は全て千円)

補正前	補正額	補正後	補正額の財源内訳	
			特定財源	一般財源
348,832,000	807,000	349,639,000	699,154	107,846

## \* 歳入予算

		内 容	
1	国庫支出金	428,589	出産・子育て応援交付金 428,589
2	県支出金	249,556	出産・子育て応援交付金 105,443 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 144,113
3	繰越金	107,846	前年度剰余金 107,846
4	諸収入	9	労働保険被保険者負担金 9
5	市債	21,000	公共施設等適正管理推進事業債 21,000

## \* 歳出予算

		内 容	
1	感染症予防対策事業 (感染症対策課)	144,113	今冬の新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行等に対応するため、新型コロナウイルス感染症相談センターの体制強化に係る経費を増額するもの
2	出産・子育て応援事業 (こども家庭課)	639,487	出産・育児等の見通しを立てるための面談、継続的な情報発信等により必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠及び出生の届出を行った妊婦等に対して経済的支援を行うもの
3	観光施設整備事業 (緑区役所区政策課)	23,400	藤野やまなみ温泉中規模改修工事について、物価高騰を起因とする入札不調が続いていることから、物価上昇分等を増額するもの
		繰越明許費設定額 637,230	
		繰越明許費設定額 271,173	

## \* 繰越明許費の設定

1	アーバンスポーツ施設整備事業 (スポーツ推進課)	繰越額 23,782	工事の施工について、関係機関との調整に時間を要したため、年度内の完了が困難となったもの
2	観光施設維持管理費 (緑区役所区政策課)	繰越額 5,121	藤野やまなみ温泉中規模改修工事について、建築工事の入札不調により、年度内の改修が不可能となったため、改修工事に合わせて実施する業務委託に関する予算を繰り越すもの
3	やまなみ温泉管理運営費 (緑区役所区政策課)	繰越額 34,619	藤野やまなみ温泉中規模改修工事について、建築工事の入札不調により、年度内の改修が不可能となったため、改修工事に合わせて実施する備品購入及び補償に関する予算を繰り越すもの